

パーソナルデータの利活用に関する 制度改正の検討状況について

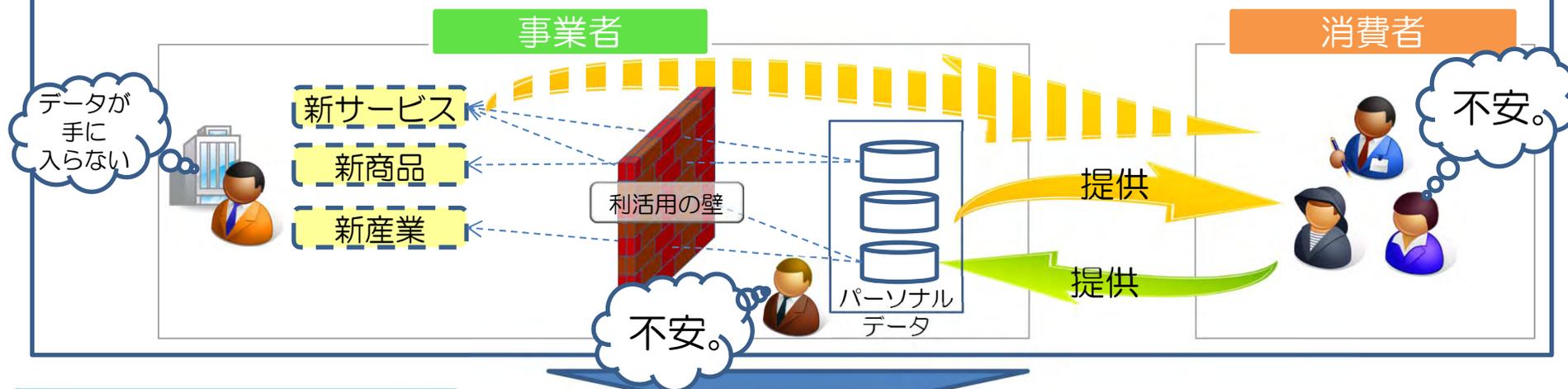
2014-6-3

基本的考え方

- 情報通信技術の進展により、多種多様・膨大なパーソナルデータが収集・分析されてきているが、その利活用に取り組む事業者が、特に個人の権利利益侵害に係る問題は発生させていないものの、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さ（グレーゾーン）のために社会的な批判を受けて、利活用に躊躇するという「利活用の壁」が出現しており、これまで、パーソナルデータの利活用が十分に行われてきているとは言い難い。
- このような現状に鑑み、政府の成長戦略においては、データ利活用による経済再生を一つの柱として掲げ、特に利用価値が高いとされるパーソナルデータについて、事業者の「利活用の壁」を取り払い、これまでと同様に個人の権利利益侵害を未然に防止しつつ、新産業・サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための利活用を実現する環境整備を行うこととしている。
- これが今回の制度改正の主な目的・理由であり、制度改正により実現する新たな枠組み・ルールポイントは、以下の3点である。
 - ① パーソナルデータの利活用は、目的外利用や第三者提供において大きな効果をもたらすことから、それらを本人の同意がなくても行うことを可能とする枠組みを導入する。
 - ② グレーゾーンの内容や、個人の権利利益の侵害の可能性・度合いは、情報通信技術の進展状況や個人の主観など複数の要素により時代とともに変動するものであることから、これに機動的に対応可能とするため、法律では大枠のみ定め、具体的な内容は政省令、規則及びガイドライン並びに民間の自主規制により対応するものとする。
 - ③ 利活用推進に向けて、法令や民間の自主規制を実効性あるものとして執行するために、独立した第三者機関の体制を整備する。
- なお、制度改正に当たっては、国境を越えたデータの流通を阻害することがないよう、国際的に調和のとれた我が国として最適な制度とすることを目指す。

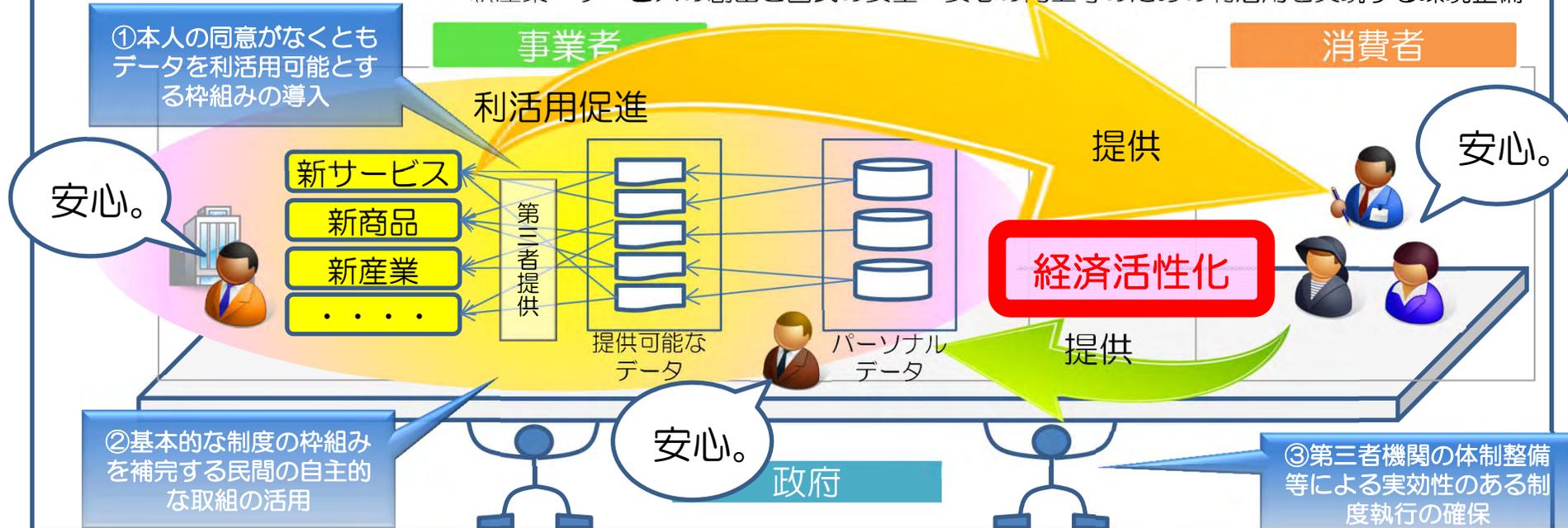
現状

「利活用の壁」によりパーソナルデータの利活用が十分に行われてきているとは言い難い



制度改正の方向性

新産業・サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための利活用を実現する環境整備



「我が国のサイバーセキュリティ推進体制の機能強化に関する取組方針（素案）」の概要

1. 機能強化の必要性

- あらゆる活動のサイバー空間への依存の高まりにより、**リスクが深刻化**（甚大化・拡散・グローバル化）
- 「世界最高水準のIT社会」をIT利活用においても実現することが**成長戦略**の柱の1つ

- **国際的な連携の強化が必要な諸外国**においても、積極的な**体制強化**が実施
- **2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた対策の強化**が必要

我が国の「サイバーセキュリティ」強化のための推進体制の機能強化が不可欠

2. 機能強化に向けた方針

IT社会の形成を目的とし、**民間の主導的役割等を基本理念**とする**IT基本法の基本的枠組みは今後も堅持**することが適当

国家の安全保障・危機管理上、国の主導的役割を定め、**マルチステークホルダーの相互連携**による**サイバー空間の防護**が必要

IT社会の形成及びサイバー空間の防護のための**関係者の役割を明確化**し、それが果たされるための**国の基本的施策**が必要

「サイバーセキュリティ」に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための体制を整備することが必要

3. 機能強化に向けた取組

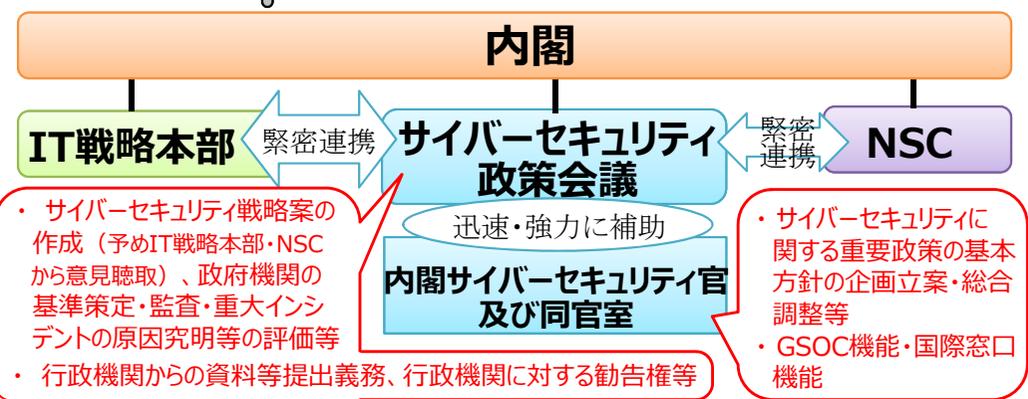
GSOC…Government Security Operation Coordination
(政府機関・情報セキュリティ横断監視・即応調整)

現状：法的な根拠・権限が不明確

今後：法制化を含む検討を通じ、事務・権限を明確化



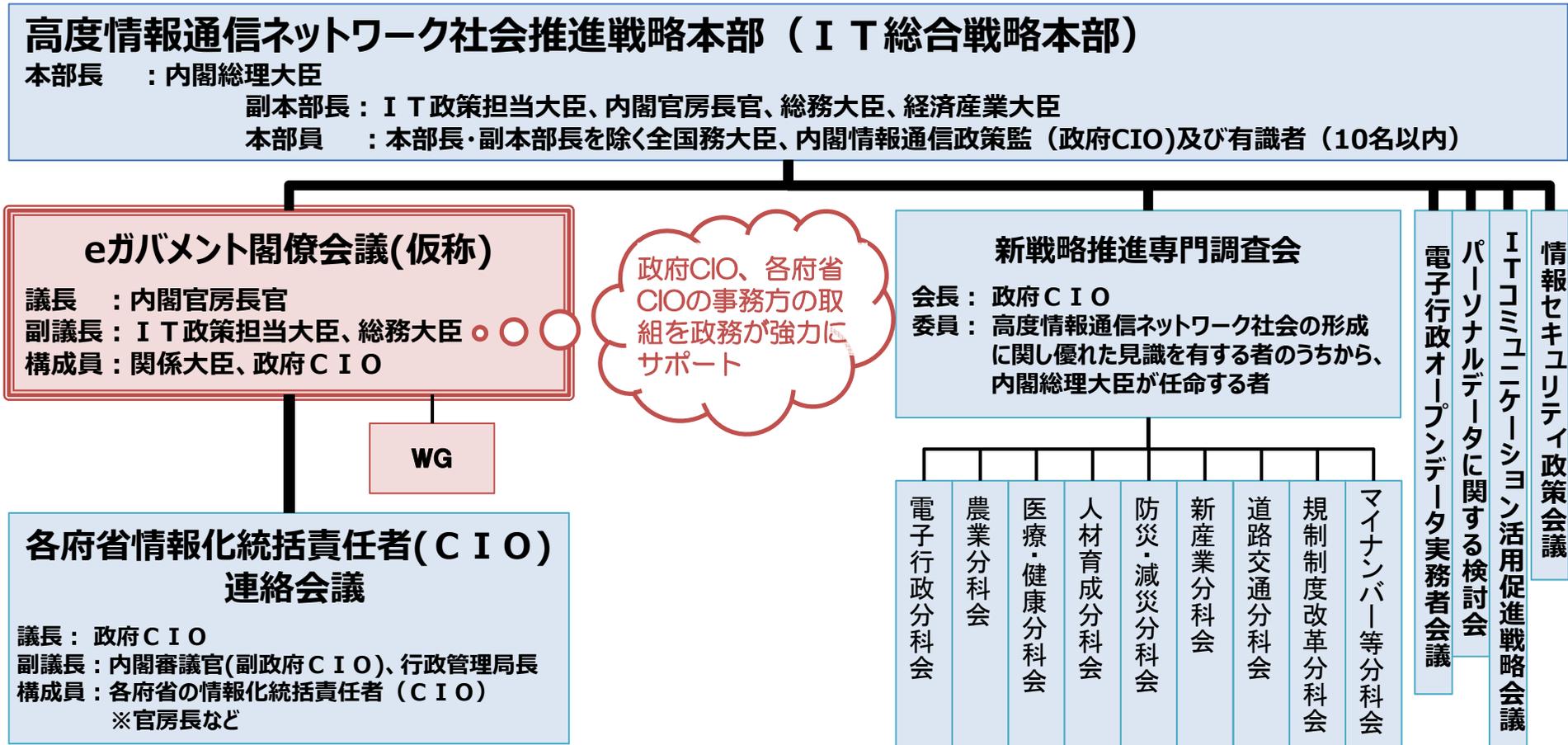
NSC…National Security Council (国家安全保障会議)
NISC…National Information Security Center (内閣官房情報セキュリティセンター)



2015年度を目途に「サイバーセキュリティ政策会議（仮称）」及び「内閣サイバーセキュリティ官（仮称）」へ強化

eガバメント閣僚会議(仮称)について

行政のIT化を強力・機動的に推進するため、IT総合戦略本部の下に開催



- ・ ①各府省内での取組の実践を促進するとともに、②国・地方を通じた行政のIT化の推進について関係府省の連携を図り、効果的な取組を促進
- ・ 必要に応じ民間有識者を入れたWGを開催

①当面の効果

マイナンバー制度の効果

番号の活用

カードの活用

マイ・ポータル(仮称)等の活用

6月3日現在

資料9

行政運営の効率化等

保有情報の正確な名寄せ・突合・検索の効率化によるアルバイト人件費(3.9万人日)等の削減

アルバイト人件費2億円

情報提供NWS等の稼働による発送費等の削減

郵送費42億円

案内・通知文書の発送に代えてマイ・ポータル(仮称)活用による発送費等の削減

郵送費14億円

情報提供NWS等の稼働により課税証明書の発行事務や文書照会への回答書作成事務が縮減(税務関係事務の効率化) **事務効率化(1,910人分)**
事務効率化(44万人日)

情報提供NWS等の稼働により社会保障関係の証明書の発行事務や文書照会への回答書作成事務が縮減(社会保障関係事務の効率化) **事務効率化(7,130人分)**
事務効率化(164万人日)

保有情報の正確な名寄せ・突合、基本4情報の確認が効率化し、調査選定等の事務も効率化(税務関係事務の効率化) **事務効率化(70人分)**
事務効率化(16万人日)

番号制度導入の効果を最大限活用できる税務行政へ転換、抑止力・申告水準を

向上

社会保障給付の適正化
・併給調整による二重給付等の防止
・給付過誤の防止

国民・事業者の利便性向上

社会保障給付の申請手続等で課税証明書、住民票等の添付書類が不要となる(機会費用)

機会費用 319億円

社会保障給付の適正化

・給付漏れの防止など社会保障給付の機会の保障

日本国の住民であれば誰でも個人番号カードを取得し、対面・オンラインでの本人確認に利用できるため、いわゆる「証明弱者問題」が解決される。

公的個人認証の署名検証者を民間事業者に開放して利便性を向上

・オンライン証券会社が署名検証者になれば、口座開設から取引まで個人番号カード1枚で可能
・高額商品も安心してネットで売買が可能

スマートフォン・タブレット、CATVなど様々なチャネルを用いて、どこからでも行政サービス等にアクセスでき、官民の証明書類をデータで受領できるマイ・ポータル(仮称)/マイガバメントを整備

②職員の業務変更、業務そのものの見直し等を実施することにより得られる効果(現行制度で対応可)

税・社会保険料の徴収及び給付の適正化

仮に国・地方の税務職員等が業務効率化分を調査・徴収事務に充てることによる増収効果

税増収 2,400億円

番号システム整備に係る投資による増収効果

税増収 108億円

被災者生活再建支援金の支給の円滑化

増収増収から反射的に見込まれる国民健康保険料等の収入増、正確な所得情報による給付の適正化

激甚災害発生時に金融機関の生命保険金、損害保険金等の払出しの円滑化

事務効率化により業務変更が可能となることで、年金、雇用、労災、介護、援護、福祉その他の社会保障分野の充実や、よりきめ細やかな行政サービスの提供が可能

各府省ごとに調達・発行を行っている国家公務員身分証明証を個人番号カードに集約することにより、発行・管理コストを縮減できる。

国民・事業者の利便性向上

官民がホームページに掲載する法人情報(調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、所管特例民法法人、求人等の情報)に法人番号を付記することで、インターネット上の法人情報を法人番号で検索が可能となり、より使い勝手が向上することで情報(オープンデータ)の価値が高まる

国・地方公共団体等で個人番号カードの独自利用が可能

・市町村の施設利用カード
・市バス、市電の優待カード
・印鑑証明カード
・地域復興のための地域限定電子マネー等

教員免許等の公的資格証明、タスポカードとして個人番号カードを活用することにより、なりすましなどの不正を防止できる

官民の認証連携により、マイ・ポータル(仮称)と民間サービスがシームレスに接続することにより、例えばe-Taxに認証すれば、確定申告して、銀行サイトに移動するだけで納付が可能となる

③制度を見直すことにより見込まれる効果

行政機関における更なる効果

将来、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して住民票情報を照会することにより、確定申告手続や非課税適用口座確認書(NISA)の交付を受ける際の住民票の添付を省略化することにより発行事務を削減 **事務効率化(3.3万人日) 発送費削減 0.3億円**

将来、国税・地方税の納税通知書等の発送に代えてマイ・ポータル(仮称)を活用できれば発送費等が削減

将来、戸籍事務に個人番号を利用し、情報連携ができれば、戸籍謄(抄)本の添付を省略でき、戸籍謄(抄)本の発行事務が削減 **事務効率化(5.1万人日)**

旅券・在外邦人保護、在外選挙等の事務で利用することで、在外邦人の権利利益の保護、利便性向上に資する

電子投票にマイ・ポータル(仮称)を活用することで、なりすまし等不正防止、選挙事務費用の縮減を可能とするインターネット投票を実現

将来、税の法定調書を拡充すれば、更なる増収効果が見込まれる。

更に業務改善(BPR)を進めることで、より一層の効果が期待される。例えば、行政機関の情報管理のあり方を業務・帳票ごとから国民、住民ごとに革新することで、行政内部の情報を国民・住民目線で有効活用できるようになる。

国民・事業者の利便性向上

確定申告や非課税適用口座確認書の提出の際に添付している、住民票の添付書類が不要となる **機会費用 19億円**

老齢年金・遺族年金の所得補償申請の際、戸籍謄(抄)本の添付が不要となり、ワストップで申請が可能 **機会費用 22億円**

事業者から国民に対して郵送等で交付している税務手続に関する書類をマイ・ポータル(仮称)を活用して交付 **発送費削減 180億円**

顧客情報の登録に個人番号カードを活用しマイ・ポータル(仮称)による製品情報の提供やリコール対策における伝達を確実に

診療情報、検査・検診情報、投薬情報等の医療健康情報の管理・分析に関する事務や医療機関間でこれらの情報を連携する際にマイナンバー制度で整備されたインフラを活用することで長期的かつ正確なデータ収集・活用により医療の質の向上、薬の重複処方の防止等に寄与

具体的な数値効果は制度の検討過程で明らかにする

住所の代わりにマイナンバーで郵便を届けるサービスが可能となる(ストーカー対策にも有効) 行政事務のアウトソースにより委託ビジネスの活性化を実現

健康情報の一部をマイ・ポータル(仮称)により閲覧可能にすることにより、健康意識の向上等につながる

死亡、退職、引越、自動車登録等のイベントに伴い発生する手続にマイ・ポータル(仮称)を活用しワストップサービスを実現する。

金融機関の顧客管理での利用することで金融機関のマネロン対策での本人確認や休眠口座の管理等に係る事務負担軽減、預金・投資家保護、より公平な社会保障・税の負担と給付の実現にも資する

医療保険の被保険者証として個人番号カードを活用すれば効率化が図られる可能性があるとともに、より安心安全にネット取引を行うことが可能となる認証基盤を全住民が保有する世界最先端IT国家の象徴となる。

民間事業者が発行するICカードの代わりに個人番号カードを利用すれば既存のカードが不要になる
・クレジットカード
・キャッシュカード

生体認証情報を個人番号カードのICチップに格納し、民間サービスを受ける際の本人確認方法として活用

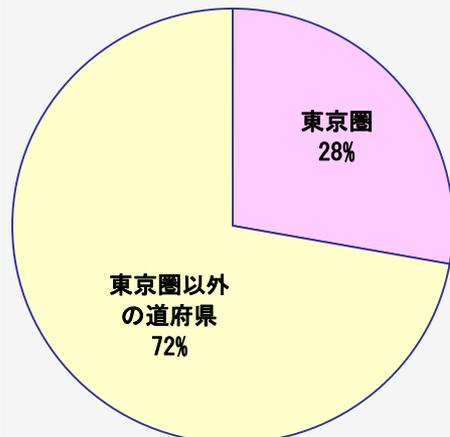
婚活、出会いのサポートに個人番号カードを活用することにより、身元が明らかで安心なサービスを提供

急激な人口減少問題への対応として、**少子化対策や、若者に魅力ある地域拠点都市の整備などによる東京一極集中の是正が喫緊の課題**

地方から東京への人口流出によって、今後30年間で、896の自治体の若年女性人口が半数以下となり、**将来自治体が消滅する可能性**があるとの試算も

ICT環境の整備により、日本全国どこでも必要な情報が手に入り、様々な事が場所を問わず行うことが可能となってきた

東京圏と、東京圏以外の道府県の人口比率



出典(総務省「平成22年国勢調査」)

多くの道府県が転出超過の中、東京圏への転入超過の状況が続く。
一方、我が国の人口の約7割は東京圏以外に居住

東京一極集中是正にICTを活用

ICTを地方活性化の原動力に

- ・地方におけるICT人材の雇用創出促進
地方へのICT導入にとどまらず、地方がICT人材の大きな雇用の場となることを促進
- ・教育のICT化の推進
全国津々浦々で、幼少期から充実したICT教育が受けられることが必須
- ・ICT活用は、女性の社会進出のカギ
女性の社会進出、在宅勤務、職場復帰にはICTが大きなカギとなる
- ・ICTを活用した地方のまちづくり
防災・医療・産業・観光(2020年)など、ICTを有効活用した地方のまちづくり
- ・地方への移住・定住を促進するにはICTが不可欠
ICTを活用し、一次産業の魅力の発信や生産技術の伝承を行うことで地方での担い手を育成

2014-6-3

第 64 回 I T 総合戦略本部コメント

トヨタ自動車株式会社

内山田 竹志

1 . パーソナルデータ関連法案大綱について

パーソナルデータに関する制度見直しの主たる目的は、パーソナルデータの利活用により民間の力を最大限引き出し、成長戦略に貢献していくことと理解。今般の個人情報保護法の見直しあたっては、消費者の不安をなくしつつ、データの利活用に繋げるという観点で見直しをお願いしたい。また、個人情報保護法は、パーソナルデータの利用の有無にかかわらず、全ての事業者に影響が及ぶ法律であるが、制度見直しに際しては、すでに適切な個人情報の管理体制を整えている事業者に対して、過大な事務負担を招かないよう可能な限りの配慮をお願いしたい。

なお、パーソナルデータの利活用の推進と保護を目的とする第三者機関が設置されることが検討されているが、設置にあたっては、法律の執行・運用面で、複数の省庁・機関が事業者に対し、報告・立入調査権などで重疊的に権限を行使しない仕組みとして頂きたい。

2 . 「世界最先端 IT 国家創造宣言」工程表改訂について**< 電子行政 >**

システム運用コストの3割削減という目標達成に向けた取り組みは大変重要。必達を目指してほしい。そして、その取り組みの成果として得られた予算や人材を、例えば、介護、福祉分野などでのITの利活用など、新しい分野への再投資につながるよう、我が国の競争力強化の原動力とするための目標設定も必要

< 道路交通 >

道路交通分野では、今回策定された「官民 ITS 構想・ロードマップ」と連携し検討されてきた、総合科学技術・イノベーション会議の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)において 高度運転支援技術・自動走行システムの開発実用化が始まろうとしている。官民を挙げた取り組みを推進していくためにも政府のリーダーシップの発揮をお願いしたい

以上

新「米百俵の教え」を

2014/06/03 東京大学 坂村健

● プログラミングと 3D プリンターの組み合わせが持つ可能性

- 従来の工作技術では設計や組み立てもできないモノを**学生でも**作れる時代

写真はコロンビア大学の学生が作ってくれた 3D プリンター出力された組み立て不能のオブジェ

● 「世界最先端 IT 国家」になるために**プログラミング教育**を

- **イノベーションは「確率の世界」**で何が成功するか事前にはわからないから、計画的に資本集中するより「数撃ちや当たる」が正しい
 - ◇ 「百発百中の大砲一門より、百発一中の大砲百門の方が百倍有利」というランチェスターの法則があり、確率の世界では「数撃つ—数撃てる体制を作る」ことが絶対の勝利条件
 - ◇ ターゲティング型産業政策にもとづき一部の高度な専門集団しかトライしない社会より、**アイデアある多数の個人が気軽にそれを形にできる社会**の方がイノベーションでは有利
- だから、義務教育からプログラミングや 3D プリンターの利用を教え、「身の回りの世界は IT を通して改善できる」、というマインドセットを次世代の子供たちに与えることが重要
 - ◇ 世界をプログラミングで思い通りに出来る世代が育てば、「電子レンジのプログラムをして新しい料理を作りそれをネットで発表して大ヒットする主婦」とか、そういうイノベーションの形が可能に

● プログラミング教育は特に**「乗数効果」も大きく、リターンも早い**

- 教育は「米百俵も教育に当てれば明日の一万、百万俵となる」という「米百俵の教え」のように、そもそも「乗数効果」が大きいですが、社会にリターンするまでは一般に時間がかかるといわれる
- しかし、プログラミング教育により適性のある子どもが伸びた場合、**中学生、高校生でも起業**する例も英米では何人も出てきている
- プログラミングでは、一人のスーパーハッカーが、量的にも質的にも凡庸なプログラマー数百人分の仕事をするといわれるぐらい、技量による個人の能力の拡大効果が、他では見られないほど大きい分野
 - ◇ **スーパーハッカーが生まれるのも「確率の世界」**なので、教育する母数を大きくすることが「絶対の勝利条件」

- プログラムは個人や企業の**社会活動の効率が上げる力**を持ち、個人がプログラミングした成果を配布することも容易な時代なので、その効果は何倍にもなり、全体としての経済効果はまさに「乗数効果」

● 2020 オリンピックに向けてプログラミングできる多数の個人が必要に

- 2020 年までの 6 年間は小学生が高校生になれるだけの時間
- オリンピックで多くの市民ボランティアが必要とされるが、世界最先端 IT 国家ではボランティアのプログラマーが「乗数効果」により多くの事を成し遂げられる
 - ◇ 海外からのお客様や障害を持つ方々へ「アプリ・ボランティア」で様々の可能性
- オープンデータの活用アプリをアワード型で広く求めるのにも、IT による市民の行政サービスへの協力 (gov2.0)にも、まさに「世界最先端 IT 国家創造宣言」で挙げられている課題には、社会に多数のプログラミング能力を持つ個人がいることが前提となり、そのためにもプログラミング教育が重要
- 「**2020K 運動**」などとして、2020 年までに、**202 万人のプログラミング教育完了者**をとか目標を
 - ◇ 小中学の一学年がおよそ 100 万人

● プログラミングは今や国民に求められる基礎学力に

- 英語を教えるのと同様に、「プログラミング言語」を教えるべき時代に
- 世界的には、ノウハウ教育や、プライバシーや著作権意識といったリテラシー教育ではなく、明確に「プログラミング」を、国民にとっての「読み書き算数」と同じレベルの基礎学力として意識し始めている
 - ◇ 米国では「1万の高校に1万人のプログラミングの教師」というCS10K運動を始め、全部の中学校で3Dプリンターを実際に使える環境を整備する
 - ◇ 英国では、今年9月から5歳から16歳まで義務教育としてプログラミング教育を開始し、5歳から簡単なプログラムとデバッグ、7歳からは目的を決めてプログラム設計しそれを実現。**14歳までに2つ以上のプログラミング言語習得**
- 日本でのプログラミング教育は全部で5、6時間しかない
 - ◇ 高校の情報科はワープロや表計算のような汎用性の高いパッケージソフトの利用法中心で、ノウハウ偏重という批判もあり内容を広げたが、「ユーザ」としてのリテラシー教育という上位層に広がっただけで、「プログラマー」という作る側へは広がっていない
 - しかも入試科目でもないので、インセンティブが低くほとんど教育効果が無い
 - ◇ 日本でもプログラミングを2012年度から中学で必修に入れたが、技術家庭の一環で、当然3Dプリンターとの連動もないし、割り当て時間は全部で5、6時間

● 日本におけるプログラミング義務教育化の課題と提案

- 初等中等教育での「プログラミング教育の環境の整備」を考える場合、**教えられる教師の不足**が大きなネックとなる
 - ◇ 米国ですらCS10K運動が必要なくらい、プログラミングを教えられる教師の不足問題は深刻。
 - 米国の問題として、プログラミングできる人間は日本より多いが、教師の待遇が低いため、そういう人間は教師以外の高給の職になってしまうというのが大きな理由と思われるが...
- **教育へのITの積極利用**により、少ない教育者のリソースを有効活用すべき
 - ◇ プログラミング教育はその性質上、当然のこととして MOOC(大規模公開オンライン授業)や反転授業などの教育へのITの積極利用と親和性が高い
- 初等中等教育での**対面教育の規制緩和**をすることで教育へのITの積極利用を進め、可能な限り**早急なプログラミングの義務教育化**を

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（第64回）にあたっての意見

2014年6月3日

株式会社イプシ・マーケティング研究所
代表取締役社長 野原 佐和子

革新的な新産業・新サービスの創出のための施策を充実させることは、現 IT 戦略の追加施策の中で、ひいては、成長戦略の追加施策の中で、極めて重要と考えます。

今回の改定ではそのための改定策が数多く検討されていると思いますが、十分な成果を上げるために、さらに以下の点を追加検討いただきたい。

● 「アントレ×IT パッケージ」には、VC 機能の思い切った拡充策を

わが国は、欧米諸国に比べ創業率・廃業率が低い、必ずしも起業家精神を持つ個人が少ないからではなく、むしろ、起業支援環境が未熟なことが重要な要因ではないか。

起業家支援環境の充実、中でも、VC（ベンチャーキャピタル）機能・産業の育成が極めて重要と考える。

1. スタートアップ期の IT ベンチャー育成のための、目利き・メンター人材を育成
2. 官民 VC 産業育成のために、VC 人材をシリコンバレー等に派遣・育成
3. スタートアップ期の IT ベンチャーへの投資を国が実施

<参考>に記載したとおり、イスラエルでは、官民の VC が連携し、充実したハイテクベンチャー育成支援体制を構築しており、人口わずか約 800 万人のイスラエルで、国の外郭団体 VC に 120 名もの審査員が活動している。

経済規模がはるかに大きい日本では、ハイテクベンチャーのスタートアップ期の支援・育成だけを考えても、今回改定で検討している以上に、より多数の目利き・メンターを育成することが必要である。

目利き人材だけでなく、官民の VC 産業を育成していく必要があり、早期に育成するために、目利き・VC 人材をシリコンバレー等に派遣・育成してはどうか。

また、スタートアップ期の IT ベンチャーへの支援・投資を国が行うことを検討してはどうか。

経済大国で成熟した大手企業が多数存在するわが国で、ベンチャーのスタートアップ支援及び育成の成果を上げるには、思い切った施策を思い切った規模で展開することが重要である。

こうした多様な施策でスタートアップを支援・育成し、それ以降のステージでは、民間 VC、IPO や大手企業の買収等を促進することで、新産業・新サービス創出につながると思われる。

<参考：イスラエルにおけるベンチャー支援環境>

イスラエルでは、官民の VC が連携し、充実したハイテクベンチャーの育成支援体制が構築されている。

経済省外郭団体 OCS (Office of the Chief Scientist) の「インキュベーションプログラム」では、ごく初期のスタートアップ企業や個人を評価するために、10 セクターに分かれた多様な専門領域を持つ約 120 名の審査員が、対象者を訪問・ヒアリング・技術・人材・市場等の可能性を審査し、報告書を提出。上部の審査委員会で支援・投資先を選定する。

リスクの大きいスタートアップ期への支援及び投資は 100%国が行い、ステージが進むに連れて民間 VC が中心となってより大規模な投資・支援を行っている。(図 1)

また、テルアビブ市ロスチャイルド通り周辺という限られた範囲に、約 700 社スタートアップが集中するエリアがあり、審査員やメンターが頻繁に行き来できる環境を構築している。(図 2)



図 1 イスラエルにおけるスタートアップ企業への投資

- スタートアップ期は 100%OCS が投資
- ステージが進むに連れ、民間 VC 比率、投資規模が増加。
- 全ステージでは、OCS 投資額は 6%程度

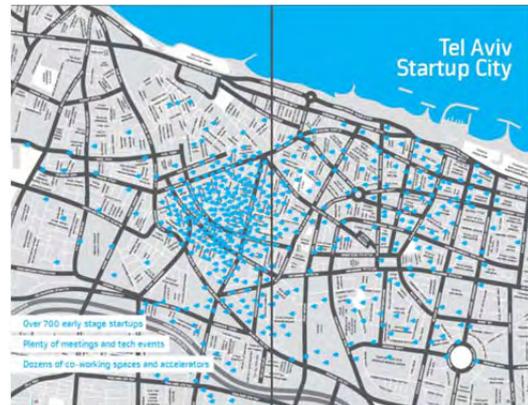


図 2 テルアビブ市におけるスタートアップ起業分布

- 市内ロスチャイルド通り周辺部だけで、約 700 社のスタートアップが集中。(図中では青い点で表示)

2014年6月2日

意見書

慶應義塾大学
村井 純**(1) 研究ネットワークにおける緊急課題**

日本の先端科学技術環境には、最先端のネットワーク環境が不可欠です。近年、国際的な超高速研究ネットワークが日本を素通りして、アジアの他の国に拠点を持つ動きがあります。太平洋岸と大西洋岸が高速ネットワークの重要な起点です。米国との研究ネットワークのハブを日本が担い、アジアの玄関となることは日本の科学技術研究の未来のみならず、世界に日本が貢献していくための重要な案件です。

(2) 2020年東京オリンピックに向けて

日本に注目が集まる東京オリンピックは、日本の先端的な技術や文化を広く世界に紹介する絶好の機会です。ニューヨーク・パリ等、世界の主要都市に「日本パビリオン」を設け、(1)の研究ネットワークと4K・8K高品質映像を組み合わせたオリンピックのパブリックビューイング、日本食関連の物品販売やアニメ等のコンテンツ紹介、最新製品のショーケース等として活用できれば非常に有効ではないかと考えます。

国内の環境整備はもちろん重要ですが、ぜひ海外の市場も視野にいたした国際展開をすすめるべきです。

(3) 情報教育の強化

プログラミングやアルゴリズムの情報教育の状況は深刻ですぐに手を打つ必要があります。1) 義務教育のプログラミング教育、2) 高校情報科目(特に、「情報の科学」)の学習指導要領の改正に向けた強いアクション、3) 大学入試での情報科目の導入、などを通じた、教育すべてに対する情報とプログラミングの総合的な行動が今重要です。

(4) グローバルガバナンス：日本の成功モデルを世界に発信を

IT戦略本部における14年もの議論に基づいたインターネット政策は、総理をリーダーとした利害関係者の意思決定機関であり、民間を主体とした、官民学、地方自治体、個人のすべてが参加する「マルチステークホルダー」モデルの最高の成果です。

その成功モデルはこれからのグローバルガバナンスの議論に大きく貢献するものであり、ぜひこのことを正しく国内外に発信し、日本がガバナンスの分野でも重要な役割を果たしていくことを期待致します。

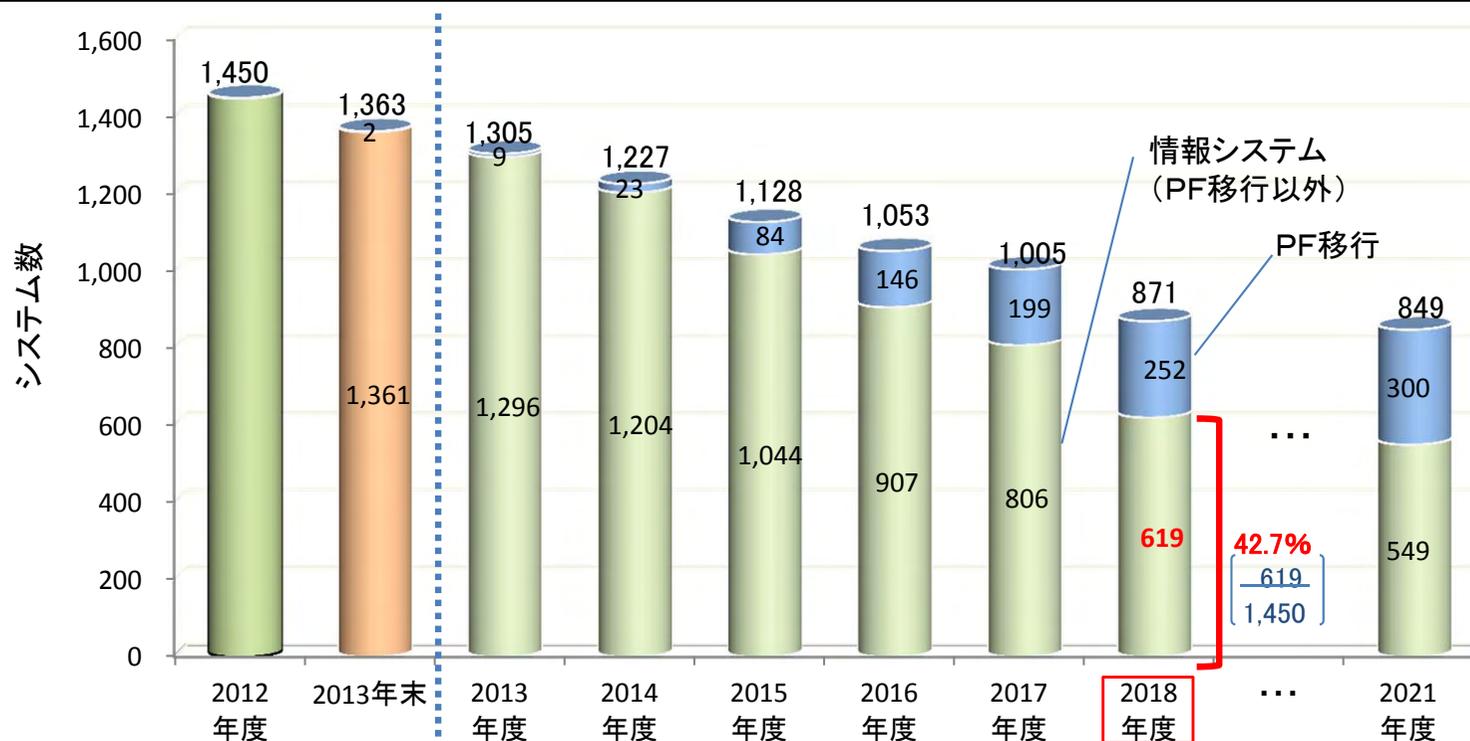
政府情報システム改革の実績と今後の予定

1. これまでの実績

- 全ての情報システムを対象に中長期改革プランである「政府情報システム改革ロードマップ」を策定。
システム件数については、宣言に掲げた2018年度までにシステム数半減を達成見込み(57%減)。
- 大規模システムを中心に、政府CIO自らヒアリング・レビュー等をこれまでに計111回実施。
このうち、厚生労働省の年金関連システムについては、年間251億円のコスト削減計画を策定。また、ハローワークシステムについても当面の効率化施策等の実施により、年間80億円程度の削減に目途。

2. 今後の予定

- ハローワーク等の大規模システムを中心に、引き続き、政府CIOによるレビューを進め、年間運用コストの3割圧縮を目指し、業務内容まで踏み込んだ改革(BPR)を推進。
- マイナンバー、農地台帳電子化など、国・地方、地方間のシームレスな連携も推進。



※ PF: 政府共通プラットフォーム
各府省システムの
統合・集約化のシステム基盤

世界最先端IT国家創造宣言工程表の進捗状況の調査結果及び評価の概要

1. フォローアップの目的

- (1) 平成25年6月14日にIT総合戦略本部において決定された「世界最先端IT国家創造宣言 工程表」(以下「工程表」という。)について、その進捗状況を把握することを目的としてフォローアップを実施した。
- (2) 今回のフォローアップでは、「世界最先端IT国家創造宣言」に記載された具体的施策、全項目について、工程表のとおりに取り組みが着実に実施されたかどうかについて把握するため、その実施状況について検証を行うとともに、以下の基準に基づき評価を行った。

<評価基準>

- A: 工程表通りに着実に実施した。 B: 工程表の一部を実施した。
C: 工程表の施策が実施できなかった。 -: 先行する計画等の完成をもって実施予定。

2. フォローアップ結果の概要

- (1) 今回のフォローアップでは、従来とは異なり、平成25年に設置された政府CIOが省庁の縦割りを打破、政府全体を横串で通し、工程表に基づいたPDCAサイクルを分科会等の場において、着実に推進させた。
- (2) その結果、「A」評価(工程表通りに着実に実施した)が58件(95%)を占めており、概ね工程表に沿って取り組みが推進されていることが確認できた。(*1)
- (3) 「C」評価(工程表の施策が実施できなかった)は0件(0%)であったものの、「B」評価(工程表の一部を実施した)が3件(*2)(5%)あり、これらの取り組みについては、その取り組みを推進する上での課題を明らかにするとともに、これらの課題の解決に向け、取り組みを推進することが必要である。

- (*1) ① パーソナルデータ関連: 第三者機関の設置も含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を(昨)年内に策定
② ITS関連: 官民ITS構想・ロードマップを策定
③ 情報システム関連: 重複する情報システム等の統廃合等を進め、政府共通プラットフォームへの移行を加速 等

- (*2) .. ① 各府省HPの利用ルールの見直し
② 交通渋滞状況の現在の把握方法の調査
③ 「マイガバメント」の実現に向けた実証事業の実施

工程表進捗状況の調査結果及び評価について

○ 評価記号について
 A: 工程表通りに着実に実施した。
 B: 工程表の一部を実施した。
 C: 工程表の施策が実施できなかった。
 -: 先行する計画等の完成をもって実施予定。
 ※: 一部に、先行する計画等の完成をもって実施予定のものを含む。

全体の評価は、取組内容全体についての評価を表し、各府省庁ごとの評価は、各府省庁の取組内容についての評価を表している。ただし、担当府省庁が「全府省」となっているものの評価は、各府省庁ごとに記載せず、全体評価に含む。

なお、工程表中(再掲)と表記されている施策については、掲載していない。

1 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現

(1) オープンデータ・ビッグデータの活用の促進

① 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進

○ 利用ルールの見直し

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	公共データの自由な二次利用(編集・加工等)を認める利用ルールの見直しを行う。電子行政オープンデータ実務者会議の検討を踏まえ、各府省ホームページにおける利用ルールを見直す。更に、その他必要な利用ルールの見直しを行う。	内閣官房 全府省	公共データの自由な二次利用を可能とすべく、オープンデータ流通推進コンソーシアムと連携して電子行政オープンデータ実務者会議において検討を行い、各府省ホームページにおける利用ルールの見直し方針を内閣官房において取りまとめ、当該方針に基づき、各府省においてホームページにおける利用ルールの見直しを行った。 理由: 現状、「政府標準利用規約」について最終調整中であり、ホームページの切替作業が残っているため。	「政府標準利用規約」決定後、ホームページの切替作業を行う予定。(2014年度速やかに)	全体B

○ データカタログの整備、公開内容の拡大・充実

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	データカタログの整備を行う。2013年度にデータカタログサイトの試行版を立ち上げる。2014年度にデータカタログサイトの本格運用を開始するとともに、それ以降、必要に応じ機能等の改善を行う。	内閣官房 全府省	内閣官房においてデータカタログサイト試行版を立ち上げた。 2013年度末時点のデータセット数: 約10,400件、アクセス数平均: 約20,000件/日となっている。	試行版において確認された課題等を踏まえ、2014年度秋を目途にデータカタログサイトの本格運用を開始する。	全体A 内閣官房A 総務省A 経済産業省A 国土交通省A
	オープンデータに係る基盤の整備を行う。総務省は、2013年度、2014年度にオープンデータ流通推進コンソーシアムと連携しつつ、実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通API(データモデル、共通ボキャブラリ、標準API規格等)を開発・実証し、2015年度に国際標準化を推進する。経済産業省は、2015年度までに情報連携用語集データベース(基本語彙の定義等をまとめたデータベース)を開発・実証する。総務省及び経済産業省で成果を連携しつつ実証を進め、実証成果はデータカタログでも活用する。	内閣官房 総務省 経済産業省	(総務省) ○平成25年度は7本の実証実験を実施し、情報流通連携基盤共通API等の適用性を検証し、情報流通連携基盤共通APIの精査を実施。また、政府データカタログサイトとの関係では、統計情報・データカタログ実証における他のデータベースとの連携可能性の検証、開発者サイトの構築等、データカタログサイトの高度化に向けて参考となる成果を得た。 ○オープンデータ流通推進コンソーシアムと連携し、各府省、地方公共団体、独立行政法人等の職員が公共データをオープンデータ化するにあたり参考となるよう、利用ルール及び技術的事項について解説した「オープンデータ化ガイド」の作成に向けた検討を実施した。 (経済産業省) ○IPAと協力し、情報連携用語集データベースの概念モデルの構築やデータベースに係る各種ツールの開発等を実施している。 ○実施にあたっては、内閣官房、総務省等の関係府省や外部有識者による検討会を開催し、検討状況の共有や連携を図っている。 ○これまで整備した語彙を基に、用途に合わせた語彙パッケージの作成・公開を行い、アプリ開発者による検証を実施した。	(総務省) ○引き続き、オープンデータ流通推進コンソーシアムと連携しつつ、実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施する。 ○オープンデータ流通推進コンソーシアムと連携して「オープンデータガイド」の策定に向けて検討を継続し、必要な部分は、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)」(平成25年6月25日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の改訂につなげる。また、策定後も必要に応じ改訂を実施する。 (経済産業省) 2014年8月までに情報連携用語集データベースの概念モデルを構築し、2015年度末までにデータベースの開発・実証を行う。	
	データカタログに登録するデータの充実を図る。地理空間情報(G空間情報)、防災・減災情報、統計情報、調達情報、人の移動に関する情報、白書等の重点分野の情報から優先的に、機械判読に適したデータの公開を拡大する。また英語表記のコンテンツを充実させる。	全府省	内閣官房においてデータカタログサイト試行版を立ち上げた。 2013年度末時点のデータセット数: 約10,400件、アクセス数平均: 約20,000件/日となっている。	試行版において確認された課題等を踏まえ、2014年度秋を目途にデータカタログサイトの本格運用を開始する。	
	統計データの透明化・オープン化の推進を図る。2013年度に統計データの有用性向上・利用促進を含む新たな公的統計の整備に関する基本計画を決定する。2014年度に統計情報データベースへAPIを導入する。オンライン調査システムに関し2015年度にスマートフォン等への対応の一部試行を行う。	総務省 全府省	2013年度に統計データの有用性向上・利用促進を含む新たな公的統計の整備に関する基本計画を決定した。	2014年度に統計情報データベースのAPI、統計GISを本格導入するとともに、APIを活用したスマートフォンのアプリの開発・提供等を行う。オンライン調査システムに関し2015年度にスマートフォン等への対応の一部試行を行う。	
	G空間×ICTの推進による新サービスの創出、防災・地域活性化を図る。2013年度に取り組みべきプロジェクト等について検討し、2014年度、2015年度に関係府省と連携して、G空間オープンデータ・プラットフォームの構築、2014年度に地理空間情報(G空間情報)流通基盤技術の実証、新産業・新サービスの創出や防災・地域活性化の推進のための特定地域における実証プロジェクトを行い、本プロジェクトを通じて、データ等の整備及び流通基盤の構築を行う。	総務省 国土交通省	○2013年3月からG空間×ICT推進会議を開催し、G空間情報の活用による新サービスの創出、防災・地域活性化等について検討し、6月に報告書を策定。G空間情報を活用したプロジェクトの実施を提言。 ○地理空間情報産学官連携協議会の「地理空間情報の共有・相互利用促進に関する専門部会」に2013年度第1回会合から参加し、関係府省と連携して取り組みべきプロジェクトについて検討を実施。 地理空間情報産学官連携協議会の「地理空間情報の共有・相互利用促進に関する専門部会」の運用ルール検討チームを運営し、個人情報や二次利用等、G空間情報の取扱いに関するルールについての検討を実施。	2014年度に、G空間プラットフォームの構築、防災システムや新産業・新サービスに関する実証プロジェクトを実施予定。 引き続き、「地理空間情報の共有・相互利用促進に関する専門部会」の運用ルール検討チームを運営し、データの品質等、G空間情報の取扱いに関するルールについての検討を実施予定	

<p>G空間社会の実現に向けた取り組みの推進を図る。基盤地図情報・電子国土基本図の更新・提供、地理空間情報(G空間情報)ライブラリーの運用、GNSS連続観測システム(電子基準点)の構築・運用と地殻変動の即時把握を行う。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>○基盤地図情報・電子国土基本図について、地方公共団体等が作成した都市計画図等を利用した面的な更新及び公共施設の整備者・管理者からの情報をもとにした迅速な更新を実施し、最新のデータを一般に提供した。</p> <p>○新たに整備された測量成果等を地理空間情報ライブラリーに登録し、公開内容の拡大・充実を図った。</p> <p>○地理空間情報ライブラリーサイトにおいて、住所・地名による検索・閲覧機能追加、モバイル対応等の改良を行った。</p> <p>○GNSS連続観測システムの正確かつリアルタイムな位置情報を把握可能とするため、準天頂衛星を含むGNSSに対応した電子基準点及び中央局データ収集配信系の整備を実施した。</p> <p>○巨大地震の発生直後に地震の規模や震源断層モデルを即時・自動で推定するシステムのプロトタイプを開発し、東日本を対象に試験運用を開始した。</p>	<p>○基盤地図情報・電子国土基本図を引き続き、国、地方公共団体等との連携の下、着実に更新を実施し、道路等の重要な項目については更新頻度の向上を図り、速やかに提供する。</p> <p>○引き続き、地理空間情報の追加登録を行い、公開内容の拡大・充実を図る。</p> <p>○検索・閲覧機能の改良、モバイル対応の強化を行う。</p> <p>○2014年度にGNSS連続観測システム(電子基準点)の構築・運用と、地殻変動の即時把握(GNSS対応)に向けシステムの作成を行う。</p> <p>○2015年度にGNSS連続観測システム(電子基準点)の構築・運用と地殻変動の即時把握(実用化レベル)を行う。</p>
<p>地理空間情報(G空間情報)の一つである地質情報の整備を図る。我が国の75%の整備が完了している5万分の1地質図幅については完備を目指し引き続き整備を行うとともに、全国の整備が完了した20万分の1地質図幅については、最新の地質情報に基づき改訂を進める。海洋地質図、火山地質図等の地質情報についても、重要な地域より順次整備を進める。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>5万分の1地質図幅5区画、火山地質図2面、200万分の1地質図編集図「日本の火山 第3版」、重力図2面、海洋地質図2面について印刷・発行した。また、「関東平野中央部の地下地質」および水環境図「熊本地域」の数値地質情報を作成した。</p>	<p>工程表に沿って、地理空間情報の一つである地質情報の整備を長期(～2021年度)にわたり着実に整備する。具体的には、地質図幅、海洋地質図、火山地質図等を重要な地域から順次整備するとともに、出版済み地質図の電子化によるオープンデータ配信を進める。</p>

○公共データの利用促進

<p>オープンデータの普及・啓発と人材育成を実施する。総務省は、国・自治体・公益企業等と連携した実証実験でオープン化されたデータ等を活用したアプリケーションの開発(一般公募を含む。)を行う。またオープンデータ流通推進コンソーシアムと連携し、アイデアソン、ハッカソン、シンポジウム、優秀事例の表彰等を行う。経済産業省は、自治体の協力の下、自治体が保有する公共データをコンピュータ処理が可能な形式で公開し、民間情報やSNSと融合したサービスモデルの実証、データ活用コンテスト等を行う。</p>	<p>総務省</p>	<p>○7本の実証実験でオープンデータ化されたデータを活用したアプリケーションの開発を一般公募により実施する「オープンデータ・アプリコンテスト」を開催し、92件のアプリケーションが開発された。また、開発されたアプリケーションについて、オープンデータ流通推進コンソーシアムの委員会において審査を行い、優秀なものについて表彰を実施した。</p> <p>○オープンデータ流通推進コンソーシアムと連携し、オープンデータに関する優れた取組みの表彰(勝手に表彰)を実施した。</p> <p>○経済産業省と共催で、行政が保有する公共データを活用した既存サービスの高度化や新たなユースケースの創出を目的としたアイデアソン・コンテストを開催し、公共データを活用した様々な社会課題を解決するアイデアが創出されたほか、ユースケースコンテストでは48作品が創出された。また、優秀な作品について表彰を実施した。</p>	<p>引き続き、国・自治体・公益企業等と連携した実証実験でオープンデータ化されたデータ等を活用したアプリケーションの開発を行う。また、オープンデータ流通推進コンソーシアムと連携し、アイデアソン、ハッカソン、シンポジウム、優秀事例の表彰等を行う。</p>
<p>G空間×ICTの推進による新サービスの創出、防災・地域活性化を図る。2013年度に取り組むべきプロジェクト等について検討し、2014年度、2015年度に、新産業・新サービスの創出や防災・地域活性化のための特定地域における実証プロジェクトを行い、実証プロジェクトの成果の全国普及を行う。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>○地方自治体が保有するデータと民間データを連携させたサービスモデルの実証により、地方自治体における公共データのオープン化に必要な対応策等を整理した。</p> <p>○社会課題解決の観点からオープンデータ活用を推進するため、アイデアソン及びコンテストを開催し、実際のアプリ開発を実現した(総務省と連携)。</p>	<p>自治体の協力の下、自治体が保有する公共データのオープンデータ化を推進するとともに、オープンデータを活用したビジネス創出に向けユーザー(地方自治体、国民)ニーズとアプリケーション開発とをマッチングさせ、収益化を目指す上での課題に対応するための枠組みの構築、データ活用コンテスト等を行う。</p>
<p>G空間×ICTの推進による新サービスの創出、防災・地域活性化を図る。2013年度に取り組むべきプロジェクト等について検討し、2014年度、2015年度に、新産業・新サービスの創出や防災・地域活性化のための特定地域における実証プロジェクトを行い、実証プロジェクトの成果の全国普及を行う。</p>	<p>総務省</p>	<p>2013年3月からG空間×ICT推進会議を開催し、G空間情報の活用による新サービスの創出、防災・地域活性化等について検討し、6月に報告書を策定。G空間情報を活用したプロジェクトの実施を提言。</p>	<p>2014年度に、防災システムや新産業・新サービスに関する実証プロジェクトを実施予定。</p>
<p>G空間社会の実現に向けた総合的な課題の検討、地理空間情報(G空間情報)を活用した新サービスの展開のための実証事業の実施、人材育成を行う。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>○安全安心・生活支援、観光、地域活性化の3分野において産学官連携プロジェクトを実施、実証を通じた課題解決策の検証、及び地域における新事業の創出・展開のための手引きの策定。</p> <p>○防災・介護・福祉分野における地方公共団体職員向けGIS活用研修プログラムの更新、職員が自ら研修の企画・準備を行うための手引きの策定</p> <p>○G空間EXPO2013(2013/11/14～16)の開催による国民に対する地理空間情報の普及啓発。</p>	<p>○地理空間情報の活用実証プロジェクトによるデータの整備やサービスの試行、及び地理空間情報に関するアプリケーション・サービス普及促進方策の検討等の実施を予定。</p> <p>○G空間EXPO2014開催予定。</p>
<p>地質情報について、ユーザー(専門家、一般市民、自治体関係者等)のレベルに合わせたコンテンツや解説を充実するなど、わかりやすく使いやすい地質情報の提供を図るとともに、地質情報閲覧システムを、地質情報等や他機関データも含めて総合的に検索・閲覧可能な、地質関連情報全般を束ねようとするポータルシステムに改良する。なお、実施の際はG空間オープンデータプラットフォームとの連携を図る。また、民間での更なる2次利用の促進のために、地質データと他種データとの統合によって創出された新たな価値やビジネスの例を調査・収集する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>○地質図情報を閲覧する統合ポータルである地質図Navを正式公開すると共に、ユーザーニーズ調査を行った。地質情報の整備及びコンテンツ拡充の一環として、火山地質図の数値化、5万分の1地質図幅のベクトルデータ化を実施するとともに、「地質図ベクトルデータダウンロードサイト」を構築、公開した。また、新規出版地質図類のラスターデータ作成と、品質の良い直しにもなる既存ラスターデータの再作成を行った。CCOPの第49回総会と第61回管理理事会をホスト国として仙台で開催したほか、OneGeology、CGMW等の国際プロジェクトに参加し、アジアの地質図や地質データの整備に貢献した。</p> <p>○提供システムの基本設計を元に、米国の地球観測衛星データを新たに受信し、データを処理・配信するシステムを構築した。</p>	<p>○地球科学関連データベース等の配信ポータルサイトの設計を完了し、配信に向けた電子化・標準化を22件について完了する。その上で、2件の電子化・標準化を進める。発行済み5万分の1地質図幅全点のGeoTiff化を行い、同報告書の電子配信準備を完了する。5万分の1地質図幅40点をベクトル化を完了する。20万分の1日本シームレス地質図では、国際標準WMTSを用いて3D版の高速化・利用環境の拡大を行う(GoogleEarthなどのKML対応ソフトウェアで3D表示するためのシームレス地質図KMLを公開。iPad、Android機器等のタブレットPC・スマートフォンでも利用可能)。既存の地球科学図類の高品質ラスターデータ、ベクトルデータ化、データベースの整理・統合を行った「地図系データバンク」を構築し、クラウド環境からの配信環境を構築するとともに、研究成果データベースの標準化配信を開始する。</p> <p>○産総研の開発したサービス(地質情報WMS、衛星熱源情報)を整備し、一般への公開を開始する。国内においてはG空間センター設立に向けた技術会合に参画し、カタログ整備のためのメタデータの規格についての意見交換を行う。国外においてはGEOのシステム開発会議(構造・データ)に参画し、カタログ整備のためのメタデータの規格についての意見交換を行う。オープンデータとして発信可能となる衛星画像の配信のための衛星情報のカタログを整備し、他機関と連携できる環境(国際標準仕様準拠したメタデータ)を構築する。所内の地質・衛星情報の整備、カタログ化を図るとともに、国内の各府庁、およびGEO等の海外機関と地理空間情報のカタログ整備と連携を行う。</p>

全体A
総務省A
経済産業省A
国土交通省A

②ビッグデータ利活用による新産業・新サービス創出の促進

○オープンデータやビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	(先行的取組の推進) 先行的にルール策定が行われたスマートフォンの利用者情報の取扱い分野について関係省庁及び業界団体、事業者が連携し取組の普及を推進する。また、二国間、各国間の場を活用し、国際的にも情報共有や連携を推進する。	総務省	「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」(SPI)に基づき、適切な利用者情報の取扱いについて業界団体等と緊密に連携・推進を図った結果、業界団体における自主ガイドラインの策定・公表について一定の進捗が見られたほか、アプリケーションのプライバシーポリシーの作成状況も前年度に比べ改善が見られた。2013年9月には、アプリケーションにおける利用者情報の取扱いが適切かどうか第三者が検証する仕組みを推進する「スマートフォン プライバシー イニシアティブ II」(SPI II)をとりまとめ、同年12月には、SPI、SPI IIに係る諸課題を検討する場を設置した。	総務省で取りまとめたSPI及びSPI IIを踏まえ、アプリケーションのプライバシーポリシーの作成・公表及び第三者検証の仕組みを一層促進する。また、2014年度においては、第三者検証の技術的課題等について実証実験を行う。	全体A 総務省A

○技術開発

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	ビッグデータの利活用を促進するため、データやネットワークの安全性・信頼性の向上や相互接続性の確保、大規模データの蓄積・処理技術の高度化など、共通技術の早期確立を図るとともに新ビジネス・新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術の研究開発及びその活用を推進する。具体的には、データ利活用を実現するビッグデータ活用技術(収集・伝送、処理、利活用・分析など)について、各省の役割を明確にしたうえで各省が連携し、異なる目的で収集された様々なデータから有益な情報・知見をリアルタイムで抽出できる基礎技術、光通信技術(400Gbps級)、ネットワーク仮想化技術などの研究開発を実施するとともに、情報を流通・循環させ、分野を超えて情報が活用されることにより、新事業・新サービスの創出を促進する。	総務省 文部科学省 経済産業省	○ビッグデータの利活用を促進するため、総務省・文部科学省・経済産業省において、ビッグデータの利活用(収集・伝送、処理、利活用・分析)に関する技術の研究開発を実施した。総務省においては、ビッグデータの収集・伝送に係る以下の研究開発を実施した。 【光通信技術】 適応変復調伝送技術、線形適応等化技術、適応誤り訂正・適応非線形信号補償技術、低消費電力信号処理回路技術等の、400Gbps伝送を低消費電力で実現するために必要な要素機能を開発した。また、それらの要素機能を統合した400Gbps伝送用デジタル信号処理回路を設計した。 【ネットワーク仮想化技術】 1,000台規模のノードの電気通信事業者のネットワーク網におけるネットワーク資源を管理、設定、運用し、合わせて迅速にネットワーク制御を可能とする技術やパケット転送ポート、光伝送のノードに適用及び連携を可能としたネットワーク仮想化のプラットフォーム技術の基本機能等を開発した。 ○2013年3月に文部科学省及び経済産業省と本研究開発に関するシンポジウムを開催し、2013年度に各省において実施した研究開発の成果を広く一般に周知した。	○光通信技術の研究開発については、2014年度に研究開発が終了する。2015年度以降の新規施策を提案予定。 ○ネットワーク仮想化技術の研究開発については、2015年度まで研究開発に取り組む予定。	全体A 総務省A 文部科学省A 経済産業省A
		文部科学省	「ビッグデータ利活用のためのデータ連携技術に関するフィージビリティスタディ及び予備研究」を実施し、ビッグデータ利活用の推進のために研究開発すべきデータ連携技術等の具体的な研究開発方策等について検討した。	平成25年度に実施したFSの成果を踏まえつつ、平成26年度より「ビッグデータ利活用のための研究開発」を開始し、データ利活用技術の研究開発を進める予定。	
		経済産業省	経済産業省として、平成25年度は「IT融合システム開発事業」においてリアルタイムでのビッグデータ処理技術の開発、及びより高度な分析を行うための検索技術の開発を実施した。	2014年度(平成26年度)は、予算事業は行わないが、2015年度以降に各府省と連携したビッグデータ利活用に向けた高度なデータ処理技術を確認できるよう、引き続き検討を進める。	

(2)ITを活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開(Made by Japan農業の実現)

○AI等農業データを活用したビジネスモデル構築・知識産業化

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	特定の農作物を対象とした実証実験および新たな生産方式・ビジネスモデルの構築を通して、情報連携プラットフォームや知的財産の活用方策について取りまとめを行い、規格の統一と標準化に向けた取り組みを実施する。	農林水産省 総務省 経済産業省 農林水産省	○トマト(施設、栃木県)及びメカン(露地、福岡県)を対象にAIシステムのプロトタイプの実証を行った。さらに、農業生産法人(野菜、山梨県)においても実証するとともに、新規就農者向け学習支援システムとしての有効性を検証した。 ○農業生産と情報技術の融合領域における国際標準の動向並びに国内の取組の全体像を整理した上で、国際標準化のターゲットとすべき領域及び推進体制について検討した。 ○ICTやセンサを活用し、作業履歴や環境情報等を蓄積・分析することで産地技術力の高位標準化を図る取組をモデル的に実証するため、平成26年度事業において4地区を採択した。	○AIシステムの汎用可能性を検証するため、収量・品質などの定量的差異、学習効果、並びにインターオペラビリティ及び導入容易性を確認する。 ○農業ICTビジネス関連企業に広く声掛けしスタディ・グループを立ち上げ議論を深めつつ、国際標準化を推進するフォーラム設立を目指す。 ○当該事業は3年間で農産物の輸出までを目指す取組であり、実証で得られたIT導入の成果を定量的に評価・分析し、導入促進に向け活用する予定。	全体A 農林水産省A 総務省A 経済産業省A
		農林水産省	農林水産省を含めた各省との密接な連携のもと実証実験の調達に着手。	実証実験を通じて、ICT及びセンサー情報等のビッグデータ解析技術等によって、篤農家の暗黙知や栽培に関するデータを蓄積し、分析を行うことで高品質の栽培ノウハウを活用するシステムを構築する。	
		経済産業省	○「IT融合による新社会システムの開発・実証プロジェクト」として、熊本県をターゲットに、栄養学的観点に基づいた野菜生産流通情報システムプロトタイプを構築。実証実験を開始。 ○ビジネスモデルの実証実験を行い、有効性を確認。	左記予算事業は2013年度で一区切りとなり、2014年度は予算事業を行わないが、内閣官房IT総合戦略室や農水省等と連携し、今後の取組について検討を進める。	
	企業の農業参入や農業経営の法人化の推進のための環境整備を実施する。	農林水産省	リース方式による企業の農業参入や農業経営の法人化に資する、農地中間管理事業の推進に関する法律案を昨年の臨時国会に提出し、同法案は昨年12月に成立。	平成26年7月までに全都道府県で機構を立ち上げる予定。今後は、機構の事業を軌道に乗せ、担い手が不足している地域を中心に企業による農業参入を更に進めていく方針。また、農地台帳の電子化も併せて進めていく予定。	

○農場から食卓までをデータでつなぐトレーサビリティシステムの構築

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	官民連携による検討母体を立上げ、トレーサビリティの現状等について調査を行い、グランドデザインを策定する。	農林水産省	食品事業者毎の既存の食品トレーサビリティシステムを生かしつつ、消費者が真に求める農林水産物・食品の情報について、ビッグデータの取り扱いに適したクラウド上に翻訳し、統一した情報として広く活用する仕組みを構築するためのグランドデザイン策定事業を措置。	汎用的な食品情報システムを構築するためのグランドデザインを2014年度に策定する。	全体A 農林水産省A 総務省A 経済産業省A
		総務省	農林水産省を含めた各都道府県の密接な連携のもと実証実験の調達に着手。	実証事業を通じて、生産から消費までの情報連携を行うことで、消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上を実現するシステムを構築する。	
		経済産業省	「IT融合による新社会システムの開発・実証プロジェクト」として、トレーサ対象の一つとして重要な要素となる営農情報を収集管理する機構を、愛媛県のミカン、北海道のジャガイモを対象に構築した。	左記予算事業は2013年度で一区切りとなり、2014年度は予算事業を行わないが、内閣官房IT総合戦略室や農水省等と連携し、今後の取組について検討を進める。	
	農林水産省	実証試験に取り組む前段階として上記事業を措置。	策定したグランドデザインの妥当性を検証するための実証試験を実施する。		
	総務省	農林水産省を含めた各都道府県の密接な連携のもと実証実験の調達に着手。	実証事業を通じて、生産から消費までの情報連携を行うことで、消費者のニーズに対応した農作物の生産や付加価値の向上を実現するシステムを構築する。		
	経済産業省	「IT融合による新社会システムの開発・実証プロジェクト」として、消費者と飲食店、農家を直結するマッチングデータベースシステムを構築し、トレーサブルな流通を実現した。	左記予算事業は2013年度で一区切りとなり、2014年度は予算事業を行わないが、内閣官房IT総合戦略室や農水省等と連携し、今後の取組について検討を進める。		
	実証試験を通じて課題を整理し、規格の統一、実装化・標準化に向けた取り組みを開始する。				

(3)幅広い分野に跨るオープンイノベーションの推進等

○ベンチャー支援の仕組み構築・推進

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	ITベンチャーに対して、サービス・機器開発から事業立ち上がりまでを支援するICTベンチャー支援プラットフォームを整備する。このため、事業計画策定・顧客ニーズ把握といった事業実施面のアドバイスをを行うメンター制度を整備するとともに、技術面における評価支援が行えるIT専門家の人材バンクを新たに整備する。	総務省	ベンチャー企業等の立ち上げ期における技術・サービス等を、情報通信分野の複数の専門家により技術面から評価を行い、ベンチャー企業等の事業経営等に活用可能なICTベンチャーを支援するプラットフォームを整備した。	本プラットフォームの周知を図って行くとともに、適切な運営を行っていくこととする。	全体A 総務省A 経済産業省A 金融庁A
		総務省	○平成25年度補正予算において、ビッグデータ等を活用した社会課題の解決に資する新事業・新サービスの創出に向けて、企業等のビッグデータ提供者、地方公共団体等のアイデア保有者等の関係者をマッチングするための場の構築等に関する予算を措置したところ。 ○また、平成26年度予算において、ICT分野における我が国発のイノベーションを創出するため、大学、ベンチャー企業などによる技術成果の具現化等を支援する常時応募可能な研究開発事業である「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」※に関する予算を措置したところ。 ※「科学技術イノベーション総合戦略」(平成25年6月7日閣議決定)における「平成26年度 科学技術イノベーションに適した環境創出のための「重点施策」」として特定	○平成25年度補正予算を速やかに執行し、ビッグデータ等を活用した社会課題の解決に資する新事業・新サービスの創出に向けて、企業等のビッグデータ提供者、地方公共団体等のアイデア保有者等の関係者をマッチングするための場の構築を行うこととする。 ○平成26年度予算「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」について、平成26年6月より公募(常時応募可能)を開始(予定)するなど、事業を着実に実施する。	
	経済産業省	平成26年度予算において、新たなものづくり産業の創出のため、「三次元造形技術を核としたものづくり革命プログラム」に関する予算を措置した。	平成26年度予算「三次元造形技術を核としたものづくり革命プログラム」を着実に実施する。		
	経済産業省	ITイノベーターの海外展開支援、国際的な事業創出機関等の招聘事業について検討を開始。	未踏事業を進展させた事業による国際的な新事業創出支援などについて検討する。		
	金融庁	○金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給の在り方等に関するワーキング・グループ」において、クラウドファンディングの利用促進策をはじめとした新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進策等について審議・検討を行い、報告書を取りまとめた(平成25年12月25日公表)。 ○本報告書の提言を踏まえ、必要な改正事項を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を第186回国会に提出した(平成26年3月14日)。	引き続き、クラウドファンディングの利用促進に向けた制度整備に努める。		
	総務省	起業段階にあるITベンチャーの事業性等評価を実施し、一定の基準を超える優れた事例に関して表彰を行う。併せて、優れたIT経営を実現し、かつ、他の中小企業がIT経営に取り組み際に参考となるような中小企業等の事例を発掘し、その中でも先進的な事例を「IT経営力大賞」にて表彰する。また、ITを活用してイノベーションを創出し、新たな製品やサービスを生み出した企業等を、関係省庁の連携により実施している情報化月間の一環である「情報化促進貢献個人等表彰」にて表彰する。これらの取り組みを通じて得られた事例をベストプラクティスとして普及・展開させるとともに、革新的事業の創出を図る。	○NICTIにおいては、引き続き、本イベントを実施することとしている。 ○さらに、平成25年度補正予算において、ビッグデータ等を活用した社会課題の解決に資する新事業・新サービスの創出に向けて、企業等のビッグデータ提供者、地方公共団体等のアイデア保有者等の関係者をマッチングするための場の構築等の中で対応する。		
経済産業省	○関係省庁が連携し、「情報化促進貢献個人等表彰」を実施。ITを活用して新たなサービスを生み出した企業等を表彰。 ○「中小企業IT経営力大賞2014」を実施し、優れたIT経営を実践している企業等を表彰。	引き続き、「情報化促進貢献個人等表彰」等を実施し、ベストプラクティスの普及を行う。			

○中小企業の競争力強化、地域の活性化

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	経営・起業に関する情報交換や相談等ができる支援ポータルサイトを構築する。2013年度にサイト開設、運用開始し、2014年度以降、搭載アプリケーション(人的交流、専門人材による助言、業務連携支援、公的申請支援、財務データ管理、経営改革支援等)を拡充させる。	経済産業省	国や公的機関の施策情報を入力でき、オンライン上でIT利用や販路開拓などの専門家や先輩経営者と情報交換・相談ができる。中小企業・小規模事業者支援ポータルサイト「ミラサポ」を構築し、2013年10月より本格的な運用を開始。	中小企業・小規模事業者支援ポータルサイト「ミラサポ」の機能改善等について必要な措置を講じ、更なる充実を図る。	全体A 総務省A 経済産業省A
	ITクラウドを活用した地域中小企業の経営支援基盤を確立する。2013年度、地域中小企業の経営情報をIT活用により適切に把握して資金調達等の経営支援を行う仕組みのあり方(具体的なKPIを含む)について調査研究等を実施し、地域や業種ごとに最適な仕組みを検討する。2014年度以降、前記調査を踏まえ、経営支援基盤の確立に向けた取り組みを推進する。	経済産業省	地域中小企業の経営情報をIT活用により適切に把握して資金調達等の経営支援を行う仕組みについて調査研究事業を実施。	2013年度の調査を踏まえ、経営支援基盤の確立に向けた実証事業を実施する。	
	中小企業における情報化投資を構成する設備資金、ソフトウェアの取得、デジタルコンテンツの制作、上映等に係る運転資金について、株式会社日本政策金融公庫が融資を行う。併せて、中小企業等が一定のIT投資等を行った場合に、税額控除又は特別償却の選択適用を認める。これらを通じて、中小企業のIT活用を促進し、我が国産業の競争力を底上げする。	総務省 経済産業省	○中小企業による情報化投資に係る設備資金及び運用資金については、中小企業が事業実施に必要な資金の借入れ・貸付けについて、当該金融機関に対し、債務保証・利子補給による支援を行った。 ○中小企業向けの税制支援措置については、所管官庁である経済産業省(及び中小企業庁)と連携し、中小企業投資促進税制について、特別償却・税額控除割合の上乗せや税額控除の利用可能な法人の範囲を拡大した上で、適用期間を3年間延長したところ。 中小企業による情報化投資を促進するため、株式会社日本政策金融公庫において、中小企業の情報化投資に係る融資を約572億円行った。	○基幹業務等にITを活用する際の設備資金融資について、2014年度より利率を一部拡充する。 ○中小企業向けの税制支援措置については、引き続き、所管官庁である経済産業省(及び中小企業庁)と連携し、対応していくこととする。 ○基幹業務等にITを活用する際の設備資金融資について、2014年度より利率を一部拡充する。 ○引き続き、本融資制度を活用し中小企業のIT投資促進を図っていく。	

(4)IT・データを活用した地域(離島含む。)の活性化

○新たな街づくりの推進(離島含む)

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	○2013～2014年度年度は、地域の元気を創造するITを活用した新たな街づくりの実現に向けて、既存の成功モデルも活かしつつ、新たな街づくり課題に対する実証プロジェクトを推進(他地域への展開性や持続可能性を検証も含む)するとともに、地域や社会が抱える課題を解決する新しいアイデアや技術を持つ若手やベンチャー企業を把握・育成し、新しいビジネスモデルも踏まえたITを活用した街づくりの共通的な基盤と成功モデルを構築する。また、具体的、実務的ノウハウ等を有するIT人材を派遣し、地域の活性化を促進する。離島においては、沖縄・離島域内を対象とした実証プロジェクトを推進し、成功モデルを構築する。 ○2013～2014年度年度は、産官学の街づくり関係者が普及展開方策を検討するための体制を整備し、成功モデルの国内外(他離島への展開も含む)の普及展開を図れる成功モデルは先行して普及展開を進める。	内閣府	総務省が沖縄県久米島町で実施したICT街づくり推進事業の地域協議会に内閣府としても参画し、体制の整備等に取り組んだ。	沖縄振興特別推進交付金を活用し、総務省が沖縄県久米島町で実施したICT街づくり推進事業を引き継ぎ、実証プロジェクトを継続して推進する。	全体A 内閣府A 総務省A 経済産業省A
		総務省	○2013年6月に、平成24年度補正予算を活用した実証プロジェクトとして、全国21件のプロジェクトを追加的に採択(うち2件が沖縄・離島域内を対象とした事業)。 ○また、同年12月には、平成25年度予算を活用した実証プロジェクトとして、平成24年度「ICT街づくり推進事業」の成果を複数の自治体が協力・連携して広く普及展開していくことを目的とした事業等を採用。 ○更に、これらの実証プロジェクトについては、地域懇談会(「ICT街づくり推進会議」の構成員が実証プロジェクトの実施地域を訪問し、地方自治体等の関係者との意見交換を行うフォローアップ会議)を開催する等、ICTを活用した新たな街づくりに関する共通的な基盤と成功モデルの構築に向けて、実証プロジェクトを着実に推進。 ○2013年度においては、「ICT地域マネージャー派遣事業」により、全国20地域へICTを活用した地域課題の解決に知見を有する専門家を派遣。	○2014年度中の共通的な基盤と成功モデルの構築に向けて、平成25年度補正予算を活用した実証プロジェクト(社会保障・税番号制度の導入を見据えた公的個人認証サービスの利活用方策の検討や他地域への展開性、持続可能性の検証を含む)を実施。 ○2013年度の派遣成果を踏まえ、2014年度においても専門家の派遣を実施。	
		経済産業省	○IT・データの利活用により新産業の創出を目指す「IT融合システム開発事業」において、次世代の持続可能な社会システムを実現するビジネスモデルを構築するとともに、それらを支えるデータ処理基盤に関する先導研究やフィージビリティスタディ等を実施した。 ○本事業を通じて、プライバシーに配慮したデータ利活用基盤の構築、パーソナルモビリティ・シェアリングサービスの構築、電車・バス等の交通情報の利活用したサービス及び利活用情報基盤の構築等、地域活性化につながるIT・データ利活用サービス基盤を構築した。	2014年度から開始する、「大規模HEMS情報基盤整備事業」を通じて、地域商店街における節電クーポンサービス、高齢者見守りサービス等、HEMSデータを活用した地域サービスの創出を促進していく予定。	

(5) 次世代放送サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化

○放送サービス

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	2013年度早期に、4K・8K、スマートテレビ等のサービス実用化・普及に向けて、放送事業者、メーカー等が取り組む、具体的なロードマップを策定する。(総務省ICT成長戦略会議「放送サービスの高度化に関する検討会」においてとりまとめ。)	総務省	○2013年6月に、4K・8K、スマートテレビ等のサービス実用化・普及に向けて、放送事業者、メーカー等が取り組む、具体的なロードマップを策定・公表した。	ロードマップに定められた目標(2014年度以降の試験的放送の開始等)に向けて、関係事業者と連携しながら、着実な実施を図る。	全体A 総務省A 経済産業省A
		経済産業省	○2014年2月から、上記ロードマップの更なる具体化・加速化を図るための検討会を開催中。	ロードマップに定められた目標(2014年度以降の試験的放送の開始等)に向けて、総務省、関係事業者と連携しながら、着実な実施を図る。	
	総務省	○2013年5月に、オールジャパンの推進体制として「一般社団法人次世代放送推進フォーラム(NexTVフォーラム)」を設立。当該法人が中心となり、次世代放送の実現に向けた技術検証や標準化に関する検討を行っている。 ○平成24年度補正予算「次世代衛星放送テストベッド事業」を一般社団法人次世代放送推進フォーラムに委託し、圧縮符号化技術をはじめとする技術検証や伝送・制作環境の整備について後押しを行った。 ○スマートテレビの関係事業者(放送事業者、端末メーカ、通信事業者等)が、スマートテレビの中核技術(HTML5)に対応した次世代ブラウザの国際標準化を推進するW3Cの国際会合に参加し、我が国のスマートテレビに関する技術・サービス動向を紹介するとともに、技術課題(相互運用性の確保等)について海外の関係事業者との議論を主導する等、スマートテレビの国際標準化を推進。	○2014年度以降の試験的放送の開始に向けて、一般社団法人次世代放送推進フォーラムを中心に技術検証等を加速し、着実な実施を図る。 ○引き続き、スマートテレビの関係事業者が、海外の関係事業者及びW3C等の標準化団体と連携して、技術課題(相互運用性の確保等)の解決に向けた議論を主導し、スマートテレビの国際標準化を推進。		
	経済産業省	○2014年度以降の試験的放送の開始に向けて、一般社団法人次世代放送推進フォーラムを中心に技術検証等を加速し、着実な実施を図る。	○引き続き、スマートテレビの関係事業者が、海外の関係事業者及びW3C等の標準化団体と連携して、技術課題(相互運用性の確保等)の解決に向けた議論を主導し、スマートテレビの国際標準化を推進。		

○受信機普及

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	2013年度から、受信機メーカーに対し4K・8K放送、及び放送・通信連携サービス対応受信機の開発・普及のための情報提供や支援を行う。	総務省	一般社団法人次世代放送推進フォーラムが中心となって、4K・8Kの対応受信機の開発・普及のための技術仕様、規格等に関する検討等を実施した。	引き続き、一般社団法人次世代放送推進フォーラムが中心となって、4K・8Kの対応受信機の開発・普及のための技術仕様、規格等に関する検討等を実施する。	全体A 総務省A 経済産業省A
		経済産業省			
	総務省	一般社団法人次世代放送推進フォーラムが中心となって、4Kの試験的放送の受信環境の整備に向けた取組等を実施した。	引き続き、一般社団法人次世代放送推進フォーラムが中心となって、4Kの試験的放送の受信環境の整備に向けた取組等を実施する。		
	経済産業省				

○4K・8K、スマートテレビ等高度な放送・通信連携サービス等の利活用

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	2013年度中に、超高齢化等の課題先進国である我が国の様々な社会的課題の解決に向けた4K・8K、スマートテレビ等、高度な放送・通信連携サービス等の利活用の可能性を健康・医療・介護、教育/国民のIT利活用の促進、情報化による地域の活性化等の分野において検討し、2014年度以降に利活用方策(過疎地や専門医不在地域と専門医間での遠隔医療相談における高精細画像の利活用、ITリテラシーの度合いにかかわらず比較的操作が容易なスマートテレビを利用した国民のインターネットの利活用促進、地域コミュニティにおける情報提供・共有手段としての利活用等)の具体化の検討を進めるべき分野を特定する。	総務省	4K・8Kの利活用の可能性を各分野において検討し、平成26年度は医療、情報化による地域の活性化等で具体化の検討を進めるべく平成25年度補正予算により措置を行ったところ。	平成25年度補正予算の速やかな執行により、高度な放送・通信連携サービス等の利活用方策の具体化検討を行う。	全体A 総務省A 経済産業省A 厚生労働省A 文部科学省A 農林水産省A
		経済産業省			
		厚生労働省			
		文部科学省			
		農林水産省			

2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会

(1) 適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現

① 効果的・効率的で高品質な医療・介護サービスの展開

○医療情報連携ネットワークの全国展開

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	医療・介護・健康分野のデータを、本人や遠隔医療・在宅医療・介護を含めた医療従事者等の関係者間において連携・共有・利用するための、医療情報連携ネットワークについて、低廉かつ安全な標準システムに関する検証等を行う。2013年度において、これまでの実証を通じた成果、課題の洗い出しを行い、2014年度以降、データやシステム仕様の標準化、運用ルールの検討やシステム関連コストの大幅な低廉化に関する検証等を行うとともに、患者・個人が自らの医療・健康情報を利活用する仕組みを推進する。	総務省	厚生労働省と連携しつつ、低廉かつ安全な医療情報連携ネットワークの標準システムの検証に向けて、クラウド等を活用した低廉な医療情報連携システムの在り方について検討を実施。	引き続きクラウド等を活用した低廉な医療情報連携システムの在り方について検討を進めながら、厚生労働省と連携しつつ、低廉かつ安全な医療情報連携ネットワークの標準システムの検証を進める。	全体A 総務省A 厚生労働省A
		厚生労働省	○ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤を整備するため、当初予算で6施設、補正予算で12施設に対して合計2.2億円の補助金を交付決定したところ。 ○また、国際標準規格を踏まえた、システム上での患者の同一性確認や、当該患者の医療情報を交換するための標準規格の策定の策定を行い、これらの規格案を用いて広域な医療情報連携等を実証するための技術仕様の検討を行った。 ○さらに、既に各施設で広く普及しているレセプトコンピュータに登録された診療情報を共有可能とするためのインターフェース規格案の策定を行った。	2014年度に全国のネットワーク構築状況に関する調査を行う。また、各地域の特性を活かして、医療情報連携ネットワークの普及を促進するため、クラウド等も活用し、持続可能性や相互運用性、最低限備えるべき情報連携項目等を示した「標準モデル」の確立に向けた検討や、それを踏まえた低廉なシステムの検証を進めるほか、財政支援等の効果的な普及策を実施する。	

○適切な医療・介護や生活支援サービスの提供

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地方自治体が有益な情報を活用しやすいように、介護保険総合データベースの機能強化と情報システムの構築を行う。また、介護サービスの客観的な評価の検討とサービス内容の向上に資する取り組みの把握について調査研究を行い、その成果を情報システムに反映させる。	厚生労働省	平成26年2月末から地域包括ケア「見える化」システム(プロトタイプ)の運用を開始したところであり、地方自治体はインターネットを経由することにより利用することができるようになった。 これにより、 ・ 地方自治体が地理情報システムを活用することで、介護保険事業の現状等について、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の比較を視覚的にも分析可能になるとともに、 ・ 分析で把握される同様の課題を抱える保険者等において取り組まれている施策等についての情報提供をすることにより、従来以上に保険者は介護保険事業を効果的・効率的に運営することが可能となった。	平成26年度以降は、医療関連情報と併せて、国民も含めて広く共有(「見える化」)するためのシステムの構築等を推進することとしている。	全体A 総務省A 厚生労働省A
	これまでの実証を通じた成果・課題の洗い出しを行い、地域包括ケアに関わる多様な主体間における情報共有・連携に必要な技術的要件、運用ルール等の検証を行う。	総務省	厚生労働省と連携しつつ、在宅医療・介護分野等の地域包括ケアに関わる多様な主体間における情報共有・連携に必要な技術的要件等の検証に向けて、複数ベンダー間で情報共有を可能とするためのシステムの標準化や現状課題等について検討を実施。	引き続き複数ベンダー間で情報共有を可能とするためのシステムの標準化や現状課題等について検討を進めながら、厚生労働省と連携しつつ、在宅医療・介護分野等の地域包括ケアに関わる多様な主体間における情報共有・連携に必要な技術的要件等の検証を進める。	
		厚生労働省	総務省とも連携しつつ、在宅医療・介護の関係者による情報連携を推進するため、異なるシステム間での情報共有を可能とするための共有すべき情報項目の標準化等について、在宅医療・介護の関係者からなる委員会においてガイドライン(草案)を策定した。	左記ガイドライン(草案)を踏まえつつ、在宅医療・介護分野の情報連携において、標準規格策定に向けて更に必要な議論・検証を進める。	

○ロボット技術等の実証・実用化

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	これまでの取り組みを踏まえた課題の洗い出しを行った上でセンサーやロボット技術を医療・介護や生活支援サービスに活用するためのプラットフォームの構築を行う。	総務省	センサーやロボット技術を医療・介護や生活支援サービスに活用するためのプラットフォームの活用に向けて、高精度脳情報センシング技術、ネットワークシステム技術、実時間脳活動情報解読技術、安心・安全制御技術の高度化を進めるとともに、健康情報や医療・介護情報も活用したセンサーやロボット技術の活用の在り方について検討を実施。	引き続き健康情報や医療・介護情報も活用したセンサーやロボット技術の活用の在り方について検討を進めつつ、これまで開発を進めてきた技術を統合し、ネットワーク型BMI技術の確立やセンサーやロボット技術を医療・介護や生活支援サービスに活用するためのプラットフォームの活用に向けた取組を行う。	全体A 総務省A

○高齢者・障がい者向けサービスの充実

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	高齢者や障がい者を含む誰もが公共分野のホームページ等を利用できるように、ウェブアクセシビリティ指針等を踏まえた既存の取り組みを通じて、ウェブアクセシビリティのさらなる維持・向上を図る。	総務省	○地方公共団体からのウェブアクセシビリティに係る問い合わせへの対応のほか、JIS X 8341sに対する理解の促進を目的とした情報アクセス協議会の活動にオブザーバとして参加。 ○また、情報アクセス協議会の下に設置されているウェブアクセシビリティ基盤委員会がウェブアクセシビリティに関するガイドライン策定の検討に際し、JISの高い要求条件と自治体HP担当者の現状との調和が図られるよう、適宜提案等を行った。	引き続き、これら対応を継続していく予定。	全体A 総務省A
	アクセシビリティに配慮した高齢者・障がい者向け通信・放送サービスの充実や字幕・解説番組等の制作促進を図る取り組みを実施する。	総務省	○アクセシビリティに配慮した機器等の研究開発に対する助成を実施するとともに、今後の施策の参考とするため「情報バリアフリー社会におけるICT利活用の在り方に関する調査研究」を実施した。 ○字幕番組、解説番組等の制作費に対する必要な助成を実施した。また、「スマートテレビ時代における字幕等の在り方に関する検討会」を立ち上げ、CM字幕の普及方策等についての検討を開始した。	引き続き、アクセシビリティに配慮した機器等の研究開発への助成を行うとともに、字幕番組等の制作促進を図るための取り組みを着実に実施していく予定。	

②現役世代からの健康増進等、医療・健康情報等の各種データの活用推進

○医療・健康情報等の各種データの活用

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	医療情報データベースのシステム構築を引き続き進めるとともに、順次、データ蓄積やデータのバリデーションを行いつつ試行運用を実施する。併せて、データベースの利活用者や利活用目的の範囲等、2016年度以降の利活用のあり方について検討を行う。	厚生労働省	10の拠点病院において、医療情報データベースのシステム構築・整備を行い、導入した拠点病院から、順次、データ蓄積を開始した。また、7病院において、病院に保管されるカルテ情報等をもとに、医療情報データベースの抽出データの正確性等の検証(バリデーション)を行った。	引き続き、医療情報データベースのシステム整備を進めるとともに、順次、データの蓄積や正確性等の検証(バリデーション)を行いつつ、試行運用を実施する。	全体A 厚生労働省A 経済産業省A
	健康保険法等に基づく厚生労働大臣指針(告示)を今年度中に改正し、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康増進のための事業計画「データヘルス計画(仮称)」の作成・公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進する。また、健康保険組合を通じた予防活動の取り組みを推進するため、これまでの取り組みを踏まえた課題の洗い出しを行ったうえで、医療・健診情報の分析・保健事業の実施を促進するための環境整備に向けた取り組みを実施する。	厚生労働省	健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針及び国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針を改正する等した。	医療保険者が、レセプト・健診情報等のデータを活用し、加入者に対して効果的かつ効率的な保健事業を実施できるよう、 ・被用者保険においては、改正された「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」(告示)に基づき、全ての健康保険組合及び全国健康保険協会に対し、2014年度中にレセプト・健診情報等を活用した「データヘルス計画」を作成・公表し、2015年度から事業を実施するよう求めるとともに、 ・国民健康保険等においては、改正する等された「保健事業の実施等に関する指針」(告示)に基づき、市町村国保等が、2014年度より保健事業の実施計画について所要の見直し等を行い、順次、レセプト・健診情報等のデータ分析に基づく保健事業を実施することを推進する。また、市町村国保等におけるレセプト・健診情報等のデータ分析に基づく保健事業を支援するための有識者等からなる支援体制が中央・都道府県レベルで整備されるよう、2014年度より財政支援する。	
		経済産業省	○これまでの取組を踏まえ、2013年12月に、「次世代ヘルスケア産業協議会」を設置し、医療・介護保険外サービスの創出・育成に関わる横断的課題の抽出と、具体的な対応策について検討。 ○産業競争力強化法に基づき、レセプト・健診データの分析と情報共有等について、グレーゾーンの明確化を行い、ガイドラインを整備。	○次世代ヘルスケア産業協議会で、厚生労働省と連携し、医療・健診情報の分析・保健事業の実施における評価指標を策定するとともに、取組によるインセンティブを検討。 ○健康寿命延伸産業創出推進事業(平成26年度当初予算)を活用し、企業が保険者と連携して、レセプト・健診データ等を分析し、効果的な保険事業(事後指導)を実施する場合の投資対効果や改善効果の定量的検証についての調査事業を実施。	

○国民の健康増進・健康管理に有効な方策の確立

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	保険者や地方自治体・企業が、システムや健診データ・レセプトデータ等を活用した国民の健康増進・健康管理の仕組みについて、既存の取り組みを踏まえた健康増進・健康管理モデルの設計・検討を行ったうえで、2014年度より、保険者や地方自治体・企業によるデータやシステムを活用した健康増進モデルや、高齢者の就農や食を通じた健康増進モデルの実証を行う。	総務省	厚生労働省と連携しつつ、保険者や地方自治体・企業によるデータやシステムを活用した健康増進モデルの検証に向けて、ビッグデータ解析による健康づくりや健康無関心層へのアプローチの在り方等について検討を実施。	引き続きビッグデータ解析による健康づくりや健康無関心層へのアプローチの在り方等について検討を進めながら、厚生労働省と連携しつつ、保険者や地方自治体・企業によるデータやシステムを活用した健康増進モデルの検証を進める。	全体A 総務省A 厚生労働省A 農林水産省A 内閣府A
		厚生労働省	総務省と連携し、保険者や地方自治体・企業によるデータやシステムを活用した健康増進モデルの検証に向けた、ビッグデータ解析による健康づくりや健康無関心層へのアプローチの在り方等に関する検討を行った。	引き続き、総務省が実施する、ビッグデータ解析による健康づくりや健康無関心層へのアプローチの在り方等についての検討や、保険者や地方自治体・企業によるデータやシステムを活用した健康増進モデルの検証に対し、必要な協力を行う。	
		農林水産省	医学、化学、情報工学、流通科学、農学、食品産業事業者等が医福食農連携に関するコンソーシアムを形成し、食と健康の因果関係を科学的に調査・分析する取組等を支援し、食産業の市場規模拡大と健康長寿の実現を図るため、2014年度において、医福食農連携コンソーシアム整備等支援事業を措置。	2014年度～2016年度にかけて食と健康の因果関係を科学的に調査・分析し、集積された食と健康に関するデータを活用した食を通じた健康増進モデルを検討。	
	内閣府	医療・健康情報等の利活用による新たなビジネスモデルの創出に向けて、電子医療情報基盤(沖縄県那覇市)の機能拡充やデータ分析に係る統計手法等の検討を実施。運用に係るガイドライン等を策定については、個人情報保護関連の他のガイドライン等を参照しながら検討継続中。	蓄積した医療情報の匿名化・統計処理の検証を進めるとともに、運用に係るガイドライン等を策定については、個人情報保護関連の他のガイドライン等を参照しながら検討する。		

(2)世界一安全で災害に強い社会の実現

①命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築

○防災情報インフラ構築

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	防災情報通信基盤・端末を用いた情報収集・伝達体制の確立に向け、公共情報コモンスの活用等、自治体から住民への情報伝達体制の構築を推進する。	総務省	○災害関連情報を一元的に管理し情報の共有を図るための機能や、防災情報等地方公共団体から住民に提供すべき情報を、多様なメディアに一括配信できる情報通信環境の構築。 ○地方公共団体等が発信する災害情報等を集約・共有し、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様なメディアを通じて、住民向けに一括配信する「公共情報コモンス」の活用を推進。	○防災情報ステーション(無線LAN及び住民等に提供すべき情報の配信に資する機材を搭載した設備)等の整備を進め、無線LANを中心とした情報通信環境の構築を推進。 ○現在開催中の「災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会」の検討結果も踏まえ、早急な全国普及の実現に向け、自治体への働きかけや周知・広報の推進を図るとともに、ライフライン(交通、電力、ガス、通信等)の供給情報等、災害情報の拡充を図る。	全体A 総務省A 文部科学省A
	情報通信インフラの強化として耐災害性の高い多重化・多層化等による通信・放送ネットワークの構築を推進し、通信サービスを確実に継続するための技術開発を実施する。	総務省	○地域の情報通信インフラ等について、切断が想定される箇所等の無線又は有線による多重化や迂回路の整備等を行う事業を推進。 ○災害情報等を確実に提供するため、難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備等を行う放送事業者等に対し整備費用の一部補助を実施。 ○携帯電話の不感地域を縮小するために補助金の交付決定を実施し、サービスエリア外地域に居住する人口が平成20年度末約12.6万人から平成25年11月3.4万人(平成25年11月時点で整備要望がない約5千人を除く)に減少。 ○トンネル等の遮へい空間における携帯電話の不感地域を縮小するために補助金の交付決定を実施し、サービスエリア外地域が減少。	○引き続き、情報通信インフラ等の多重化整備等を推進。 ○引き続き、難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備等を行う放送事業者等に対し整備費用の一部補助を実施。 ○災害時の臨時災害放送局の迅速な開設を図るため、総合通信局等に臨時災害放送局用の送信機等を配備する。 ○平成26年6月に平成26年度の携帯電話等エリア整備事業の交付決定する予定。また、平成26年度から平成28年度の間、エリア外人口3.4万人を半減することを目指す。	
	全市町村等にJアラートの情報伝達手段を自動起動できる体制を構築する。	総務省(消防庁)	○平成24年度補正予算、平成25年度当初予算において、Jアラートの受信機及び自動起動機等の未整備団体等に対して整備費を全額交付。 ○受信機は、平成25年度中に全市町村で整備完了。 ○平成25年度補正予算において、Jアラートの自動起動機等の未整備団体に対して整備費を全額交付。 ○自動起動機等は、平成25年度末で93.2%の市町村で整備。 ○平成26年4月から、Jアラートで配信される弾道ミサイル情報等を、国から直接、緊急速報メールにより、携帯電話利用者へ配信を開始。	○自動起動機等については、平成25年度補正予算の執行後の平成26年度末で99.7%、平成27年度末で全ての市町村で整備が完了する見込み。 ○Jアラートの情報伝達手段の多様化を進めるとともに、国と地方公共団体が連携した情報伝達訓練を実施し、全ての住民へ緊急情報を確実に伝達する体制を強化する。	
	災害リスク情報をオープンデータ化し誰もが活用できる環境を構築するために必要なインターフェースや検索システムの構築に向けて、実証・改良から高度化・展開まで行う。	文部科学省	災害リスク情報の共有・検索システムを活用するための相互運用環境の構築に必要な要素技術の開発のための準備を行った。	2014年度は、災害リスク情報の共有・検索システムを活用するための相互運用環境の構築に必要な要素技術の開発を行う。	
	自治体等が地域に必要な災害リスク情報を呼び出し、地域特性を考慮した地域固有の防災対策を自ら計画・実行できる手法と、それを支援する情報システム(以下、協働型地域防災システムという)について研究開発し、高度化・展開を行う。	文部科学省	自治体等が、災害対応タスクに応じた各種災害リスク情報を統合し、判断・意思決定を行い、地域住民等に対してワンストップで災害情報を通知するための機能等を開発して、協働型地域防災システム実現のプロトタイプを開発した。	2014年度は実証実験による有効性検証・改良を行う。	

○災害現場対応のIT化

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	地理空間情報(G空間情報)を活用した特殊災害対応ロボット・無人走行放水車の開発に向けて、まず無線中継システム等を活用したロボットの開発・導入を行う。	総務省(消防庁)	○平成26年度科学技術重要施策アクションプラン対象施策に特定された。 ○建設ロボットの研究開発を実施する国土交通省及び経済産業省と連携を図るため、国土交通省が主催するロボット技術に関する委員会等に参画し、建設ロボット及び消防ロボットに共通するロボット技術は経済産業省で実施する研究開発成果を活用し、国土交通省で実施するロボット技術の実証検証成果を消防ロボットに展開する等、省庁連携体制を構築した。 ○消防機関等との協議を踏まえ、実用可能な消防ロボットの基本構想をとりまとめ、消防ロボットの研究開発に既に着手した。	(2014年度) ○総務省に設置している災害対応ロボット用無線に関する検討委員会において、より高性能な無線利用を検討する。 ○引き続き災害対応ロボットに関して国土交通省・経済産業省との連携を進める。 ○今年度中に試作に向けた実用レベルでの設計を完了する。 (2015年度) 部分試作 (2016年度) 各単体ロボットの試作 (2017年度) 自律、分散協調技術の検証、試作ロボットの性能検証、改良 (2018年度) 半自律、実用型ロボットシステムの完成 (2019年度以降) さらなる高度化、高機能化の検討、開発を推進	全体A 総務省A 国土交通省A
	災害現場対応におけるIT利活用として、危険な現場において無人で安全に調査・施工するため等の建設ロボット技術の高度化と現場への導入に向け、現地対応者等のニーズ・シーズを踏まえた課題の整理分析と評価手法の検討、開発の推進を行う。	国土交通省	経済産業省と協同で「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入検討会」を設置(25年7月)し、「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入重点分野」を策定(25年12月)した。これを受け、新たに設置した「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」の5つの専門部会(橋梁維持管理、トンネル維持管理、水中維持管理、災害調査、応急復旧)で、開発・導入促進のため取り組むべき事項の具体化及び目標の審議を行い、公募要領の策定を進めた。	維持管理及び災害対応に役立つ技術として、現場検証・評価を行う技術の公募を開始する。直轄現場等において現場検証を実施し、現場で把握された課題・効果、今後の発展性を評価する。	
	災害現場対応におけるIT利活用として、現場応急対応ニーズ把握を行うとともに、ITを活用した被災状況の迅速な把握のための手法を検討し、資機材等(次期衛星通信機材へリ映像伝送や衛星通信電話等)の整備と開発を行う。	国土交通省	地方支分局やTEC-FORCE等から、災害現場における、IT技術を用いた現場ニーズを収集し、その取り組みを行った。	収集した現場ニーズを踏まえ、災害現場対応IT技術の整備及び開発を行っている。	

○災害情報提供

	2013年度～2015年度の実施内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	平時から首相官邸HP・SNS等からの情報発信の強化・充実を図る。	内閣官房	○地震や台風等の災害発生時に、官邸災害twitter等による被災状況や政府の対応についての情報発信を実施。 ○官邸HPで防災特集ページを公開し、あらゆる災害の知識や防災に関する情報提供を実施。	引き続きSNSや官邸HPを活用しつつ、適時適切な災害情報の発信に努めていく。	
	災害時におけるデジタルサイネージ活用拡大に向け、運用ガイドラインの検証・国際標準化や、デジタルサイネージを活用した災害情報提供技術の開発・実証を行う。	総務省 内閣府 消防庁 等	○災害時におけるデジタルサイネージの運用ガイドラインを作成し、2013年6月に開催された「デジタルサイネージジャパン2013」イベントにおいて、「運用ガイドライン第1版」を発表。 ○当該運用ガイドラインから国際標準化すべき事項を抽出し、2013年10月にITU-T SG16へ提案。またITU-Tの災害Focus Group (FG)に、3件の寄書を提案し、FGが策定するユースケース文書に反映。 ○2012年度に引き続き、先進的ICT国際標準化推進事業において端末情報連携技術の研究開発を実施。2013年11月から2014年1月にかけて、新宿、熊本市において実証実験を実施。またWorld Wide Web Consortium (W3C)の国際会合において、研究開発した技術のデモを実施。	○引き続き、災害時におけるデジタルサイネージの運用ガイドラインの検証・国際標準化を推進。 ○引き続き、災害時における情報提供技術として次世代ブラウザ技術を活用した端末間情報連携技術の開発及び標準化を推進。	
	災害対策に必要な広域地形情報を収集する技術開発として航空機搭載型の合成開口レーダ(SAR)を詳細設計し、フライト実証等技術開発を実施する。	総務省	○搭載航空機の自由度向上 機器小型化に向けたシステム最適化技術や航空軌道動揺補正技術、マンマシンインタフェース技術の確立に向け、研究開発を推進中。25年度末までに、小型航空機用SARの試作及び地上での性能評価を実施した。 ○観測データの高速解析処理の高度化 観測データ高速解析(三次元画像化)について、地上処理アルゴリズムの改善によるルーティン処理等の高速化に向けた研究開発を継続するとともに、外部機関との共同研究等による偏波観測データ合成処理(ポラリメトリ)及び高さ分析処理(インターフェロメトリ)技術を用いた災害時の判読技術の開発を実施した。	搭載機器の小型化について、26年度までに、機器小型化に向けたシステム最適化技術や航空軌道動揺補正技術、マンマシンインタフェース技術を確立し、現在と同等の性能を有しつつ、セナ等の小型航空機にも搭載可能な小型航空機SARを実現する。また、観測データの高速解析処理について、データ処理の並列可能なアルゴリズム開発により、高速化(電波反射特性は機上処理、三次元画像は地上処理)を実現し、26年度までに、これら高速解析データの地図投影処理(オルソ化)を実現する。	
	災害対策に必要な広域気象情報を収集する高速三次元気象レーダシステムの基盤技術を確立する。	総務省	小型アンテナ部の試作と性能、送受信部の試作と性能評価を実施した。また、複数のレーダ局を協調制御するために必要な同期技術、制御技術の手法について検討を実施した。	広域の気象状況を高速で3次元立体観測可能な気象レーダの実現に必要なレーダ協調制御技術及び二次元DBF技術を26年度までに確立する。	
	総合防災情報システムの活用拡大に向け、集約される情報の2次利用等のルール整備を行い、災害情報の提供を開始する。	内閣府	○総合防災情報システムが保有する災害情報の提供に向けたルールの策定に向け、利用規約等の整備を進めているところ。 ○総合防災情報システムが保有する災害情報を外部に提供するための機能の構築に2013年度より着手したところ。	○2014年度内に、総合防災情報システムが保有する災害情報の提供に向けたルールの策定に向け、利用規約等の整備を行う。 ○総合防災情報システムが保有する災害情報を外部に提供するための機能の構築を2014年度内に実施する予定。	
	ゲリラ豪雨の観測も可能な新型レーダ(XRAIN)による詳細な雨量観測の試験運用後、本運用を実施し、データ配信のさらなる高度化を図る。	国土交通省	○XRAINの配信エリアを拡大し、降雨観測体制を強化(H25.9)。 ○XRAINが地上雨量観測網と同等以上の精度を確保できたことから、本運用へ移行(H26.3)。	○新型レーダによる詳細な雨量観測の本運用。 ○高精度で安定したレーダ雨量情報を提供するため、データ配信のさらなる高度化を図る。	
	合成開口レーダ(SAR)等を用いた浸水範囲等の把握の運用を開始する。	国土交通省	合成開口レーダによる浸水範囲等の把握については、他国衛星でもデータ取得が可能となっているが、自国衛星で12時間間隔でデータ取得を行うべく関係機関と調整を行うとともに、SAR画像と実際の浸水域との実証を行った。	引き続き今までの取組を継続することに加え、2014年5月24日には、SAR衛星ALOS-2の打上げを行う予定。観測データの校正検証を行い、打上げから6か月を目途にデータの配信が開始される予定。	
	大規模な土砂移動の発生を監視を行うため、センサー設置、通信ネットワークの整備等を行い、大規模土砂移動検知システムの構築を進めていく。	国土交通省	平成22年公表の深層崩壊推定頻度マップにおいて深層崩壊推定頻度が「特に高い」とされる地域を中心にセンサー類の設置が概ね完了し、地方整備局内でのデータ集約が行われ、一部地方整備局で調整を行い、段階的に性能の向上を図りつつシステムを運用。	平成22年公表の深層崩壊推定頻度マップにおいて深層崩壊推定頻度が「特に高い」とされる地域を中心にセンサー類の設置を完了させ、地方整備局内でのデータ集約、調整を行い、段階的に性能の向上を図りつつシステムの運用を行う。	
	火山噴火に伴う土砂災害の際に自治体や住民へ地域別の危険度等を知らせ避難に資するためのリアルタイムハザードマップシステムを、それぞれの現場に整備し、現場での活用を開始していく。	国土交通省	リアルタイムハザードマップシステムの整備を順次進めており、平成26年3月現在、18火山で整備済みである。	引き続き、リアルタイムハザードマップシステムを、それぞれの現場に整備していく。	
	防災情報の国民への確実な提供に向けてスマホ・タブレットに適したデータ形式での情報提供を試行する。	国土交通省	スマホ・タブレットに適した形式での情報提供の試行に向けた検討を実施。	スマホ・タブレットに適した形式での情報提供の試行を開始する。特に、水位・雨量等の河川情報について、スマホへの情報提供を開始。	

全体A
内閣官房A
内閣府A
総務省A
国土交通省A

○災害現場対応のIT化

	2013年度～2018年度の実施内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	地理空間情報(G空間情報)を活用した避難誘導や消火活動の実施に向け、被害シミュレーション技術の開発を行う。	総務省(消防庁)	○火災の被害予測に必要な、火災延焼モデルの開発とそのプログラミングに着手した。 ○地震動分布の予測や地震による被害想定に必要な人口メッシュデータをGISデータとして整備した。	【短期(2014年度～2015年度)】 ○同時多発火災に対応した市街地火災延焼シミュレーションプログラムの試作 ○建物構造に基づいた建物内の火災延焼シミュレーションプログラムの試作 ○地震動による火災発生件数や建物倒壊数等のシミュレーションプログラムを試作するとともに、緊急消防援助隊のオペレーションに資するため、即時的に地震動による津波被害の簡易予測を行う技術の研究開発 ○人口分布や街区地図などのG空間データの構築 【中期(2016年度～2018年度)】 ○大規模災害時にソーシャルメディアに集積される情報(救援要請や災害情報に関連した情報等)を内容や位置に基づき優先度を判定してマッピング・可視化可能なソーシャルメディア災害マップの試作 ○同時多発火災、地震動及び津波の被害予測が可能なシステムと、消防車両の最適運用と意思決定支援の技術の研究開発	全体A 総務省A

- (2)世界一安全で災害に強い社会の実現
 ②IT利活用による世界一安全で経済的な社会インフラの実現
 ○維持管理・更新に係る情報の整備

	2013年度～2015年度の実施内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	社会インフラの維持管理・更新に必要なデータを体系的に把握し、蓄積するため、2013年度から各施設の現況等のデータのデータベース化を推進する。そして、当該データを統一的に扱うプラットフォームを構築し、2014年度から一部運用開始、2015年度以降、機能強化を図りつつ、本格運用へ移行する。	国土交通省	各施設の現況等のデータを統一的に扱うプラットフォームの基礎となるシステムを構築	2014年度からの一部運用開始、2015年度以降の本格運用移行を目指し、引き続きシステムの検討・改善を実施	全体A 国土交通省A

○新技術等の開発・導入・普及

	2013年度～2015年度の実施内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	(センサー、ロボット、非破壊検査等技術の研究開発・実証・随時現場導入) 既存技術の精査を踏まえ、劣化・損傷個所の早期発見、維持管理業務の効率化につながるセンサー、ロボット、非破壊検査等の技術の研究開発・実証・随時導入を推進する。	文部科学省	物質・材料研究の中核的機関である独立行政法人物質・材料研究機構において、「All Japan」体制の信頼性評価、補修技術等、社会インフラの長寿命化・耐震化推進のための研究開発拠点構築に向け、先端研究設備の導入及び新棟の建設が進められている他、産学が集う体制整備が着実に進捗している。	平成26年度末までに新棟竣工。その後、拠点活動を本格化させ、産業界や大学・研究機関と連携し、産業界のニーズに基づき、実環境を見据えた構造材料研究を総合的に推進。現場での試行等により、信頼性・経済性が実証できた新材料技術について順次インフラへの導入促進を図る。	全体A 国土交通省A 文部科学省A 経済産業省A
		経済産業省	社会課題対応センサーシステム開発プロジェクトにおいて、インフラの維持管理技術の既存技術について調査を行った。	平成26年度から、NEDOによりインフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクトを実施。	
		国土交通省	○社会インフラのモニタリング技術について、10月に社会インフラのモニタリング技術活用推進検討委員会を設置し、技術の活用促進に向けた検討の方向性や現場実証に向けたニーズとシーズのマッチング等について検討。 ○経済産業省と協同で「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入検討会」を設置(25年7月)し、「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入重点分野」を策定(25年12月)した。これを受け、新たに設置した「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」の5つの専門部会(橋梁維持管理、トンネル維持管理、水中維持管理、災害調査、応急復旧)で、開発・導入促進のため取り組むべき事項の具体化及び目標の審議を行い、公募要領の策定を進めた。	○現場実証の実施とその結果の評価・分析やモニタリングデータと社会インフラの損傷・劣化等の関係性等について検討予定。 ○維持管理及び災害対応に役立つ技術として、現場検証・評価を行う技術の公募を開始する。直轄現場等において現場検証を実施し、現場で把握された課題・効果、今後の発展性を評価する。	
		総務省	ICTを活用して社会インフラの効果的・効率的な維持管理を実現するため、センサーで計測したひずみ、振動等のデータを、高信頼かつ低消費電力で収集・伝送する通信技術等の確立・国際標準化に向けた研究開発を2014年度から着手すべく、研究開発の基本計画書について外部有識者・外部専門家による評価を実施。	○センサーで計測したひずみ、振動等のデータを、高信頼かつ低消費電力で収集・伝送する通信技術等を確立し、実際の社会インフラにおけるフィールド実証等により効果を検証。 ○また、研究開発成果の普及、我が国の社会インフラ維持管理分野における国際競争力強化のため、フィールド実証等の成果を基に国際標準化を推進。	
	国土交通省	社会インフラのモニタリング技術について、10月に社会インフラのモニタリング技術活用推進検討委員会を設置し、技術の活用促進に向けた検討の方向性や現場実証に向けたニーズとシーズのマッチング等について検討。	現場実証の実施とその結果の評価・分析やモニタリングデータと社会インフラの損傷・劣化等の関係性等について検討予定。		
	経済産業省	センサを用いたインフラの維持管理技術の調査結果について、報告書へのとりまとめを実施。	報告書を公表するとともに、引き続き関連技術の普及・啓発を検討予定。		
	国土交通省	国土技術研究会、新技術ショーケース等を活用した技術の普及・啓発を実施。	引き続き、イベント・研究発表会等を通じ、技術の普及・啓発を行う予定。		
	総務省	国土交通省との連携のもと実証実験の調達に着手。	実証実験を通じて、舗装路面の劣化・損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術を確立し、都道府県道・市町村道の舗装の計画的な維持管理を実現するシステムを構築する。		
	文部科学省	「ビッグデータ利活用のためのデータ連携技術に関するフィンジブリタスタディ及び予備研究」を実施し、ビッグデータ利活用の推進のために研究開発すべきデータ連携技術等の具体的な研究開発方策等について検討した。	平成25年度に実施したFSの成果を踏まえつつ、平成26年度より「ビッグデータ利活用のための研究開発」を開始し、データ利活用技術の研究開発を進める予定。		
	経済産業省	大規模データ(ビッグデータ)解析技術に関する検討を行った。	引き続き、関係省庁と連携し検討を実施する。		
	国土交通省	社会インフラのモニタリング技術について、10月に社会インフラのモニタリング技術活用推進検討委員会を設置し、技術の活用促進に向けた検討の方向性や現場実証に向けたニーズとシーズのマッチング等について検討。	現場実証の実施とその結果の評価・分析やモニタリングデータと社会インフラの損傷・劣化等の関係性等について検討予定。		
	総務省	国土交通省との連携のもと実証実験の調達に着手。	実証実験を通じて、舗装路面の劣化・損傷状況を継続的かつ簡易的・低コストで把握する技術を確立し、都道府県道・市町村道の舗装の計画的な維持管理を実現するシステムを構築する。		
	文部科学省	「ビッグデータ利活用のためのデータ連携技術に関するフィンジブリタスタディ及び予備研究」を実施し、ビッグデータ利活用の推進のために研究開発すべきデータ連携技術等の具体的な研究開発方策等について検討した。	平成25年度に実施したFSの成果を踏まえつつ、平成26年度より「ビッグデータ利活用のための研究開発」を開始し、データ利活用技術の研究開発を進める予定。		
	経済産業省	大規模データ(ビッグデータ)解析技術に関する成功モデルや国内普及、海外展開について検討を行うと共に、国土交通省との連携のもと、実証に向けた検討を行った。	国土交通省との連携により、技術開発成果の現場導入に向けた実証の検討を実施する。		
国土交通省	社会インフラのモニタリング技術について、10月に社会インフラのモニタリング技術活用推進検討委員会を設置し、技術の活用促進に向けた検討の方向性や現場実証に向けたニーズとシーズのマッチング等について検討。	現場実証の実施とその結果の評価・分析やモニタリングデータと社会インフラの損傷・劣化等の関係性等について検討予定。			

(3) 家庭や地域における効率的・安定的なエネルギー管理の実現

○エネルギー管理の実現

	2013年度～2015年度の実現	2013年度～2015年度の実現	2013年度～2015年度の実現	2013年度～2015年度の実現	2013年度～2015年度の実現
	2013年度～2015年度の実現	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	2014年度まで、効率的なエネルギー管理の実現に向けて、次世代エネルギー・社会システム実証地域における「ディマンドリスポンス」に係る実証事業を行い、「ディマンドリスポンス」効果の分析及び実証の成果を踏まえ「ディマンドリスポンス」の実用化を図る。また、家庭や地域におけるエネルギー管理システムに係る標準化を進めるとともに、電力使用情報を活用し、エネルギー分野にとまらない新サービスを創出するための環境整備等を進める。そして、これらの成果を踏まえ、地域や家庭へのスマートメーター、エネルギー管理システムの普及に向けた取り組みを実施する。	経済産業省	<p>○次世代エネルギー・社会システム実証事業において、平成24年度より電気料金の変動やポイントインセンティブによるディマンドリスポンス実証を実施し、実証の結果として約2割のピークカット効果を統計的に確認。</p> <p>○複数事業所・ビルの節電量を束ねて電力会社と取引を行うネガワット取引の実証を行い、アンシラリー領域での活用可能性等について検証を開始。</p> <p>○ネガワット取引を行う上で必要なベースラインの設定方法、需要削減量の測定方法、契約のあり方等に関するガイドラインの策定に向けた検討を開始した。</p> <p>○「スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会」において、2013年12月までに、HEMSと重点機器との接続に関するルール作り、重点機器の下位層（伝送メディア）の整備、相互接続のために認証支援センターの整備、ディマンドリスポンス手法の標準化などを実施した。</p> <p>○更に、エネルギー管理のより一層の普及に向け、HEMSを通じて取得されるデータの利活用を促進するため、HEMS情報基盤システムの標準化及びプライバシーに関するルール作りの検討を開始した。</p> <p>○エネルギー管理システムの民生部門への普及を進めるため、マンション全体のエネルギー管理を行う事業者（MEMSアグリゲータ）を通じて導入されるMEMSの設置費用の一部を補助する「スマートマンション導入加速化推進事業」を実施した。</p>	<p>○ディマンドリスポンス普及の鍵となる変動型の電気料金を住民に選択してもらうための方策について検証を行うとともに、ADR（オートディマンドリスポンス）等のこれまで実証を実施してこなかったディマンドリスポンス効果について検証を行う。</p> <p>○平成26年度も、ネガワット取引の実証を継続して実施する。</p> <p>○ネガワット取引のベースラインの設定方法等に関するガイドラインの策定を実施する。</p> <p>○家庭部門において、HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）から得られるデータを活用した効果・経済性の高い新しいエネルギー管理を実現するため、2014年度から、「大規模HEMS情報基盤整備事業」を開始し、1万世帯程度へHEMSを導入し、そのHEMSと繋がる大規模な情報基盤の構築、当該基盤を用いた大規模なエネルギー管理に必要なシステムの標準化、プライバシールールの整備等を行う。</p> <p>○2014年度も、「スマートマンション導入加速化推進事業」を継続して実施する。</p>	全体A 経済産業省A 総務省A
	高度なエネルギー管理の実現に向けて、建物内の個々の機器から発生する各データの特性を踏まえ、優先すべきデータを早期に伝送すること等の様々なサービスの要件に応じた適切な処理を可能とする通信ネットワーク技術の研究開発等を実施する。また、様々なベンダー製品間との接続性確保に向けた検討や必要な標準化を進めるとともに、電力使用情報以外の情報を加えて集約・活用する高付加価値サービスの実現に係る利活用環境の整備等についての検討を実施する。	総務省	<p>○スマートグリッドの本格的な普及に伴い、通信ネットワークに大きな負荷がかかった場合でも通信の安全性・信頼性を確保する通信ネットワーク技術や、個々の建物におけるエネルギー使用量を高精度かつ高信頼で最適に制御するための情報通信技術の研究開発等を実施。</p> <p>○これら事業の成果を踏まえつつ、ITU-Tにおける標準化活動を推進。</p>	引き続き、ICTの観点から、高度なエネルギー管理の実現に向けた研究開発、標準化活動等を実施。	

○グリーンICTの推進

	2013年度～2015年度の実現	2013年度～2015年度の実現	2013年度～2015年度の実現	2013年度～2015年度の実現	2013年度～2015年度の実現
	2013年度～2015年度の実現	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	グリーンICTの推進によるCO2排出量の削減に向けて、新たなグリーンデータセンターの推進等、IT利活用によるグリーンで経済的な社会の実現に向けた技術実証を行い、その成果をもとにベストプラクティスを策定する。	総務省	グリーンデータセンターに関する国内外の実証事業や取組事例の調査を実施し、日本の優れた取組事例をベストプラクティスモデルとして策定した。	引き続き、グリーンデータセンターに関する国内外の実証事業や取組事例の調査を実施し、日本の優れた取組事例をベストプラクティスモデルとして策定する。	
	グリーンICTの推進によるCO2排出量の削減に向けて、新たなグリーンデータセンターの推進等、IT利活用によるグリーンで経済的な社会の実現に向けた事業化・普及促進に係る取り組みを実施する。	総務省 環境省	総務省・環境省が連携し、既存又は新規のデータセンターにおいて、省エネ型の設備、機器・システム等を導入する事業者等を対象に補助対象経費の3分の1を補助する等、「省エネ型データセンター構築・活用促進事業」を実施した。	引き続き、総務省・環境省が連携し、既存又は新規のデータセンターにおいて、省エネ型の設備、機器・システム等を導入する事業者等を対象に補助対象経費の3分の1を補助する等、「省エネ型データセンター構築・活用促進事業」を実施する。	全体A 総務省A 環境省A
	IT利活用によるCO2削減効果の評価手法やベストプラクティスについて、ITU（国際電気通信連合）にて国際標準化する等、グリーンICT分野における国際競争力強化に向けた取り組みを実施する。	総務省	ITU-T（国際電気通信連合 電気通信標準化部門）のSG5WP3及びスマートサステナブルシティ・フォーカスグループに対して、日本のベストプラクティスモデル等の提案を実施した。	引き続き、ITU-TのSG5WP3（5月及び11月に開催予定）及びスマートサステナブルシティ・フォーカスグループ（6月、9月に開催予定）に向けて、日本のベストプラクティスモデル等の提案を実施する。	

(4) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現

○全体

	2013年度～2015年度の実現	2013年度～2015年度の実現	2013年度～2015年度の実現	2013年度～2015年度の実現	2013年度～2015年度の実現
	2013年度～2015年度の実現	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	10～20年程度の目標を設定した官民ITS構想・ロードマップの検討を行い、官民ITS構想・ロードマップを策定する。また、官民連携推進母体を設置するとともに、官民ITS構想・ロードマップに基づき、官民で取り組んでいる安全運転支援システムの早期実用化のより一層の加速化を推進する。	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 経済産業省 国土交通省	関係省庁とも連携し、道路交通分科会において、安全運転支援・自動走行システム及び交通データの利活用に係る「官民ITS構想・ロードマップ」(案)を取り纏め、2014年3月の新戦略推進専門調査会にて決定した。	「官民ITS構想・ロードマップ」を本年6月にIT総合戦略本部にて決定する。 「官民ITS構想・ロードマップ」に基づき、2014年度に引き続き検討すべき課題について検討すると共に、本ロードマップのPDCAサイクルを推進する。 本ロードマップに基づき、工程表を見直す。	全体A
	我が国のITS施策について、世界会議等で発信する。2013年度には、ITS世界会議東京2013において、我が国のITS施策を発信する。	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 経済産業省 国土交通省	ITS世界会議2013において、GREEN SAFETY SHOWCASEと称して、次世代DSSS、高速道路路側部の交通円滑サービス、ITSスポットサービス、車車間通信、歩車間通信技術を利用した安全運転支援システム及びモバイル通信とITSスポットの協調サービスの公道デモを実施した。 また、総務省において、車車間通信・路車間通信システムや高分解能レーダー等、我が国のITSを支える最新の情報通信技術について、ITS世界会議2013において情報発信等を行った。	ITS世界会議トロイト2014において、ITS施策について発信する。	内閣官房A

○安全運転支援システム → 高度化 → 自動走行システム

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	隊列走行(トラック)の公道実証実験を通じた社会的受容性の評価等を行う。	経済産業省	テストコースにおけるトラック隊列走行の模様をITS世界会議東京にて生中継し、国内外のITS関係者及び一般市民に隊列走行技術を広くアピールするとともに、本技術に高い関心があることを確認した。	隊列走行技術を活用したビジネスモデルの調査・検討を行い、社会受容性向上を図る。	全体A 総務省A 経済産業省A 国土交通省A
	高速道路上の自動運転を実現するシステムに関する検討を行い、方向性を整理する。	国土交通省	高速道路上の自動運転に関する検討を行い、その方向性を整理した。	円滑、安全・安心な道路を実現するため、自動車技術の飛躍的向上を踏まえた道路側の運転支援システムの必要性等に関する検討を行う。	
	ASV 技術の飛躍的高度化に関する検討および通信利用型安全運転支援システムの開発促進に関する検討、ASV 技術の理解および普及促進に関する検討、国際基準調和に向けた情報発信を行う。さらに、通信利用型安全運転支援システムガイドラインの検討・策定	総務省	通信利用型安全運転支援システムの実現に必要な課題について検討を開始した。具体的には、2014年度から実施予定の公道実証実験に向けた検討やセキュリティ機能の検討を行う場を設置した。	通信利用型安全運転支援システムガイドラインの見直しを行う。このうち、歩車間通信については引き続きガイドラインの検討及び策定を行う。さらに、歩車間通信システムの実用化・普及に向けた検討を行う。	
		国土交通省	「先進安全自動車(ASV)推進検討会」において、第5期推進計画に基づき、運転支援システムの複合化に関する検討、ドライバー過信に係る検討、ドライバー異常時対応システムに関する検討、次世代の通信利用型運転支援システムに関する検討、歩車間通信に関する検討、ITS世界会議東京2013におけるASV技術に係る公道デモやブース出展等の理解促進(対ユーザー)及び普及促進等を実施した。	引き続き「先進安全自動車(ASV)推進検討会」において、ASV技術の飛躍的高度化に関する検討および通信利用型安全運転支援システムの開発促進に関する検討等を実施し、平成27年度末に第5期推進計画の成果をとりまとめる。	

○安全運転支援システム → 高度化 → 自動走行システム/渋滞対策・安全対策・スマートモビリティ

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	信号情報の自動車へのリアルタイム提供の順次導入を行い、導入状況について中間とりまとめを行う。	警察庁	信号情報提供による安全運転支援技術を確認するための実証実験を20都府県において実施した。	引き続き、信号情報の自動車へのリアルタイム提供の導入に向けた取組を進める。	全体B 内閣官房B 警察庁A 国土交通省A
	救急車等緊急自動車や路線バスの交差点優先通行の順次導入を行い、導入状況について中間とりまとめを行う。	警察庁	現場急行支援システム(FAST)及び公共車両優先システム(PTPS)の導入を順次進めている。	引き続き、救急車等緊急自動車や路線バスの交差点優先通行の導入に向けた取組を進める。	
	信号システムの高度化として、効果的なシステムの継続検討とより有効なメディアの検討を行い、中間とりまとめを行う。また、プローブ情報を活用した信号制御モデル事業を実施し、プローブ情報の活用など、先進技術を利用し、信号制御の精度向上を図りつつ順次導入を行う。	警察庁	プローブ情報を活用したよりきめ細やかな信号制御システムの実用化に向けたモデル事業を2県において実施した。	引き続き、効果的な信号制御システム及び有効なメディアの検討を進めるとともに、プローブ情報を活用した信号制御システムの導入に向けた取組を進める。	
	交通安全対策・渋滞対策・災害対策等に有効となる、道路交通情報の集約・配信に係る取り組みに有効となる整理・検討を行う。	警察庁	災害対策に有効となるプローブ情報の集約・配信方法等について調査研究を実施した。	都道府県公安委員会が提供する交通情報に、民間事業者が保有するプローブ情報に加え、国民に提供するとともに、より詳細に交通状況を把握して、効果的な交通規制を行い、避難路の確保等の災害対策に向けた取組を進める。	
		国土交通省	プローブ情報を基にした道路交通情報の集約・配信に係る検討を実施した。	交通安全対策・渋滞対策・災害対策等に有効となるデータの整理・検討を推進する。	
	交通渋滞状況の現在の把握方法の調査を行う。	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 経済産業省 国土交通省	道路交通分科会において、官民ITS構想・ロードマップの策定に向けた議論で、有識者より交通渋滞状況の把握に関する意見を貰った。 警察庁において、交通渋滞状況を把握するために、車両感知器や光ビーコン等の交通情報収集装置の整備を進めた。 理由:継続検討中のため。(内閣官房)	引き続き、交通渋滞状況の現在の把握方法について調査を行う。 警察庁において、引き続き、交通渋滞状況の把握に向け、交通情報収集装置の整備を進める。	

○渋滞対策・安全対策・スマートモビリティ

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	省エネかつ高度な処理で自動制御可能な次世代自動車による都市交通インフラの整備に必要な基盤技術の開発を行う。	経済産業省	燃費向上等の効果が期待される隊列走行に関して、様々な環境下における車線識別技術の実用性について検討を行った。	車線識別技術の高度化等を推進する。	全体A 経済産業省A 国土交通省A
	人の移動ニーズを正確に把握することで、利用者にとって最適な車と公共交通機関を組み合わせた移動手段の提案が可能となるシステムの検討を行い、とりまとめを行う。	国土交通省	○利便性の高い公共交通サービスを創出するため、情報通信技術を活用した公共交通の活性化に関する調査を実施し、ビッグデータや新たなICT機器から取得可能な交通データを整理し、分析手法の検討を行った。 ○平成26年度以後の公共交通分析システムモデルの構築に向けた検討に繋げていくための基礎資料を取りまとめた。	○ビッグデータ及びICTの活用により、今まで詳細に把握できなかった人の移動ニーズを把握・分析し、新たな公共交通サービス事例を創出するため、乗降情報やGPS情報等の膨大な交通データ(ビッグデータ)の利用方法と分析手法を提示。 ○政府の検討に合わせ、自治体や地域の交通事業者において、データを利活用できる取扱の検討・整理。 ○公共交通ビッグデータや新たなICT機器で収集可能な情報等について、統計情報や民間データ、地理空間情報等と複合的に組み合わせ、可視化・分析可能とするシステムモデルを検討する。	
	「歩行者移動支援サービスの導入に関するガイドライン」の策定を行うとともに、視覚障がい者へのサービス、災害時のサービスの利活用の検討を行い、取りまとめを行う。	国土交通省	平成23年度から25年度まで実施した現地事業のフォローアップや連絡協議会での意見を踏まえてガイドラインのとりまとめを行った。	視覚障害者へのサービス、災害時のサービスの利活用を含めた、普及促進に向けた検討を実施する。	

(5)雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス(「仕事と生活の調和」)の実現

○テレワークの普及・促進

	2013年度～2015年度の実施内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	テレワーク推奨モデルを産業界と連携して支援し、2016年までにその本格的な構築・普及を図るため、テレワーク制度の本格的導入を希望する企業を全国から募集し、ITを活用した柔軟な働き方や適切な評価が可能となる新たなモデル確立のための実証事業、システム利用や就業規則等の運用ルール策定に係る専門家派遣や相談窓口の設置等の支援策をパッケージで提供を行い、2016年度までにテレワーク推奨モデルを構築し、その本格的な普及を図る。	総務省	テレワークモデル実証事業の実施に向けて、厚生労働省と連携し、全体計画等を検討した。	○厚生労働省において行われるモデル類型化の検討に協力し、類型別モデルを作成する。 ○上記の類型別モデルを踏まえた実証に向けた取組を進める。	全体A 総務省A 厚生労働省A 経済産業省A
		厚生労働省	○テレワークモデル実証事業の実施に向けて、総務省と連携し、全体計画等を検討した。 ○実証モデルを検討するための検討会設置に向け、仕様書の策定、受託業者の選定等の調達手続きを行った。	○第1回検討会を平成26年4月18日に開催予定。 ○実証モデルを同年9月までにとりまとめる予定。	
		経済産業省	テレワーク推進フォーラムや日本コンタクトセンター教育検定協会等が行うセミナー等を通じて、テレワークの普及・啓発を推進。導入を希望する事業者等に対して、テレワークの推進がビジネスの生産性の向上(高付加価値)に資するとのメリットを紹介。	テレワークの推進を図るために、今年度も様々な機会を捉えて、引き続き、普及啓発に取り組んでいく。	
	テレワークの普及に関し、企業におけるテレワーク導入や、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の増加等の推進のため、活用する側のニーズを把握するとともに、普及を阻む課題を調査・抽出・整理し、情報通信技術面、運用面及び展開拠点の構築面等での課題解決策を取りまとめ、具体的な普及促進、啓発活動を実施する。	総務省	テレワークモデル実証事業の実施に向けて、厚生労働省と連携し、全体計画等を検討した。	○厚生労働省において行われるモデル類型化の検討に協力し、類型別モデルを作成する。 ○上記の類型別モデルを踏まえた実証に向けた取組を進める。	全体A 総務省A 厚生労働省A 経済産業省A 国土交通省A
		厚生労働省	○上記テレワークモデル実証事業において、テレワーク普及にあたっての課題等を抽出することとしている。そのため、テレワークモデル実証事業の実施に向けて、総務省と連携し、全体計画等を検討した。 ○実証モデルを検討するための検討会設置に向け、仕様書の策定、受託業者の選定等の調達手続きを行った。	平成26年9月までにとりまとめる実証モデルについて、同年10月から実証事業を実施する予定。	
		経済産業省	厚生労働省の取り組みに対し、関係府省での連携として取組に協力した。	厚生労働省が主催する「平成26年度テレワークモデル実証事業検討委員会」に協力していく。	
		国土交通省	テレワーク展開拠点整備推進のための共同利用型オフィスのあり方等について整理を実施した。	2014年度より、「テレワーク展開拠点構築検討調査」を実施し、テレワーク拠点施設の配置、機能等のニーズ把握や、都市の国際競争力向上、災害時の都市機能継続及び活性化に向けた拠点施設の構築面での課題の抽出、整備のあり方について検討する。	
	テレワークの導入に向けたシステム構築、労務管理、業務改革等導入支援のための専門家派遣を実施する。	総務省	平成25年度において、テレワーク導入を検討する企業等(41社)に対して、専門家を派遣し、テレワーク導入コンサルティングを実施した。	本年の専門家派遣の実施に向けて、仕様書の策定、受託事業者の選定等の調達手続きを行い、厚生労働省と連携し、順次、専門家派遣を開始予定。	全体A 総務省A 厚生労働省A
		厚生労働省	労務管理に係る専門家派遣については、ICTIに係る専門家派遣を実施する総務省と調整を行い、仕様書の策定、受託業者の選定等の調達手続きを行った。	○労務管理に係る専門家派遣については、平成26年4月より実施。 ○今後、総務省が実施予定のICTIに係る専門家派遣と連携したコンサルティングを実施する予定。	
	テレワークを含むITを活用した多様な働き方についての周知・普及のため、在宅勤務制度の導入・促進の好事例の収集・相談窓口の設置等を実施する。	総務省	関係府省と連携し、テレワークの周知・普及に向けた取組を実施。	引き続き、関係府省と連携し、テレワークの周知・普及に向けた取組を実施。	全体A 総務省A 厚生労働省A 経済産業省A
		厚生労働省	【好事例について】 上記テレワークモデル実証事業において、子育て・介護のためのテレワーク活用の好事例等を収集・選定することとしている。そのため、テレワークモデル実証事業の実施に向けて、仕様書の策定、受託業者の選定等の調達手続きを行った。 【相談窓口について】 テレワーク相談センターにて、テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等の相談に対応した。	【好事例について】 検討会の結果を踏まえ、平成27年1月頃に好事例集を作成する予定。 【相談窓口について】 平成26年度においても、テレワーク相談センターにて、テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等の相談に対応する。	
		経済産業省	関係省庁と連携し、テレワーク関係団体が行うテレワークの普及に向けた好事例の見える化等を支援。	引き続き、関係省庁と連携し、テレワーク関係団体が行うテレワークの普及に向けた好事例の見える化等を支援。	
カリキュラム開発やeラーニングなどによるITスキル習得の支援やセミナーの開催、テレワークの実態の紹介等による普及促進、啓発活動を実施する。	内閣官房	テレワーク関係団体のフォーラムにおいて、政府のIT戦略におけるテレワークに関する取組を紹介した。	引き続き、関係団体のフォーラム等において、政府のIT戦略におけるテレワークに関する取組を紹介する。	全体A 内閣官房A 総務省A 厚生労働省A 経済産業省A 国土交通省A	
	総務省	平成25年度において、テレワークの普及・啓発に向けたセミナーを全国5カ所で開催。テレワーク導入メリット、テレワーク導入事例等を紹介。	本年のセミナー開催の実施に向けて、仕様書の策定、受託事業者の選定等の調達手続きを行い、厚生労働省と連携し、順次、セミナーを開催予定。		
	厚生労働省	平成25年度において、労務管理上の留意点等に係るセミナーを開催。	平成26年度については、総務省と連携の上、セミナーを実施することとし、今後、その詳細について調整する予定。		
	経済産業省	総務省・厚生労働省の取組に対し、関係府省での連携の取組に協力した。	引き続き、総務省・厚生労働省の取組に対し、関係府省での連携として取組に協力していく予定。		
		国土交通省	総務省・厚生労働省の取組に対し、関係府省での連携の取組に協力した。	引き続き、総務省・厚生労働省の取組に対し、関係府省での連携として取組に協力していく予定。	

		総務省	<p>○平成25年度において、テレワークの普及・啓発に向けたセミナーを全国5カ所で開催し、テレワークセキュリティガイドライン等の周知を実施した。</p> <p>○あわせて、テレワーク導入の個別課題に対応するため、各会場において個別相談会を実施した。</p>	<p>本年度のセミナー開催の実施に向けて、仕様書の策定、受託事業者の選定等の調達手続きを行い、厚生労働省と連携し、順次、セミナーを開催予定。</p>	<p>全体A 総務省A 厚生労働省A</p>
		厚生労働省	<p>【在宅勤務ガイドラインについて】 平成25年度において、上記のテレワーク相談センターやセミナーにおいて、「在宅勤務ガイドライン」の周知を図った。</p> <p>【在宅ワークの適正な実施のためのガイドラインについて】 平成25年度において、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を行うとともに、ホームワーカーズウェブ等を活用し、在宅就業者や発注企業等に向けた情報提供やセミナーの開催、相談対応等の支援を実施した。</p>	<p>【在宅勤務ガイドラインについて】 平成26年度においても、引き続き周知を図る予定。</p> <p>【在宅ワークの適正な実施のためのガイドラインについて】 平成26年度においても、引き続き支援を実施する予定。</p>	
	新たなIT 総合戦略における目標及びKPIを達成するため、週1日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を含むテレワーク人口の実態について調査・把握する。その際、実態を的確に把握するための手法等必要な検討を行った上で、テレワークの普及状況調査を行う。また、今後の普及促進策を効率的、効果的に進めるためにテレワークの導入企業や雇用型在宅型テレワーカー数の全労働者数に対する割合など、テレワークの普及状況について定量的分析を行う。	<p>(内閣官房) 全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合について国土交通省が主催した検討会に参画した。</p> <p>(総務省) 国土交通省が主催した検討会に参画した。</p> <p>(厚生労働省) 国土交通省が主催した検討会に参画した。</p> <p>(経済産業省) 国土交通省が主催した検討会に参画した。</p> <p>(国土交通省) 「テレワーク人口実態調査」を実施し、「創造宣言」のKPIである「週1日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数」を中心としたテレワーカー率を推計するとともに、テレワーカーの実態、意識等を把握、分析し、結果を公表した。</p>	<p>(内閣官房) 国土交通省が主催する検討会に今後も引き続き参画する予定。また、その他のKPIについても、関係府省と連携し、テレワークの定義・分類を踏まえつつ、手法の検討、調整を行う。</p> <p>(総務省) 今後も引き続き参画する予定。</p> <p>(厚生労働省) 今後も引き続き参画する予定。</p> <p>(経済産業省) 今後も引き続き参画する予定。</p> <p>(国土交通省) 引き続き、毎年「テレワーク人口実態調査」を実施し、「創造宣言」のKPIである「週1日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数」を中心としたテレワーカー率を推計するとともに、テレワーカーの実態、意識等を把握、分析し、結果を公表する。</p>	<p>全体A 内閣官房A 総務省A 厚生労働省A 経済産業省A 国土交通省A</p>	

○サテライトオフィスの整備

	2013年度～2015年度の実施内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	山間地域等を含む遠隔地における学校等の公共施設や古民家などの遊休施設等を利用したサテライトオフィスの企業利用を全国的に展開するため、①離島・過疎地等の条件不利地域における超高速ブロードバンド基盤の整備、②古民家や遊休施設を活用した住居・施設環境の整備、③地域におけるNPO法人などの人的資源の有効活用、④従来の企業誘致策にとらわれない税制優遇措置の創設などの実現に向け、地域や職種の違いによるニーズの把握、進め方、具体的方策、課題の整理など必要な調査、検討を行う。	総務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省	<p>(総務省) ○平成25年度当初予算において、3団体が情報通信利用環境整備推進事業の活用により事業を実施(一部継続中)。</p> <p>○平成25年度補正予算において、鹿児島県喜界町が離島海底光ファイバ等整備事業の活用により事業を実施(継続中)。</p> <p>(文部科学省) 従来から取り組んでいる下記施策について、平成25年度も引き続き実施。 ○国庫補助を受けた公立学校施設を転用する際の財産処分手続の大幅な弾力化・簡素化</p> <p>○廃校施設の活用事例集やパンフレットの作成・周知</p> <p>○活用用途を募集している廃校の情報をホームページ上で公表する「みんなの廃校プロジェクト」の実施</p> <p>○廃校活用に関する他省庁の補助制度の紹介</p>	<p>(総務省) 民間事業者による整備の状況を踏まえ、情報通信利用環境整備推進交付金の執行により条件不利地域における整備を促進していく。</p> <p>(文部科学省) 平成26年度以降も、引き続き左記施策に取り組んでいく予定。</p> <p>(経済産業省) テレワーク推進フォーラムの取り組みの一環として、関係省庁の取り組みに対する連携を行う等、必要な対応を行っていく予定。</p>	<p>全体A※ 総務省A 文部科学省A 経済産業省A 国土交通省A</p>

○就労支援

	2013年度～2015年度の実施内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	未就職の若者や、育児中や離職・リタイア後に就業を希望する女性、中高年や高齢者等が、生活事情に合った就職や専門的な知識・経験を活かした就職、さらには雇用者と求職者との間で生じる技能・待遇等の諸条件のギャップの解消がされた就職等を可能とする、ITを活用したハローワーク等の就職支援機能強化の一環として、ハローワークの保有する求人情報の民間人材ビジネスや地方自治体に対するオンラインでの提供を、2014年度中に開始する。また、「雇用のマッチングと成長産業へのシフト」をさらに促進するため、ITを活用したハローワーク等の就職支援機能強化に関する課題整理を行い、さらなる具体的方策の検討を行う。さらに、方策の検討を踏まえて、具体的な施策の導入に向けた取り組みを行う。	厚生労働省	<p>【求人情報について】 ハローワークの保有する求人情報について、民間人材ビジネスや地方自治体が発注する場合には、ハローワークの求人情報提供ネットワークからオンラインで求人情報を提供することとした。それに伴い、民間人材ビジネスや地方自治体が発注する求人情報の提供を円滑に利用できるよう、必要な情報・マニュアルを平成25年12月にハローワークインターネットサービスで公表した。</p> <p>【求職情報について】 ハローワークの保有する求職情報の提供について、平成25年10月から11月にかけてニーズ調査を実施し、その結果を踏まえ、平成26年1月から実施に向けた具体的な検討を開始した。</p> <p>【ハローワーク業務・システムについて】 ハローワーク業務・システムについて、平成25年10月以降、政府CIOとも相談のうえ、ハローワークの就職支援機能強化に向けた見直しを進めているところ。</p>	<p>【求人情報について】 平成26年9月からオンライン提供が実施できるよう、必要なシステム改修を完了させる。</p> <p>【求職情報について】 平成26年夏頃に検討結果を取りまとめ、必要に応じて平成27年度概算要求への反映等を行う予定。</p> <p>【ハローワーク業務・システムについて】 ハローワーク業務・システムの見直しについては、CPU使用率の低いサーバの削減などに率先して着手するとともに、次々期システム更改に向けて、より抜本的な見直しについて検討を行う。</p>	<p>全体A 厚生労働省A</p>

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

○クラウドを活用したオープンな利用環境の準備

	2013年度の実施内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
	2013年度中に以下の取組を踏まえたオープンな利用環境整備に向けたアクションプランの策定を行い、2014年度以降、これに沿った、府省間連携を推進し、利便性の高い公共サービスを実現する。	内閣官房 関係府省庁	電子行政分科会の議論を踏まえ、「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」(平成26年4月25日各府省CIO連絡会議決定)を策定。	国の機関が保持する政府ドメイン(go.jp)の集約化等に係る計画を策定し、同計画に基づく見直しを実施(年内)する他、各種ガイドラインの整備等アクションプランに基づく施策を推進。	

詳細	<p>○経済産業省において、国際的な連携を踏まえた情報連携用語集データベース(基本語彙の定義等をまとめたデータベース)の開発・実証を2013年度～2015年度に行い、また、総務省において、2013年度～2014年度にオープンデータ流通推進コンソーシアムと連携しつつ、実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通API(データモデル、共通フォーマット、標準API規格等)の開発・実証を行う。これらを踏まえ、内閣官房においてアクションプランを策定し、2014年度以降、これに沿った、府省間連携を推進し、利便性の高い公共サービスを実現する。</p> <p>○2013年度中に文字情報基盤導入ガイドの作成を行い、2015年度以降はアクションプランを踏まえ推進する。</p>	内閣官房 経済産業省 総務省 関係府省庁	<p>○経済産業省において、独立行政法人情報処理推進機構と協力し、情報連携用語集データベースの概念モデルの構築やデータベースに係る各種ツールの開発等を実施。これまで整備した語彙を基に、用途に合わせた語彙パッケージの作成・公開を行い、API開発者による検証を実施。</p> <p>総務省において、実証実験を実施し、情報流通連携基盤共通API等の適用性を検証するなど情報流通連携基盤APIの精査を実施。また、オープンデータ流通推進コンソーシアムと連携し、各府省、地方公共団体、独立行政法人等の職員が公共データをオープンデータ化するにあたり参考となるよう、利用ルール及び技術的事項について解説した「オープンデータ化ガイド」の作成に向けた検討を実施した。(技術的事項については、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)」(平成25年6月25日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に一部反映。)</p> <p>○経済産業省において、文字情報基盤導入ガイド、テクニカルスタディ等の必要文書を整備し、公開。</p>	<p>○2014年8月までに情報連携用語集データベースの概念モデルを構築し、2015年度末までにデータベースの開発・実証を実施。(経産省)</p> <p>○引き続き、実証実験を通じて、情報流通連携基盤共通APIの改訂を実施。また、オープンデータ流通推進コンソーシアムと連携して「オープンデータ化ガイド」の策定に向けて検討を継続し、必要な部分は、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)」の改訂につなげるとともに、必要に応じ改訂を実施。(総務省)</p> <p>○2014年度は、文字情報基盤の文字をJIS範囲の文字へ変換を行う縮退マップを整備し、各府省や自治体の導入を支援。(経産省)</p>	<p>全体A</p> <p>内閣官房A 総務省A 経済産業省A</p>
----	---	-------------------------------	--	--	--

○オンライン手続の利便性向上

詳細	<p>2013年度中に、オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針を策定し、これに基づき、利用ニーズを踏まえたオンライン手続の利便性向上の取り組みを推進する。</p>	内閣官房 総務省 関係府省庁	<p>「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日各府省CIO連絡会議決定)を策定。</p>	<p>関係府省は、改善方針に基づき、オンライン手続の利便性向上に関する改善取組計画を策定し、推進。</p>	<p>全体A</p> <p>内閣官房A 総務省A</p>
----	---	----------------------	---	---	---

○政府のWebサイトの見直し

詳細	<p>アクションプランを踏まえ、政府のWebサイト見直しに当たっての方針を策定、推進する。(政府のWebサイトについて、政府共通プラットフォームへの移行を加速するとともに、より利便性の高い政府のWebサイトを構築)</p>	内閣官房 総務省 関係府省庁	<p>政府のWebサイトの政府共通プラットフォームへの移行を加速化する観点から、「政府情報システム改革ロードマップ」(平成25年12月26日各府省CIO連絡会議決定)を取りまとめ。</p>	<p>・政府情報システム改革ロードマップの進捗状況を把握・フォローアップするとともに、更なる移行加速化に向けた取組を推進。</p> <p>・電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプランを踏まえ、各府省において、政府ドメイン(.go.jp)の管理の見直しを実施(本年中に改善計画を策定)するなど、政府のWebサイトの見直しを継続的に推進。</p> <p>・26年度中に、政府のWEB系サイトで公開するコンテンツを効率よく作成・管理するため、政府共通プラットフォームにおいて、コンテンツ管理サービスを、同プラットフォームを利用するシステム向けに一元的に提供。</p>	<p>全体A</p> <p>内閣官房A 総務省A</p>
----	---	----------------------	--	--	---

○「マイガバメント」の実現

詳細	<p>2017年の「マイポータル(仮称)」運用を目指して、個人向けサービスの展開を視野に入れた整備を行う。</p>	内閣官房 関係府省庁	<p>新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会において検討を実施。</p>	<p>新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会での検討結果の中間取りまとめを行う。</p>	<p>全体B</p> <p>内閣官房A 総務省B</p>
	<p>本人情報等を安全・適切に携帯電話端末に格納し、行政窓口における本人確認と同レベルの本人確認を実現するとともに、行政キオスク端末を用いた行政サービスの利用を可能とするための技術的検証を実施する。</p>	総務省	<p>平成25年度予算において調査研究を実施し、スマートフォン等において公的個人認証サービスの電子証明書を活用することによる行政サービスの利用等に関して技術的な検証を行った。</p>	<p>公的個人認証サービスを活用したスマートフォン等からの行政サービスの利用に関して、さらなる検討を実施する。</p>	
	<p>国民の行政サービスの利便性向上のため、住民一人ひとりの状況の変化に応じた、コンシェルジュ型サービスを実現するための課題の整理、検討を行い、マイポータル(仮称)での提供を視野に入れて、コンシェルジュ型サービスの実証を行うとともに、利用チャネルの多様化に関する検討等を行う。</p>	総務省	<p>当該施策にかかる課題等について検討を行った。</p> <p>理由：継続検討中のため。</p>	<p>27年度予算要求に向けて検討中。</p>	

(2) 国・地方を通じた行政情報システムの改革

○政府情報システム改革

	2013年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
	<p>○2013年度中に政府情報システム改革に関するロードマップを策定し、各システムの更改時期等に併せて、政府情報システムの統廃合、クラウド化等の政府全体を通じたシステム改革を推進するとともに、サービス向上や行政運営の効率化に向けた業務改革(BPR)を徹底する。</p> <p>○政府情報システム改革に関するロードマップに基づき、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速する。</p>	内閣官房 総務省 関係府省庁	<p>統廃合やクラウドの活用推進等政府情報システム改革を推進するための「政府情報システム改革ロードマップ」を(平成25年12月26日各府省CIO連絡会議)を策定。</p> <p>※2018年度までに、統廃合・集約化により政府情報システム数の半数以上を削減(▲57%)する予定であり、2018年度までにシステム数を半減するという創造宣言の目標は達成される見込み。</p>	<p>○ロードマップの着実な推進を図る観点から、その進捗状況を把握・フォローアップするとともに、統廃合・クラウド化の更なる加速・拡大に向けた取組を推進し、適宜ロードマップを改定。</p> <p>○総務省において、政府共通プラットフォームの安定的な運用を図るとともに、移行対象システムに対する支援等を実施。また、政府共通プラットフォームの分散拠点を拡大し、災害等に強い行政基盤を構築。</p>	
	<p>2013年度～2014年度にかけて、政府内のネットワークの統廃合に向けた調査研究を実施し、2014年度内にその結果を踏まえたネットワークの再編方針を策定する。</p>	内閣官房 総務省 関係府省庁	<p>政府内のネットワークの統廃合に向けた調査研究を実施。</p>	<p>2014年度中に、調査結果を踏まえたネットワークの再編方針を策定する予定。</p>	
	<p>2013年度中に、番号制度を導入する行政分野について、個人番号を利用する具体的な事務、当該事務における個人番号の利用の概要、情報システムの整備の有無、利用開始時期等を整理し、政府全体を通じた番号利用の全体像を明らかにする。</p>	内閣官房 関係府省庁	<p>○番号法別表第1及び第2において主務省令事項とされている個人番号利用事務及び特定個人情報について、別表第1及び第2のそれぞれの項ごとに整理し、地方公共団体への情報提供を行った。</p> <p>○また、番号法別表2により情報連携される特定個人情報についても、具体的なデータレイアウトを整理し、地方公共団体への情報提供を行った。</p> <p>○さらに、政府が構築する番号制度関係情報システムについて、政府CIOのご指導のもと、情報システムの全体像及びシステム構築スケジュール等を整理した。</p>	<p>○2014年3月に番号法施行令の閣議決定、公布。</p> <p>○番号法施行令の公布後なるべく早期に、番号法主務省令、別表1主務省令及び別表2主務省令を公布する等、関係法令を整備。</p> <p>○2015年10月の個人番号の指定・通知、2016年1月の個人番号の利用開始、2017年1月(地方公共団体等にとっては7月)の情報連携開始に向け、番号制度関係システムの構築・改修を着実に進めていく。</p>	

詳細	番号制度を導入する行政分野については、投資計画に加えて、2014年度早期に、行政サービスと業務改革(BPR)及び情報システムの改革に関して、関係機関が連携しつつ具体的な計画を策定し、これに沿って各種の改革に着実に取り組む。	内閣官房 総務省 関係府省庁	平成26年4月1日に開催されたCIO連絡会議において、社会保障・税番号制度を導入する行政分野については、2014年度早期に、行政サービスと業務改革(BPR)及び情報システムの改革に関する業務・システム最適化計画を策定することを決定した。	CIO連絡会議決定に基づき、関係府省庁において、業務・システム最適化計画を策定・推進する予定。	全体A 内閣官房A 総務省A
	モバイル端末、ウェブ会議等の利活用等を通じたペーパーレス化、移動時間・移動コストの低減、電子決裁の推進など、公務におけるワークスタイルの変革を推進し、公務の生産性を高めるとともに、大規模災害時における行政運営の継続性を確保する。	全府省庁	公務におけるワークスタイル変革に向けた取組を推進するため、総務省において、政府共通プラットフォームのサービスとして、自宅や出張先から職場内のシステムに接続する環境(リモートアクセス環境)の提供について検討。	総務省において、平成26年度中に政府共通プラットフォームにおけるリモートアクセス環境の提供を開始し、政府職員のワークスタイル変革による業務効率化を推進するとともに、大規模災害時における業務継続性を確保。	
	2013年度～2015年度を、電子決裁推進の集中取り組み期間とし、全府省において電子決裁の普及・利用促進の取り組みを推進する。	総務省 全府省庁	○各府省CIO連絡会議などの場を通じて、電子決裁推進の協力を要請するとともに、実態調査を踏まえ、各府省における電子決裁の普及・利用促進を図るための「電子決裁推進のためのアクションプラン」(平成26年4月25日各府省CIO連絡会議決定)を策定した。 ○また、ユーザビリティを考慮した画面設計にするなど、電子決裁機能がより利用しやすいものとなるよう、次期文書管理システムの設計・開発を実施。	○電子決裁推進アクションプランに基づき、業務の見直しや低調な部局等への集中的指導の実施等電子決裁の普及・利用促進に向けた取組を推進。 ○平成26年7月より、次期文書管理システムの運用を開始。	
	2013年度中に、内閣官房において、政府機関の情報システムについて、特に標的型攻撃から重要な業務や情報を守る観点で情報システムの設計、構築、運用等の段階について満たすべき情報セキュリティの技術基準を検討、整備する。また、各府省庁は情報システムの設計、構築、運用等の段階において、同基準を活用し、内閣官房においてその活用状況を確認する。さらに、各府省庁の機微な取扱いが必要な情報を扱う業務等に係る情報システムについて、リスク評価のプロセスが適正になされていることを確認する方法を検討し、2014年度から運用する。	内閣官房 全府省庁	高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン(試行版)を作成し、各府省庁における試行を実施。各府省庁における試行結果を踏まえ、正式実施に向けた検討を行った。	2014年5月をめどにガイドラインの改定(正式版の策定)を行い、本取組を正式に実施する。	

○地方における情報システム改革

2013年度～2016年度を、自治体クラウドの集中取り組み期間と位置付け、番号制度の導入とあわせて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速する。	総務省 関係府省庁	○地方公共団体の電子自治体に係る取組状況について、例年の調査(「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」)に加え、自治体クラウド等の取組状況についての調査を平成25年6月、12月に実施し、現状を把握。 ○有識者、地方公共団体等を委員として、平成25年7月以降「電子自治体の取組を加速するための検討会」を実施(4回)。 ○新たな電子自治体推進指針「電子自治体の取組を加速するための10の指針」を策定し地方公共団体に通知するとともに公表。 ○平成23年度から実施している自治体クラウドに係る共同化計画策定等に要した費用及びデータ移行費用についての特別交付税措置に加え、平成26年度から平成28年度までの間、自治体クラウド導入コンサルタントに要する費用及び事務処理研修に要する費用について特別交付税措置を拡充。	「電子自治体の取組を加速するための10の指針」に基づきフォローアップを行い、電子自治体の現状を把握するとともに、地方公共団体の取組を加速。	全体A 総務省A
--	--------------	--	---	-------------

(3) 政府におけるITガバナンスの強化

○戦略的なIT投資管理の実現

	2013年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等		評価
			※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。以下同様。	今後の予定	
詳細	2014年度予算から、政府情報システム改革に関するロードマップの着実な実施に向けた、政府情報システムに関する投資計画を、予算編成に合わせて策定する。	内閣官房 総務省 関係府省庁	2014年度予算編成過程において、政府情報システムに関する投資計画を取りまとめた。	調整未了のものが整い次第、CIO連絡会議において決定・公表する予定。	全体A 内閣官房A 総務省A
	日本版「ITダッシュボード」の整備を進め、2014年度早期から運用を開始する。	内閣官房 全府省庁	日本版ITダッシュボードの2014年度早期の運用開始に向けた作業を実施中。	2014年夏項目目に日本版ITダッシュボードの運用を開始	
	2013年度中に、「政府情報システム管理データベース」の運用を開始し、政府情報システムの資産管理等を徹底する。	総務省 全府省庁	政府情報システム管理データベースについては、2013年度中に運用を開始するとともに、データの精査等の作業を実施。	政府情報システム管理データベースを活用し、資産管理等の徹底を図る。	
	2013年度中に、プロジェクトの進捗をチェックするレビュー制度を導入するとともに、IT総合戦略本部の下に新たな評価体制を整備し、各種プロジェクトや施策の取り組み状況について第三者の視点による評価を受け、改善に取り組みPDCAサイクルを確立する。	内閣官房 全府省庁	年金、ハローワークや人事給与システム等政府の大規模プロジェクトについて、政府CIOによるレビューを実施。 また、IT本部の下に新戦略推進専門調査会電子行政分科会を設置し、同分科会において、これら大規模プロジェクトの取組状況等についての評価を実施。	政府CIOによるレビューを踏まえ、プロジェクトレビューのポイント等を整理の上、2014年度中に政府情報システム管理データベースの機能を追加し、各府省における自己レビューの実施・ノウハウの共有の促進を図る。	
	○情報システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルール等を整備し、低廉で質の高いプロジェクト遂行、システム管理を推進する。具体的には、オープンソフトウェアの活用や標準化・共通化の推進、統合・集約の推進及び主要なOS等に対するガバメントライセンスの導入等を進める。	内閣官房 総務省 全府省庁	○情報システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルール等の整備に関しては、「政府情報システム管理標準ガイドライン(仮称)」のたたき台を作成し、平成26年3月19日に開催された政府情報システム刷新ワーキンググループにおいて各府省へ照会。現在、各府省からの意見を踏まえた調整を行っているところ。 ○事業者の技術力を重視した評価が出来るよう、新たな加算方式(価格点:技術点=1:3)を導入するため、会計法令に基づき、財務大臣との協議を実施し、「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(平成25年7月19日 調達関係府庁申合せ)を策定。	○管理標準ガイドライン(仮称)について、各府省からの意見を踏まえた調整を実施するとともに、引き続き、管理標準ガイドライン(仮称)の策定に向けた検討を行う。 ○情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドラインに基づき、各府省は適切に総合評価落札方式を適用する。	
	○2013年度中に、応札事業者の技術力評価の在り方についての見直しと関係ガイドラインの整備を行う。				
	○政府CIO補佐官のプール制の導入の推進等を行う。 ○その他	内閣官房 関係府省庁	「CIO補佐官プール制の導入について」(平成25年1月9日各府省CIO連絡会議)に基づき、引き続きに政府CIO補佐官の公募を実施。(2014年度から、消費庁及び厚生労働省が新規に参加) ○創造宣言策定以降、CIO連絡会議を5回開催。毎回、IT担当大臣が出席されたほか、関係懇談会において各府省CIOの出席を督促したこともあり、CIO自身の出席も増加。	引き続き、政府CIO補佐官プール制の導入拡大に向けた取組を推進する。	

○IT人材の育成

詳細	<p>○2013年度～2014年度の間に、政府のIT人材の育成を図るため、研修プログラムの見直し・充実を行う。</p> <p>○組織間交流による人材の計画的育成を図る。</p>	<p>内閣官房 総務省 関係府省庁</p> <p>○情報システム担当者向けの新たな講座(電子政府Ⅰ～Ⅲ)のコンテンツ作成に着手するとともに、職員ICT活用能力の底上げに直結するeラーニングコンテンツ作成に着手。</p> <p>○集合研修について、研修コースを再編成し、より参加しやすい日程への組み替えを実施するとともに、研修開催期間途中での追加募集を実施。(追加受講者が年間約600名)</p>	<p>○2014年度から、新たな講座(電子政府Ⅰ～Ⅲ)を開始するとともに、eラーニングコンテンツ作成等の取組を推進。</p> <p>○新たな体系下での研修を実施し、2015年度において、受講者数を年間1万人まで増加させる予定。</p>	<p>全体A</p> <p>内閣官房A 総務省A</p>
----	--	---	---	---

4. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化

(1) 人材育成・教育

① 教育環境自体のIT化

○IT利活用に関する実証研究の実施

	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施
	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施
	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施
	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施
詳細	<p>教育分野におけるIT化の全国的な普及・展開に向けて、フューチャースクール推進事業を行いIT環境の構築・運用の技術的要件やノウハウを整理するとともに、学びのイノベーション事業を実施し、IT環境を活用した教育の効果や指導方法やコンテンツ開発等を行う。</p>	<p>総務省</p> <p>文部科学省</p>	<p>2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。</p> <p>文部科学省と連携し、全国の実証校(中学校8校・特別支援学校2校)において、フューチャースクール推進事業を実施。主として情報通信技術面からの検証を行い、教育現場におけるITの導入・運用・利活用に関する留意点を抽出・整理。これまでの実証研究の総まとめとして、ガイドライン2014を策定した。</p> <p>○学びのイノベーション事業として、学校におけるICT活用の実証研究を、総務省と連携しながら、全国の実証校(小学校10校・中学校8校・特別支援学校2校)において実施した(2011～2013年度)。</p> <p>○本事業の実証研究報告書において、ICTを活用した指導方法、デジタル教科書・教材等の機能の在り方、ICTを活用した教育の効果等について取りまとめた。</p>	<p>今後の予定</p> <p>フューチャースクール推進事業は2013年度で終了。</p> <p>学びのイノベーション事業は2013年度で終了。</p>	<p>評価</p> <p>全体A</p> <p>総務省A 文部科学省A</p>

○教育環境のIT化(最適な教育ITシステムの確立)

	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施
	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施
	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施
	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施	2013年度～2015年度の実証研究の実施
詳細	<p>学校のIT環境の整備(超高速ブロードバンド接続、情報端末配備、電子黒板、無線LAN環境など)を行う。</p>	<p>総務省</p> <p>文部科学省</p>	<p>2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。</p> <p>自治体が教育現場のIT環境を整備するにあたって、フューチャースクール推進事業の成果を最大限活用できるようにするため、教育委員会等が主催するセミナー等において、これまでに策定したガイドラインを周知するなど、必要な支援を実施した。</p> <p>○教育の情報化対策として、地方財政措置を1,673億円講じたところであり、2014年2月には、各都道府県・指定都市教育委員会に対して当該措置の内容について通知し、積極的な活用を促した。</p> <p>○2014年3月、ICT環境整備の必要性等について解説したパンフレットを、各地方公共団体に配布した。</p> <p>【参考】 ・超高速インターネット接続率 2013年3月:75% ・教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 2013年3月:6.5人 ・電子黒板の整備状況 2013年3月:72,168台 ・無線LAN整備率 2013年3月:19%</p>	<p>今後の予定</p> <p>自治体が教育現場のIT環境を整備するにあたって、フューチャースクール推進事業を始めとする実証研究の成果を最大限活用できるようにするため、教育委員会等が主催するセミナー等において、これまでに策定したガイドラインや実証研究の成果を周知するなど、引き続き必要な支援を実施する。</p> <p>平成26年度においては、地方財政措置を1,678億円講じることとしており、引き続き、積極的な活用を促す。</p>	<p>評価</p> <p>全体A</p> <p>総務省A 文部科学省A</p>
	<p>2014年度末までに、「デジタル教科書・教材」の位置づけ、制度に関する課題整理を行い、2015年度から「デジタル教科書・教材」の導入に向けた検討を実施する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>学びのイノベーション事業として、学校におけるICT活用の実証研究を実施し、ICTを活用した指導方法やICTを活用した教育の効果等について取りまとめたとともに、学習者用デジタル教科書・教材等を開発し、その機能の在り方について取りまとめた。</p>	<p>「学びのイノベーション事業」の実証研究などの状況を踏まえつつ、紙媒体の教科書の在り方、学習者用デジタル教科書の位置付けやデジタル教材との区分、これらに関する教科書検定制度や義務教育諸学校の教科書無償給付制度など教科書に関する制度の在り方と併せて著作権制度上の課題について検討を行う。</p>	
	<p>子どもや教員が利用しやすいデジタル教科書・教材の開発及び標準化を実施する。</p>	<p>総務省</p> <p>文部科学省</p>	<p>フューチャースクール推進事業において、デジタル教材の利活用を推進するための課題(多様なOSに対応した教材が必要、学習内容の一元管理が必要等)を抽出・整理した。</p> <p>多様な情報端末においてデジタル教材等を利用可能とするとともに、学習の過程や成果を記録して、それらを活用した学習活動を可能とするため、デジタル教材等に求められる機能の検討及び課題の抽出を実施。</p>	<p>2014年度から実施する先導的教育システム実証事業において、これまでの課題を踏まえた実証を行い、HTML5を活用したコンテンツ作成のガイドラインを公表するとともに、アプリケーション間でデータ等の連携を図る方策を検討する。</p> <p>抽出された課題を踏まえながら、検討及び検証を行い、平成27年度までに、標準的な仕様を策定し周知・普及をはかる。</p>	
	<p>2015年度末までに、クラウドを活用した学校・家庭をシームレスでつなげる教育・学習環境を構築、確立する。</p>	<p>総務省</p>	<p>クラウドを始めとする最新の情報通信技術を教育現場で活用するにあたり、導入手法を検討するための調査研究を実施。次年度の実証の早期実現に向けた知見を収集した。</p>	<p>2014年度から実施する先導的教育システム実証事業において、クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した実証研究に取り組み、学校・家庭をシームレスでつなげる教育・学習環境を構築、確立する。</p>	

○IT利活用による教員の指導力の向上

	2013年度～2015年度の実施内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	教員のIT指導能力の整理、評価方法の検討を行い、2015年度から全ての教員がITを活用できる指導方法を構築する。	文部科学省	2013年12月に決定された「創造的IT人材育成方針」において、「新たな『教員の情報活用指導力』の指導項目策定に際しては、現行の評価基準を十分考慮した上で、『教員のICT活用指導力』の経年変化等を把握できるように配慮することが望ましい。」という方針を示した。	左記の方針も踏まえつつ、教員のIT指導能力の整理、評価方法の検討を行う。	全体A 総務省A 文部科学省A
	指導案・教材データベース構築に向けた検討を行い、2015年度から指導案・教材データベースを設計・開発し、運用を開始する。	総務省	フューチャースクール推進事業において、自作教材等の共有に関する調査研究を実施。教材共有システムの必要機能等に関する知見を収集した。	これまでの成果を踏まえ、今後の施策の参考とする。	
		文部科学省	指導案・教材データベース構築に向け、外部有識者による教育情報共有ポータルサイト検討委員会を7回開催し、検討を行った。また、同委員会の方針を受け、ポータルサイトの設計・開発を進めた。	ポータルサイトの試行運用開始に向け、新たに運営委員会を設け、運用に向けた検討を行う。	

②国民全体のITリテラシーの向上

○ITリテラシー教育モデルの充実、改善

	2013年度～2015年度の実施内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	年代層別に、ITリテラシーにおける現状を把握する。	総務省	青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標(ILAS)について、昨年度に引き続き、全国の高校1年生約3,500名を対象にテスト及びアンケートを実施し、集計・分析した結果を2013年9月に公表した。	2014年度以降も、引き続き調査を継続する予定。	全体A 総務省A

③国際的にも通用・リードする実践的な高度IT人材の育成

○人材育成を支える環境の整備

	2013年度～2015年度の実施内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	2014年度末までに世界に通用する新しいものづくり人材等の育成・環境について、検討を行い、2015年度から実験的導入・検証を行う。	総務省	2013年度においては、実践的IT人材育成の一環として、社会的課題の本質を掘り下げ、ICTにより問題解決策をデザインできる人材を育成するための方策、有効性等について調査等を実施。	2014年度においては、2013年度の事業の成果も踏まえ、地域、大学等における展開を念頭に機上検証を行い、人材育成拠点の開設・運用等の要件整理を行う予定。	全体A
		文部科学省	○「情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業」において、「クラウドコンピューティング分野」、「セキュリティ分野」、「組み込みシステム分野」、「ビジネスアプリケーション分野」の4分野における教材作成、人材育成の裾野拡大のための教員FDを行った。	○2013年度の実施結果を踏まえ、教材及び教員FDの改善を図るとともに、教育手法の普及に向けた取組を進める。	
		経済産業省	○「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進」において、分野ごとにコンソーシアムを組織し、職域プロジェクトで全国的な標準モデルカリキュラムの開発・実証を行った(17コンソーシアム53職域プロジェクト)。	○「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」において、分野ごとにコンソーシアムを組織し、職域プロジェクトで全国的な標準モデルカリキュラムを開発・実証を行うとともに、平成25年度までに完成した全国的な標準モデルカリキュラム等を活用して、「オーダーメイド型教育プログラム」の全国展開のための地域版の教育プログラムを開発・実証。	
	総務省	○2013年度においては、実践的IT人材育成の仕組みを検討する方策として、産学連携の下、ビッグデータを通じて新たな価値創造の育成に繋げるため方策、有効性等について調査等を実施。	○2014年度においては、2013年度の成果も取り入れながら、継続的な育成環境の構築について、一定の方向性を取りまとめる予定。		
	文部科学省	○「情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業」において、新たに参加する企業との協働を推進し、ネットワークの拡大を図った。	○本事業における広報活動等を引き続き実施することにより、新規参加企業との更なる拡大に努める。		
	経済産業省	○産学連携Web情報に講座構築ガイド・教育コンテンツを追加して充実。	○自走化を促進するためにWeb上でのツール活用・課題解決の意見交換の場を設け、情報共有を強化。		
	実践的IT人材の継続的な育成の仕組み、企業との連携を含めた設計／自走化を行う。	文部科学省	○教員間のネットワーク充実のための検討を行うとともに、公開授業など教員FDや授業評価アンケートを実施した。	○2013年度の実施結果を踏まえた検討を行うとともに、公開授業の実施機会拡大や教員間のネットワーク充実のための講演などを実施する。	
		経済産業省	○「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進」において、分野ごとにコンソーシアムを組織し、職域プロジェクトで全国的な標準モデルカリキュラムの開発・実証を行った(17コンソーシアム53職域プロジェクト)。	○「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」において、分野ごとにコンソーシアムを組織し、職域プロジェクトで全国的な標準モデルカリキュラムを開発・実証を行うとともに、平成25年度までに完成した全国的な標準モデルカリキュラム等を活用して、「オーダーメイド型教育プログラム」の全国展開のための地域版の教育プログラムを開発・実証。	
		経済産業省	○実践的IT教育講座(35講座・受講生約2,100名)の自立的継続をフォローするとともに、教育コンテンツを2年間累計で78講座(2013年度受講生約1,000名)に提供。	○実践的IT教育講座および教育コンテンツの活用を継続してフォロー。	
			○情報ハブの自主運営体制への移行検討案を作成し、具体的構想段階へ進捗。	○情報ハブの新実施体制の合意形成を経て、移行を推進。	

詳細	2014年度末までに、大学の高等教育機関における遠隔教育等の推進に向けた環境整備を行い、2015年度から、遠隔教育等の推進を行う。	文部科学省	「高等教育機関等におけるICTの活用に関する調査研究」を実施し、国内の高等教育機関等におけるITの活用の実態及び海外における先進的なITの活用事例についての情報収集を行った。	高等教育機関等への調査を引き続き実施する。また、2013年度の調査結果を基に、省内において遠隔教育等の推進方針についての検討を行う。	総務省A 文部科学省A 経済産業省A
	遠隔教育等ITの活用について調査を実施し、課題検証を行う。さらにその結果に基づき試行など推進に向けた準備を行う。	文部科学省	「高等教育機関等におけるICTの活用に関する調査研究」を実施し、国内の高等教育機関等におけるITの活用の実態及び海外における先進的なITの活用事例についての情報収集を行った。	高等教育機関等への調査を引き続き実施する。また、2013年度の調査結果を基に、省内において遠隔教育等ITの活用方針についての検討を行う。	
	国家試験活用等の促進等の企業における人材育成基盤整備を行う。(ITの技術進歩等を踏まえたスキル標準の整備・改訂等)	経済産業省	○ITに関する唯一の国家試験である情報処理技術者試験やITパスポート試験を社員教育等に活用することを推進するため、企業や自治体等の幹部や人事・教育担当など計156件訪問。 ○情報セキュリティ人材が不足している状況に鑑み、情報処理技術者試験の全試験区分において情報セキュリティの出題を強化。 ○情報処理技術者試験を知らなかった方も試験の特徴や魅力がわかる個人向けパンフレットを作成し、全国の書店など約24,000ヶ所に配布。個人の受験を促進。 ○情報処理技術者試験を活用している企業の評価は次のとおりであり、IT業界等で積極的に活用されている状況が窺える。 ・国が定めるスキルモデルに適合していることを評価し、社員教育のツールとして活用。 ・IT業界の技術力の指標であり、合格者を増やすことで技術力をアピール。 ・普遍的な知識が身につくため、専門分野に縛られない柔軟な人事が可能。 ○「情報セキュリティ強化対応共通キャリア・スキルフレームワーク」として、必要なタスクとスキルを追加し、2013年9月4日に公開。	○引き続き、企業等に対する個別アプローチを積極的に推進する。特に従来のIT企業や首都圏の企業だけでなく、地方のユーザ系企業や公共団体、教育機関に対して、情報処理技術者試験やiパスのメリットや特色、他機関における活用実績等を積極的に紹介し、地方の企業における人材育成基盤整備の促進を図る。 ○情報セキュリティ人材育成については、今後、各社での人材育成が活発化するよう広報を実施する。具体的な育成方法についても検討を進める。	
	全国的な実践教育ネットワークの推進やインターンシップ等を含め、専門教育プログラム等の構築を行う。	文部科学省	○「情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業」において、新たに参加する大学との協働を推進し、ネットワークの拡大を図った。 ○平成24年度の取組において作成した教材、教育環境を基に、教育プログラムを実施した。 ○「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進」において、分野ごとにコンソーシアムを組織し、職域プロジェクトで全国的な標準モデルカリキュラムの開発・実証を行った(17コンソーシアム53職域プロジェクト)。	○本事業における広報活動等を引き続き実施することにより、新規参加大学の更なる拡大に努める。 ○2013年度に実施した教育プログラムの結果を踏まえ、教材及び教育プログラムの改善を行う。 ○「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」において、分野ごとにコンソーシアムを組織し、職域プロジェクトで全国的な標準モデルカリキュラムを開発・実証を行うとともに、平成25年度までに完成した全国的な標準モデルカリキュラム等を活用して、「オーダーメイド型教育プログラム」の全国展開のための地域版の教育プログラムを開発・実証。	
	経済産業省	○地域における産学連携実践的IT教育の取り組みを普及するため、Webサイトに「地域産学連携講座コミュニティ」を設置。 ○2014年2月末現在7地域団体が参加し、それぞれの取り組みを同Webサイトから発信。	引き続き、「IT人材育成iPedia」を活用して情報発信を実施する。		

○先端人材の発掘・支援

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	2014年度末までに、起業意識を醸成するイベント等の企画および試行的実施等を行うとともに、突出したIT人材のコミュニティ構築を行う。これらの取り組みを踏まえ、2015年度から、突出したIT人材の発掘や、マッチング、継続したイベント等の実施によるハイレベルIT人材の発掘・支援を行う。	総務省	独立行政法人情報通信研究機構(NICT)において、ICTベンチャーに対して、メーカーやVCとのビジネスマッチング、起業を目指す若者の育成及び事業化の機会を提供するためのイベントを開催し、ビジネスマッチング及び交流機会の提供を行っているところ。	ONICTIにおいては、引き続き、本イベントを実施することとしている。 ○さらに、平成25年度補正予算において、ビッグデータ等を活用した社会課題の解決に資する新事業・新サービスの創出に向けて、企業等のビッグデータ提供者、地方公共団体等のアイデア保有者等の関係者をマッチングするための場の構築等の中で対応する。	全体A 総務省A 経済産業省A
		経済産業省	○産業界の有識者により構成される「検討会」を新たに設置し、起業意識を醸成するイベント等の企画、コミュニティ形成等の方策について検討を実施。 ○「検討会」での議論を踏まえ、未踏シンポジウム、関連団体と連携したイベント等を企画し試行的に実施。	「検討会」でイベントの企画等の検討を引き続き行い、その結果を踏まえ、起業意識を醸成するイベントの開催、突出したコミュニティ形成等の方策を企画・実施していく。	

○人材流動化への取組

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	企業人へのIT基礎知識の向上に向けて、ITに関する基礎知識を問う国家試験活用の促進等を行う。併せて、当該試験の対象明確化や内容見直し等、継続的な改善を図る。	経済産業省	○ITを活用する社会人に求められる基礎知識を問うITパスポート試験(iパス)を社員教育等に活用することを推進するため、企業や自治体等の幹部や人事・教育担当、大学・高専等の先生や就職課など計355件訪問。 また、就職情報誌にiパスのメリット、特色等を紹介するなど就活生や内定者をターゲットにした広報活動を展開。 ○上記取組の結果、2013年度のiパス応募者数が増加(前年度比約108%)。特に就職活動開始後の2014年1月以降の応募者数は前年同期比約120%となり、主なターゲットである22歳の応募者数については同約160%と大幅に増加。就活生や内定者における活用が広がったと推察。 このように新社会人を中心に社会人のiパス活用が広がり、企業人等のIT活用力の向上に貢献。 ○出題内容についても、情報セキュリティ人材が不足している状況に鑑み、iパスをはじめとする全試験区分において情報セキュリティの出題を強化。 ○また、総務省の「平成26年度情報システム統一研修」においてiパス準拠のコースが新設されるなど、国家公務員のIT活用能力向上においても貢献。	引き続き、企業等に対する個別アプローチを積極的に推進する。特に従来のIT企業や首都圏の企業だけでなく、地方のユーザ系企業や公共団体、教育機関に対して、iパスのメリットや特色、他機関における活用実績等を積極的に紹介し、地方の企業人等のIT活用能力の向上を図る。	全体A 厚生労働省A 経済産業省A

	ITに関する各分野におけるスキルセットの検討を行った上で、スキル標準の整備及び検討を行う。	経済産業省	<p>○IT融合人材や情報セキュリティ人材など新しい分野の人材・役割を定義し、共通キャリア・スキルフレームワークの構築にあわせて公開。それらの利用方法をまとめたガイドを作成して公開。</p> <p>○既存のスキル標準にあったタスク・スキルディクショナリを整理し「新しいスキル標準のあるべき姿」を定義。さらにそれらの「活用システム」について、今年度は構想のみの計画であったところを、基本設計まで前倒して実施・完了。</p>	<p>○IT融合人材や情報セキュリティ人材については、今後、各社での人材育成が活発化するよう、動機付けのための広報を実施する。具体的な育成方法についても検討を進める。</p> <p>○「新しいスキル標準」については、α版を公開しフィードバックを受けながら改訂していく。「活用システム」については、詳細設計・実装・修正をへて公開予定(H27年度以降)。</p>
	職種転換を含めた就業支援など、ITを活用した人材シフトの支援のための仕組みの課題整理・検討を行い、その検討を踏まえ、具体的な施策の導入に向けた取り組みに着手する。	厚生労働省	ハローワーク業務・システムについて、平成25年10月以降、政府CIOとも相談のうえ、ハローワークの就職支援機能強化に向けた見直しを進めているところ。	ハローワーク業務・システムの見直しについては、CPU使用率の低いサーバの削減などに率先して着手するとともに、次々期システム更改に向けて、より抜本的な見直しについて検討を行う。
		経済産業省	IT関連の人材に求められるスキルセットを就業支援などを行う者に情報提供するための仕組みの検討を実施。	引き続き、情報提供のための仕組みの検討し、検討を踏まえた実施に向けた取り組みを行う。

○国際的な高度IT人材活用及び流動化に関する環境整備

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	国際的な高度IT人材の活用や流動化を推進するため、アジア各国との国家試験等の相互認証等により、試験合格者の上陸許可時における学歴要件または実務経験要件の緩和を行う。	法務省	IT告示の改正により、我が国の試験と相互認証等されたアジア各国における情報処理に関する試験の合格者等について、上陸許可時における学歴要件又は実務経験要件を緩和(平成25年11月27日施行)。	—	全体A 法務省A 経済産業省A
		経済産業省	<p>○アジア各国の国家試験との相互認証の改訂を反映させた改正IT告示が11月27日に施行。</p> <p>○4月と10月のアジア共通統一試験の円滑な実施に向けて、各種協力・支援を行い、各国で着実に実施。</p> <p>○バングラデシュにおける試験制度導入支援として、問題作成や試験実施に関する研修等を行い、10月に第1回トライアル試験が実施され、無事終了。</p> <p>○タイのITスキル標準策定・導入の支援について、タイ国内のIT団体、関係省庁、企業等を訪問して紹介・説明等を行うとともに、多数の参加者のもと関係者を集めたセミナー、ワークショップが開催。</p>	<p>引き続き、以下の項目を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア共通統一試験の年2回実施。 ・バングラデシュへの試験制度導入の支援。 ・タイのITスキル標準策定・導入の支援。 	

(2)世界最高水準のITインフラ環境の確保

○通信ネットワークインフラの推進

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	離島を含めたすべての地域における国民の超高速ブロードバンド基盤の整備に向け、各地域の実情に応じて、通信事業者を含む関係団体と協議の場を設置し、整備方針等を策定する。	総務省	<p>○東京都と伊豆諸島の通信環境の改善に向けた検討を実施。</p> <p>○鹿児島県や喜界町と喜界島の通信環境の改善に向けた検討を実施。</p> <p>○新潟県や粟島浦村と粟島の通信環境の改善に向けた協議を実施</p>	民間事業者による整備の状況を踏まえ、なお整備が困難な地域については関係団体との協議を継続し、地域の実情に応じ、整備方針等を策定する。(平成27年度中目途)	全体A 内閣府A 総務省A 文部科学省A
	沖縄の本島と離島を結ぶ海底光ケーブルの整備を支援するとともに、過疎地・離島等の条件不利地域等において超高速ブロードバンド基盤を整備する自治体に対して支援する。	内閣府	海底光ケーブル整備のために、海洋部の海底面調査、磁気探査等陸上部の地質調査や測量等を実施。2014年3月までに海底面調査、地質調査及び測量を完了し、光ケーブル敷設ルートや機器設計、陸揚室や陸揚管路の基本設計等を確定させることができた。	<p>2014年6月：工事の設計を確定し、工事費の積算を開始</p> <p>2014年8月：工事費の確定</p> <p>2014年10月：工事発注</p> <p>2014年10月～2016年度：海底光ケーブル敷設工事</p>	
	2015年頃より既存の携帯電話システムよりも高速・大容量な第4世代移動通信システムの導入を目標として、2013年度中に第4世代移動通信システムの技術的条件の明確化、技術導入に必要な制度基盤等を実施する。	総務省	<p>○平成25年度当初予算において、3回体が情報通信利用環境整備推進事業の活用により事業を実施(一部継続中)。</p> <p>○平成25年度補正予算において、鹿児島県喜界町が離島海底光ファイバ等整備事業の活用により事業を実施(継続中)。</p>	民間事業者による整備の状況を踏まえ、情報通信利用環境整備推進交付金の執行により条件不利地域における整備を促進していく。	
	2014年度には周波数帯の割当てなど第4世代移動通信システムの導入に向けた取組を行い、2015年頃より既存の携帯電話システムよりも高速・大容量な第4世代移動通信システムの導入を開始する。	総務省	<p>○2013年7月に情報通信審議会から第4世代移動通信システムの技術的条件について答申を受け、既存の無線システムと共用するための技術的条件を確立した。</p> <p>○同年12月に、携帯電話用としてすでに割り当てられた周波数に第4世代移動通信システムの技術を導入するための制度整備を実施した。</p>	2014年度は、新たに割当てが予定されている3.4GHzから3.6GHzまでの周波数に第4世代移動通信システムの技術を導入するための制度整備を実施する。	
	第4世代移動通信システムの導入に向けた取組と並行し、ワイヤレスネットワークに係る地域間の情報格差の解消に向けた取組を推進するとともに今後の制度の在り方について検討を行う。また、第4世代移動通信システムの導入促進及び次世代移動通信システムに求められる多様なニーズに対応するための研究開発等を推進する。	総務省	<p>○2013年7月に情報通信審議会から第4世代移動通信システムの技術的条件について答申を受け、既存の無線システムと共用するための技術的条件を確立した。</p> <p>○第4世代移動通信システムとしての3.4GHzから3.6GHzまでの周波数の割当てに先立って、2013年12月に、携帯電話用としてすでに割り当てられた周波数に第4世代移動通信システムの技術を導入するための制度整備を実施した。</p>	2014年度は、第4世代移動通信システムを導入するため、3.4GHzから3.6GHzまでの周波数(最大200MHz幅)の割当てに向けた取組をすすめる。	
	波による激しい動揺等、過酷な洋上環境においても高速な衛星通信を可能とする技術、機器の小型・省電力化等の研究開発を実施し、2015年度中に海上における実証実験を開始する。	総務省	<p>○携帯電話の不感地域を縮小するために補助金の交付決定を実施し、サービスエリア外地域に居住する人口が平成20年度末約12.6万人から平成25年11月約3.4万人(平成25年11月時点で整備要望がない約5千人を除く)に減少。</p> <p>○ネットワーク連携により基地局間の干渉を低減し、周波数利用率を向上させる技術の研究開発等を実施。</p>	<p>○6月目処に平成26年度の携帯電話等エリア整備事業の交付決定。</p> <p>○引き続き、次世代移動通信システムの実現に向けた周波数の高度利用等を可能とする研究開発を推進する</p>	
		総務省	<p>○通信衛星を活用した海のブロードバンド環境を実現するため、波による揺れ等、洋上環境に対応した高速通信(10Mbps程度)が可能な地球局の開発等の研究開発を2014年度から実施。</p> <p>○研究開発の実施者の公募に向けて、外部有識者の評価を経て、基本計画書を策定した。</p>	実施者の選定、契約等の手続を実施し、2014年度から研究開発を開始する。	

<p>世界最高水準の高速度ブロードバンド環境を将来にわたって確保するため、世界最高レベルの光通信技術やネットワーク仮想化技術の研究開発に取り組むとともに、その実用化を促進すべく、2014年度より同技術を用いたテストベッドを広く産官に開放する。</p>	<p>総務省</p>	<p>○光通信技術の研究開発については、適応変復調伝送技術、線形適応等化技術、適応誤り訂正・適応非線形信号補償技術、低消費電力信号処理回路技術等の、400Gbps伝送を低消費電力で実現するために必要な要素機能を開発した。また、それらの要素機能を統合した400Gbps伝送用デジタル信号処理回路を設計した。</p> <p>○ネットワーク仮想化技術の研究開発については、1,000台規模のノードの電気通信事業者のネットワーク網におけるネットワーク資源を管理、設定、運用し、合わせて迅速にネットワーク制御を可能とする技術やパケットトランスポート、光伝送のノードに適用及び連携を可能としたネットワーク仮想化のプラットフォーム技術の基本機能等を開発した。</p> <p>○2013年度新世代通信網テストベッド(JGN-X)の実施プロジェクトは、106件(参加機関220機関、参加研究者855人)に達した。</p>	<p>○光通信技術の研究開発については、2014年度に研究開発が終了する。2015年度以降の新規施策を提案予定。</p> <p>○ネットワーク仮想化技術の研究開発については、2015年度まで研究開発に取り組む予定。</p> <p>○テストベッドについては、JGN-X上への主要な新技術の実装・実証をはかり、本基盤を活用した研究開発・実証実験を促進するとともに、利用視点からの課題をフィードバックし、個別技術の詰め調整を行っていく予定。</p>
<p>低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できる事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策として、NGN(Next Generation Network)のオープン化やモバイル市場の競争促進を含めた情報通信分野における競争政策についての検証プロセスを2013年度夏から開始し、年度中に検討課題を洗い出す。この結果を踏まえ、電気通信事業法等の具体的な制度見直し等の方向性について、2014年中に結論を得る。</p>	<p>総務省</p>	<p>○情報通信分野における競争政策についての検証プロセスの一環として、2013年7月からブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づき、二度の意見募集を実施の上、2014年2月に検証結果を取りまとめ。</p> <p>○2020年代を見据えた情報通信分野における競争政策の在り方等について検討するため、2014年2月に情報通信審議会の下に「2020-ICT基盤政策特別部会」を設置し、検討を開始。</p>	<p>○2014年11月を目途に答申をとりまとめ予定。</p> <p>○答申を踏まえ、必要に応じ、次期通常国会に電気通信事業法等の改正案を提出する見込み。</p>
<p>大学等のクラウド環境構築やビッグデータ利活用、産業界を含む世界最高水準のスーパーコンピュータの利用に不可欠な学術情報ネットワーク(SINET)について、国際連携の確保や産官学の共同研究の推進に資するよう、民間研究機関による利用を促進するとともに、回線の増強やセキュリティの高いオンデマンドサービスの提供等を図る。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○民間研究機関が、大学等との共同研究のためにSINETを利用できることを、説明会等で説明した。</p> <p>○次期SINET(平成28年度運用開始予定)機能検証機器を整備した。</p>	<p>○引き続き、説明会等を通じて広報を実施する。</p> <p>○民間と大学等による共同研究需要の調査を実施する。</p> <p>○次期SINETの機能検証を行うとともに、調達の準備を開始する。</p> <p>○オンデマンドサービスに向けて実証・評価を実施する。</p>

○事業継続に資するITインフラ環境整備の推進

	2013年度～2015年度の実施内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
<p>詳細</p>	<p>大規模災害時におけるIT利活用の観点から、データセンターの地域分散・地域連携、IX(インターネットエクスチェンジ)の地域分散等により、バックアップ体制の実現を推進するための、課題整理と対応策を検討する。</p>	<p>総務省</p>	<p>データセンター及びIXの地域分散化に係る調査研究を実施し、地域分散化に当たっての課題の整理と対応策の検討を行った。</p>	<p>引き続き、データセンターの地域分散化にむけた検討を進めるとともに、IXの分散化については、その必要性も含めて検討を行う。</p>	<p>全体A 総務省A 経済産業省A</p>
	<p>データセンターの地域分散化の対応策を踏まえつつ、データセンター地域分散化促進税制の適用を開始し、税制の周知・啓発、税制適用のための認定申請に対応する。また、地域データセンターを活性化するための課題整理と対応策を検討し、地域分散化・活性化についてデータセンター事業者へ周知・啓発等支援を行う。</p>	<p>総務省</p>	<p>○データセンター地域分散化促進税制の適用を開始し、税制の周知・啓発を実施した。また、税制適用のための認定申請に対応した。</p> <p>○地域データセンターの活性化に係る調査研究を実施し、課題整理と対応策の検討を行った。また、地域分散化・活性化についてデータセンター事業者へ周知・啓発を行った。</p>	<p>引き続き、データセンター地域分散化促進税制の普及啓発、認定申請に対応するとともに、データセンターの地域分散化・活性化についてデータセンター事業者へ周知・啓発等支援を行う。</p>	
	<p>企業の長期的競争力獲得に向けたインターネットやIT関連の投資等を促進するため、中小企業投資促進税制など既存の税制措置の活用を促しつつ、必要に応じて更なる支援措置について検討する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>○日本におけるデータセンターの配置状況の確認や、課題の洗い出しを実施。2014年度の予算事業として、データセンターの地方分散化による国全体の事業継続性の向上に資する政策を実施するための詳細化を実施。</p> <p>○具体的には、データセンターの地方分散化をはかる上で重要なポイントとなる、クラウドサービス提供基盤の拡大に向けた実証、データセンターにおける省エネ性の認定・登録制度の実証、及びデータセンターの省エネ性の向上に向けた実証を行う計画とした。</p>	<p>2014年度から、データセンターの地域分散化・活性化に向けた取組として、クラウドサービス提供基盤の拡大に向けた実証、データセンターの省エネ性の認定・登録制度の実証、及びデータセンターの省エネ性向上の実証を行う。</p>	
	<p>中小企業向けの税制支援措置については、所管官庁である経済産業省(及び中小企業庁)と連携し、その措置内容については、総務省HPIに情報通信ビジネスを支援するためのハンドブックを掲載し、活用を促してきたところ。</p>	<p>総務省</p>	<p>○質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、我が国経済の発展を図ることを目的として、産業競争力強化法に基づく「生産性向上設備投資促進税制」による優遇措置を検討。</p> <p>○当該税制は、平成26年1月20日(産業競争力強化法施行日)付けで措置を開始。</p> <p>○対象設備には、サーバーやソフトウェアを盛り込んでいる。</p>	<p>中小企業向けの税制支援措置については、引き続き、所管官庁である経済産業省(及び中小企業庁)と連携し、必要に応じて更なる支援措置について検討を行っていくこととする。</p> <p>「中小企業投資促進税制」や「生産性工場設備投資促進税制」に係る普及活動を通じて、IT関連の投資促進を図る。</p>	

○次世代IP環境の推進

	2013年度～2015年度の実施内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
<p>詳細</p>	<p>2013年度中に、今後増加するIPv6インターネット接続サービスのユーザーの利便性確保のために、民間事業者等の情報システムのIPv6対応の促進に資する、機器等の調達仕様モデルおよび情報セキュリティガイドラインを作成する。</p>	<p>総務省</p>	<p>今後増加するIPv6インターネット接続サービスのユーザーの利便性確保のために、民間事業者等の情報システムのIPv6対応の促進に資する、機器等の調達仕様モデルおよび情報セキュリティガイドラインを作成した。</p>	<p>(完了)</p>	<p>全体A 総務省A</p>
	<p>作成された調達仕様モデル、情報セキュリティガイドラインを用い、民間事業者や地方自治体等に対して、情報システムのIPv6対応に係る周知・啓発活動を全国で実施する。</p>	<p>総務省</p>	<p>2013年度に作成した調達仕様モデル、情報セキュリティガイドラインを用い、民間事業者や地方自治体等に対して、情報システムのIPv6対応に係る周知・啓発活動を全国12箇所で行った。</p>	<p>引き続き、2013年度に作成した調達仕様モデル、情報セキュリティガイドラインを用い、民間事業者や地方自治体等に対して、情報システムのIPv6対応に係る周知・啓発活動を全国で実施していく。</p>	

(3) サイバーセキュリティ

※ 「サイバーセキュリティ戦略2013」に盛り込まれた施策の実施状況を別途取りまとめ。

5. 規制改革と環境整備

○ オープンデータやビッグデータの利活用を促進するためのデータ利活用環境整備

	2013年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。	今後の予定	評価
詳細	パーソナルデータの取扱いについては、IT総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置(6月中)、検討を開始する。	内閣官房	○平成25年6月24日にIT総合戦略本部において「パーソナルデータに関する検討会の開催について」を決定し、IT総合戦略本部の下に「パーソナルデータに関する検討会」を設置した。 ○平成25年9月2日に第1回パーソナルデータに関する検討会を開催し、検討を開始した。	無し	
		内閣官房	○平成25年12月10日に開催の「第5回パーソナルデータに関する検討会」において、「パーソナルデータ取得時にとるべき手続に関する検討状況」として経済産業省より取組状況の報告がされた。 ○パーソナルデータに関する検討会の下に設置された、技術検討ワーキンググループにおいて、平成25年9月から11月にかけて、合理的な匿名化の水準について検討を行った。	○引き続き早期に取り組まれる施策については、「パーソナルデータに関する検討会」において共有を図る。 ○技術検討ワーキンググループにおける検討結果を踏まえつつ、引き続き検討を行う。	
	個人情報保護及びプライバシー保護に配慮したパーソナルデータ利活用ルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等の取り組みを年内できるだけ早期に着手し、2015年度末までには、検討を踏まえて必要に応じ個人情報保護ガイドラインの見直しや同意取得手続きの標準化等を実施する。 なお、規制改革実施計画(平成25年6月閣議決定予定)に基づき、消費者庁は、ビッグデータの利用に資する例を含む形で、「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」(Q&A)の改訂を2013年度上期に行う。また、内閣官房及び消費者庁は協力しつつ、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを2014年度上期に策定する。	消費者庁	○IT総合戦略本部の下に設置された、パーソナルデータに関する検討会において、パーソナルデータに関する利活用ルールの明確化等について議論が行われ、消費者庁もオブザーバとして議論に参加した。 ○「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」に、個人情報の匿名化に関する4つの質問及び回答を追加し、消費者庁ウェブサイトにおいて公表した。 ○パーソナルデータに関する検討会の下に設置された、技術検討ワーキンググループにおいて、平成25年9月から11月にかけての合理的な匿名化の水準について検討が行われ、同検討会において説明を行うなど、必要な協力を行った。	パーソナルデータに関する検討会における検討結果を踏まえつつ、引き続き検討を行う。	
		総務省	電気通信事業者が取り扱う位置情報について、通信の秘密、個人情報及びプライバシーを保護しつつ、その適切な利活用を促進するため、電気通信事業者による位置情報利用の現状や利用にあつた課題と方策について、2013年11月より「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」において検討を行っている。	パーソナルデータに関する利活用ルールの明確化等に関する調査及び検討を行っている内閣官房の「パーソナルデータに関する検討会」の議論も踏まえつつ、2014年5月を目標に「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」の報告をとりまとめ、その後、必要に応じ個人情報保護ガイドライン等の見直しにも着手する。	全体A※ 内閣官房A 消費者庁A 総務省A 経済産業省A
		経済産業省	パーソナルデータの利活用に当たって特に重要になる、パーソナルデータの取得時における事業者による消費者に対するパーソナルデータの取扱いに関する情報提供や説明の内容について、消費者にとつて十分に「分かり易い」ものになっているか、事前に相談を受け、評価する取組を試行的に実施。相談評価の試行の成果として、事業者がパーソナルデータを取得する際に満たすべき、消費者に対する情報提供、説明の内容に係る「評価基準」を策定した。また、「評価基準」をもとに第三者として行政や専門家が事業者の相談に応じる仕組み(事前相談評価)を整理した。	2014年度は、「評価基準」普及、活用の促進に取り組み、消費者に信頼されるパーソナルデータ利活用ビジネスの促進を図るとともに、「評価基準」のさらなる活用の促進を目的として、標準化のあり方について検討を進め、2015年度末までに、当該検討に従って必要な標準化等を実施する。	事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁一
	個人情報保護法における事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁は、合理的な匿名化措置の内容について、事業等分野ごとのガイドライン等において、2014年度中に明確化する。	事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁	実施せず。	内閣官房及び消費者庁における合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの完成をもって作業開始。	
	第三者機関の設置も含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定し、制度見直し方針に基づき、国際的な連携にも配慮しつつ、各施策を実施する。	内閣官房	○平成25年12月20日にIT総合戦略本部において「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を決定した。 ○「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を踏まえ、平成26年6月に法改正の内容を大綱の策定に向け、3月27日から「パーソナルデータに関する検討会」を再開した。	・平成26年6月大綱取りまとめ ・平成26年7月パブリックコメント ・平成27年通常国会へ法案提出	
	総務省	○2012年11月より「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」を開催し、プライバシー保護等に配慮したパーソナルデータの利用・流通の促進に向けた方策について検討を実施し、2013年6月に報告書を取りまとめた。 ○IT総合戦略本部の下に設置された「パーソナルデータに関する検討会」(2013年6月設置)における議論では、当該報告書の報告をするなど、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」(IT総合戦略本部決定(2013.12.20))の決定に貢献した。	2014年6月までに法改正の内容を大綱として取りまとめ、2015年通常国会への法案提出に貢献する。		
	経済産業省	IT総合戦略本部の下に設置された「パーソナルデータに関する検討会」(2013年6月設置)における議論では、2013年5月に取りまとめたIT融合フォーラム「パーソナルデータワーキンググループ」に関する報告書及びパーソナルデータをめぐる現状の課題と検討すべき論点について報告するなど、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」(IT総合戦略本部決定(2013.12.20))の決定に貢献した。	2014年6月までに法改正の内容を大綱として取りまとめ、2015年通常国会への法案提出に貢献する。		

○IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン(仮称)の策定・実施(規制改革会議と連携)

※IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランの対処方針のフォローアップについて別途取りまとめ

○ID連携トラストフレームワークの整備

	2013年度～2015年度の取組内容	府省名	2013年度の進捗状況等 ※評価がB又はCの場合は、その理由を記載。 以下同様。	今後の予定	評価
詳細	プライバシーの保護とパーソナルデータの利活用を両立できるトラストフレームワークの構築に向け、国際的な協調も視野にプライバシー保護に配慮したID連携の実証、標準化、普及啓発等を推進する。	総務省	経済産業省と共同し、我が国におけるID連携トラストフレームワークの基本的な枠組みを検討し、取りまとめを行った。	2013年度の検討を踏まえ、2014年度は、通信・放送分野におけるID連携トラストフレームワークの構築に向けて、ユースケース・サービス及び分野ごとの関連基準(案)を検討する。	
	異なる組織間でのID連携やデータ連携のための信頼関係を構築するための、ID連携トラストフレームワークのルールや認定制度等の検討及びサンプル実証を行うとともに、それに適した社会システムやサービスの検討を行い、認定制度の適用可能な社会システムやサービスから運用を開始する。また、検討結果のうち、官と民の連携として活用できる結果については、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」(仮称)に反映する。	経済産業省	○我が国におけるアイデンティティ連携トラストフレームワークの基準案を策定した。また、平成27年度末までのアクションプランを策定した。 ○海外における規定文書等の調査を実施するとともに、ユースケースの発掘や普及啓発を行った。	平成25年度に策定したアイデンティティ連携トラストフレームワークの基準案に基づき、基準の規格化を行うとともに、業種ごとの普及に向けた実証を行う。	全体A 総務省A 経済産業省A

「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」の 進捗状況の調査結果及び評価の概要

平成 26 年 5 月 28 日

事務局

I. アクションプランのフォローアップ結果

1. 経緯

「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（平成 25 年 12 月 20 日 IT 総合戦略本部決定）に位置付けられている項目について、IT 総合戦略室および規制改革推進室から、平成 26 年 3 月末時点での具体的対処状況について各省庁に対して報告を求め、その結果を整理した。

2. 結果の概要

- (1) 対処の時期が「平成 25 年度中」あるいは「早急に」となっている事項については、おおむね期限通りに対処が行われたことが確認された。

例：【項番 10】ハローワークにおける「在宅勤務」の取り扱いの見直し 等

- (2) 平成 26 年度中に何らかの対処を行うことになっている事項についても、審議会や検討会等での議論が開始された、今後の法律改正を見据えて必要な政省令改正の準備が進められているなど、対処方針に沿った形での対応がおおむね順調に進んでいることが確認された。

例：【項番 2】不動産取引における重要事項説明に際しての対面原則の見直し

【項番 4】株式会社の事業報告等のウェブ開示

【項番 11】「くるみん」制度認定基準へのテレワークの組み込み 等

- (3) さらに、アクションプラン策定時点では十分な踏み込みができなかったものの、その後の国会での議論等を経て、本来目指していた制度改革につながったものもある。

例：【項番 13】育児休業基本給付金の給付要件見直し（給付要件として日単位のみならず時間単位を追加）

3. 今後の対応

事務局において、各項目の節目となるタイミングに応じて各省からの情報収集等を随時行いつつ、少なくとも半年に一度を目途に、アクションプランに掲げられているすべての項目についてのフォローアップを行う。

Ⅱ. e-文書法の再徹底に係る調査結果報告及び対処方針

1. 経緯

上記アクションプランにおいて「e-文書法」（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律）の再徹底を行うとされたことを踏まえ、民間事業者等が行う書面の保存・作成等で、e-文書法の適用範囲にあるもののうち、電磁的記録による方法を認めていない事例について調査を行った。

2. 調査結果の概要

- (1) 報告のあった個別事例 128 件のうち、9 件が 26 年度中に e-文書法に基づく省令改正により電磁的記録による保存等を認めるとしており、25 件についても電子化容認に向けた検討を行うとされている。
- (2) 一方、「容認しない」とした個別事例は 94 件報告されたところであり、その理由としては、現物性が高いことや固有の事情があるため等とされている。

		合計	警察庁	消費者庁	法務省	総務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省
			128	2	2	2	21	1	6	14	10	7	57
電子化	容認する	9	1	2									6
	容認しない	94			2	6		6	6	10	7	57	
	a	28			2			1	6	3	6	10	
	b	60						5		7	1	47	
	c	6				6							
	検討する	25	1			15	1		8				

注：「容認しない」との報告があった個別事例（94 件）の区分の考え方は以下のとおり。

- a) 免許証、証明書等の第三者に法的地位を標章するために発行された書面として現物性が高いもの
- b) 電子化による意味や効果が希薄と考えられるもの
- c) 税額の確定や脱税防止等、文書の高真実性を確保する必要がある会計帳簿等書類等

3. 調査結果を踏まえた今後の対処方針

現時点で電磁的記録による保存等が認められていない事案（128件）について、今後の見直しの方向性または電磁的記録による保存等を認めない理由も含めて、一覧表の形式で公表する。この一覧表については、各省庁の取り組み状況を定期的に確認のうえ、電磁的保存が可能になったものを一覧表から消去するなど、随時リバイスを行う。

また、e-文書法の対象となっていない「保存以外の手法での書面对応が法律等で規定されている事案」の洗い出し及び各事案の電磁的手法による対応の可否についても今後調査を行い、e-文書法が関連する書面保存義務を有する事案と組み合わせることにより、来年夏を目途に、法令等で書面保存・交付等が規定されている事案の全体像を明らかにする。

「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」の進捗状況の調査結果及び評価

参考資料3-2

項目番号	項目名	制度の現状	対応方針	関係府省名	対応状況	
					記号 (※)	具体的対応状況 (H26年3月末時点)
1	高等学校での遠隔授業の正規授業化	高校での遠隔授業は正規授業として認められていない。	文部科学省は、高等学校における遠隔授業の正規授業化に向けて、教育課程の特例措置や関係する事業の成果を活用し、総合的かつ網羅的に実践事例の収集・検証を行うとともに、ITを活用した遠隔教育の有効性や課題及びその対応策について検討を行うための有識者会議を平成26年度早期に立ち上げる。有識者会議においては、平成26年度末までの実践事例の実施状況を踏まえつつ、平成27年度早期に検討状況の中間的な整理を行うとともに、その後のスケジュールについて明確化する。	文部科学省	-	研究開発学校制度を活用した遠隔教育に関する研究事例など、実践研究事例の収集を行うとともに、年度当初の有識者会議の設置に向けた準備を進めている。
2	不動産取引における重要事項説明に際しての対面原則の見直し	不動産取引の契約に際して宅地建物取引主任者が行う重要事項説明は、対面で行うこととされており、インターネットを通じて行うことは認められていない。また、契約の際に交付が義務付けられている書面の電磁的方法による交付も認められていない。	国土交通省は、インターネット等を利用した、対面以外の方法による重要事項説明について、具体的な手法や課題への対応策に関する検討に着手し、平成26年6月に中間とりまとめを行い、平成26年中に結論を得て、必要な方策を講じる。 また、契約に際して交付する書面の電磁的方法による交付の可能性についても検討を行い、平成26年中に結論を得る。	国土交通省	-	宅地建物取引業法に基づく重要事項説明や書面交付へのITの活用方法について具体的な手法や課題への対応策を検討する場として、4月以降に有識者研究会の開催を予定している。
3	国家資格の取得更新時におけるeラーニングの活用	313種類の国家資格(平成22年7月時点、総務省行政評価局調べ)の中には、取得や更新の要件として講義の受講(十の講義を踏まえての試験)が含まれているものがある。こうした制度において、eラーニングのような仕組みで時間や場所にとらわれず受講できる仕組みを導入することにより、受講者の負担軽減と事務の効率化が図れる可能性がある。	内閣官房(IT総合戦略室)は、資格の取得や更新の要件として講義の受講を求めている制度の所管省庁に対して、eラーニングの導入による受講生の負担軽減や事務効率化の観点から実態調査を行う。その結果を踏まえて、各所管府省は、eラーニング導入の可能性を検討し、平成26年6月中に実施スケジュールも含め、結果を取りまとめる。	IT総合戦略室 各府省	-	所管省庁に対し、講習の受講が求められている資格制度の実態について調査(受講時間、受講人数、実施主体等に関する調査)を実施、調査結果のとりまとめを行いつつ、同時並行でメリット/デメリット、導入までのステップ等について各所管省庁に共有できるようにシステム会社やeラーニング提供団体のヒアリングを行った。4月以降で、調査の結果、導入効果が高いと想定される資格に関して、eラーニング導入に向けての課題や懸念を担当者にヒアリングし、6月の結果とりまとめに向けて今後の対応方法を検討する。
4	株式会社の事業報告等のウェブ開示	株式会社の株主に提供すべき事業報告等をウェブで開示する制度はあるが、対象が限定されている(「事業報告」の記載事項のうち、主要な事業内容、重要な設備投資・資金調達、M&Aの状況等重要部分が対象外。「株主総会参考書類」の記載事項のうち、議案は対象外。「計算書類」のうち、個別注記表のみが対象)。	法務省は、事業報告等の記載事項の中でインターネットでの開示の対象となる事項について拡大する方向で検討し、必要に応じて平成26年度中に予定されている会社法施行規則及び会社計算規則の改正の際に見直しを行う。	法務省	-	事業報告等の記載事項の中でインターネットでの開示の対象となる事項について拡大する方向で検討しており、必要に応じて平成26年度中に予定されている会社法施行規則及び会社計算規則の改正の際に見直しを行う予定である。
5	電子的な手法による労働条件の明示	使用者が労働者に対して明示する賃金及び労働時間に関する事項そのほか厚生労働省令で定める事項については、FAXまたは電子メールでの提示ができない。	厚生労働省は、電子的な手法による労働条件の明示について、労働政策審議会における労働時間法制をはじめとする検討(平成25年9月から開始、1年を目標に結論)の一環として、労働者の保護・利便性に配慮しつつ検討を行い、結論を得る。	厚生労働省	-	労働政策審議会労働条件分科会において検討中である(本件は、平成26年2月25日の第109回労働条件分科会で論点提起。今後も引き続き検討)。
6	国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し(☆)	電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件であり、紙による保存よりも過度に厳格になっているこれらの要件を見直す。また、電子帳簿保存により、企業サイドのみならず、当局の事務効率化も図るよう、紙による保存よりも電子保存を促進する観点で法を見直す。さらに、国税関係帳簿書類の電子保存(スキャナ保存)に係る要件等について、企業の業務効率の向上を図るため見直す。	財務省と国税庁は、国税関係帳簿書類の電子保存について、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ、電子保存によりコスト削減をいかに図るかという観点から、業界団体等に対するアンケート、ヒアリングを通じて把握した保存の実態や保存に関する技術動向及び電子データの訴訟上の証明力に関する判例動向を踏まえ、電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲等につき検討を行い、関係者等の意見を踏まえた上で、平成27年度以降でできる限り早期の税制改正プロセスで結論を得る。	財務省 国税庁	-	帳簿書類に関する保存の実態や保存に関する技術動向を把握するため、業界団体等を通じて企業へヒアリングを行っている。 また、電子データの訴訟上の証明力につき、税務調査の実態に照らして問題となりうる事例がないかなど、関係省庁等とも協議しつつ検討を行っている。
7	教科書の電子化(☆)	教科書は紙ベースの「教科用図書」のみ認められている(学校教育法第34条)。電子教科書も「教科用図書」と位置づけ、教科書検定制度や無償給付制度等を見直す。	文部科学省は、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置づけ及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行う。	文部科学省	-	学びのイノベーション事業として、学校におけるICT活用の実証研究を実施し、ICTを活用した指導方法やICTを活用した教育の効果等について取りまとめるとともに、学習者用デジタル教科書・教材等を開発し、その機能の在り方について取りまとめた。
8	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和(☆)	保険料の計算に際しては予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるようにすべきである。	金融庁は、事前に契約者の承諾を得ることを前提に、保険契約の解約返戻金がない旨の説明書面等につき、電磁的方法により提供することを可能とすることについて、保険契約者等保護に留意しつつ、平成25年度中に検討を行い、結論を得る。	金融庁	A	説明書面等について、電磁的方法により提供することを可能とすることの検討等を実施。
9	e-文書法の再徹底	平成17年のe-文書法施行時に、全省庁一斉に電磁的形式での書類の保存を容認するための省令改正等を行ったが、その際には対象外となった事業があるほか、その後制定された法律についてどのように対応されているかは、確認できていない。	各府省は、内閣官房(IT総合戦略室)が示す手引き等に基づき、所管する法令で書面の保存等について電磁的記録による方法を認めていない事例を調査した上で、平成26年4月までに対応方針をまとめる。その対応方針に則り、所要のe-文書法に基づく省令改正等を平成26年度中に実施する。 内閣官房(IT総合戦略室)は、上記の調査及び省令改正等の実施状況を確認する。	各府省 IT総合戦略室	-	各府省に対し、所管する法令で書面の保存等について電磁的記録による方法を認めていない事例の調査を実施。4月以降、洗い出された事例に対し、電子化の容認・検討についての精査を実施し、容認しないものについてはその理由を明確にする。容認する、検討すると回答された事例に関しては、その対応方針に則り、フォローアップを実施する。
10	ハローワークにおける「在宅勤務」の取り扱いの見直し	ハローワークにおいて、働く場所を特定しない募集ができない。また、在宅勤務の募集を検索しにくい。	厚生労働省は、ハローワークでの在宅勤務の取扱の見直しに向けて、求人票への表記の全国統一や在宅勤務に関する特定のシステムコードの付与などの措置を平成25年度中に措置し、平成26年度当初から運用を開始する。また、ハローワークインターネットサービスにおいて、在宅勤務を求人検索する際の案内を追加するなど、検索を容易にするための措置を平成25年度中に講ずる。	厚生労働省	S	当該措置については、平成26年3月6日付職発第0306第1号「公共職業安定所における「在宅勤務」に係る求人及び求職の取扱について」にて都道府県労働局に対して対応を指示済(平成26年4月1日から適用)。 また、ハローワークインターネットサービスにおける案内の追加については、平成26年3月に当該サービスのホームページの改修を行い、同年4月1日に公開。
11	「くるみん」制度認定基準へのテレワークの組み込み	子育てをサポートしていると認定された事業者等に与えられる「くるみん」マークの認定基準に「男性の育児休業取得等」に加えて、「在宅勤務の実施」を設定することで、テレワーク導入への企業のモチベーションを向上させるべき。	厚生労働省は、現行の認定制度において在宅勤務やテレワークの措置が認定基準8の③の要素に含まれていることの周知徹底を早急に行う。さらに、次世代育成支援対策推進法の改正に伴う制度見直しに当たって、認定基準における在宅勤務の位置づけの見直しについて検討する。	厚生労働省	B	次世代育成支援対策推進法の改正法案成立後、認定基準の検討を行い、検討結果を踏まえ、速やかに周知を行う(次世代育成支援対策推進法の改正法案については、平成26年2月14日国会提出、平成26年3月27日衆院通過)。
12	労働者が希望する場合に所定労働時間内の深夜労働制増の柔軟化	育児や介護と仕事を両立する在宅勤務においては、「子どもが起きる前・寝た後」に在宅勤務したくても、使用者に深夜割増賃金の支払義務が生じるため、感情的に業務がしにくいとの意見もある。このため、「本人希望」「所定労働時間内」「上限の設定」等の条件下での「深夜割増賃金支払義務」の柔軟化を行うべき。	厚生労働省は、テレワークの導入が容易となるモデルの実証事業において、深夜割増を含むテレワークという働き方の課題を抽出し、必要に応じて、対応策を検討する。また、育児等との両立を可能とするテレワーク(終日在宅型テレワーク等)を普及するため、労務管理やICT技術の専門家によるコンサルティングの実施、導入経費の助成等の中小企業に対するきめ細やかな支援等の施策を積極的に実施する。	厚生労働省	-	総務省と連携し、平成26年度より、テレワークという働き方の課題の抽出等を目的とした在宅勤務モデル実証事業を実施するため、所要の予算を確保した。 また、平成26年4月に円滑に同事業を実施するために、必要な調達手続を実施した。

項目番号	項目名	制度の現状	対応方針	関係府省名	対応状況	
					記号(※)	具体的対応状況 (H26年3月末時点)
13	在宅勤務と育児休業を両立させるための給付金支給規定の改定	育児休業基本給付金の給付要件は、就業していると認められる日数が月十日以下とされているが、給付金を受けながら短時間の業務を継続し、収入を確保する選択肢を増やすといった雇用形態の多様化の観点から、現在の要件「十日以下」を「十日以下又は80時間以下」と改訂すべき。	厚生労働省は、男性のワーク・ライフ・バランスの実現や女性の就業率向上の観点から、フルタイムで働く労働者が子育て期においても働き続けられることができるようにするとともに、育児休業を取得する場合において収入増加に資するよう取り組む。具体的には、育児・介護休業法に基づく短時間勤務制度や両立支援助成金の一層の周知に取組むとともに、別途育児休業期間中の所得保障を充実させる観点から、育児休業給付の給付率の引上げについて、労働政策審議会で検討を行い、次期通常国会への雇用保険法改正案の提出を目指す。	厚生労働省	S	育児休業給付(休業開始前賃金の50%を支給)について、休業開始後6月につき、給付割合を67%に引き上げる措置を盛り込んだ「雇用保険の一部を改正する法律案」が第186回通常国会で成立(平成26年4月1日施行)。育児・介護休業法の周知徹底に取り組むとともに、平成26年度予算における両立支援等助成金の制度改正の内容について、ホームページで告知する等周知を実施した。
14	遠隔雇用をする場合の最低賃金基準の見直し	使用者と勤務地が異なる在宅勤務者の場合においても、最低賃金は使用者の所在地で設定されている。大都市の企業が、地方在住の在宅ワーカーを雇う際のインセンティブとなるよう、遠隔雇用をする場合の最低賃金の基準を見直すべき。	厚生労働省は、テレワークの導入が容易となるモデルの実証事業等において、遠隔雇用をする場合の最低賃金の適用を含むテレワークという働き方の課題を抽出する。	厚生労働省	-	総務省と連携し、平成26年度より、テレワークという働き方の課題の抽出等を目的とした在宅勤務モデル実証事業を実施するため、所要の予算を確保した。また、平成26年4月から円滑に同事業を実施するために、必要な調達手続を実施した。
15	政府のオンライン行政手続きにおける本人確認手続きの見直し	政府におけるオンライン手続きにおいて、本人確認方法を含めた認証方式が、書面での手続きと比較して過度に厳密な安全性を要求している可能性がある。	重点手続き(「新たなオンライン利用に関する計画」(平成23年8月3日IT総合戦略本部決定)で「重点手続」と位置づけられた手続)所管府省は、本人確認方法を含めた認証方式が、リスクの影響度を踏まえ合理的かどうかについて、システムの開発・更改・改修時までに再点検を行い、内閣官房(IT総合戦略室)及び総務省はフォローアップを行う。	総務省	-	平成26年3月末までに、認証方式の再点検を行うべきシステムの開発・更改・改修がなかったため、該当なし。
16	ID連携による制度間の本人確認の合理化	異なる組織間でのID連携やデータ連携のための信頼関係を構築するためのID連携トラストフレームワークの構築が求められている。	経済産業省は、総務省が行うID連携の事業(実証、標準化等)と連携し、実証やその結果を踏まえた基準の規格化等を平成27年度末を目途に行う。	経済産業省 総務省	-	・経済産業省及び総務省は、我が国におけるID連携トラストフレームワークの標準案を策定した。また、今後平成27年度末までのアクションプランを策定した。 ・経済産業省は、海外における規定文書等の調査を実施するとともに、ユースケースの発掘や普及啓発を行った。
17	個人番号カードを活用した公的個人認証サービスの利用場面拡大	公的個人認証サービスを活用して本人確認を行うことができる者(署名検証者)については、これまで行政機関等に限定されていたが、社会保障・税番号制度の施行(平成28年1月を予定)に伴い、署名検証者の範囲を拡大し、総務大臣が認める民間事業者を追加することとされた。	総務省は、個人番号カードに格納される公的個人認証サービスの署名検証者の範囲の拡大に対応し、当該サービス利用について民間事業者へ積極的な働きかけを継続的に行っていく。また、スマートフォンなどでの公的個人認証サービスの利用に関し、引き続き検証作業を実施し、平成26年度末を目途に検討結果をまとめる。	総務省	-	公的個人認証サービスの利用について、平成25年度下半期に、金融機関を中心に複数回説明会を実施した。また、平成25年度調査研究の結果、スマートフォンをカードリーダーライタとして利用できる可能性があることから、平成26年度以降も引き続き検証作業を実施していく。更に、通信・放送分野における公的個人認証サービス活用のあり方について分野別検討を行っているところ。
18	登記情報の共有化、添付書類省略	登記所が他の登記所の管轄に属する登記情報についても調査を行うこととなる場合には、申請人は当該登記記録に係る登記事項証明書を他の登記所から取得して添付すべきものとされているが、登記所間での情報共有により添付書類を不要とすべき。	法務省は、登記所間での登記情報の共有化と添付書類の省略に向けて、法令改正を含めたその具体的な方法について検討を実施するとともに、実現に当たって必要となるシステム開発を行い、平成26年度中に運用を開始する。	法務省	-	登記申請に係る添付情報(添付書面)の提供(提出)の省略については、不動産登記の申請における会社・法人の代表者の資格証明情報の省略について検討するとともに、実現に当たって必要となるシステム開発を行っている。
19	自動車保有関係手続きのワンストップサービスの拡充	現在ワンストップ化されている手続は新車の新規登録のみであるが、手続きには代理が活用され、ワンストップサービスが広く利用されるようになってきている。自動車の買い換えに伴って発生する抹消登録・移転登録等、他の手続についてもワンストップ化を進めるべき。	国土交通省、総務省、財務省、警察庁が平成29年度までに実施予定のワンストップサービスの手続き拡大に関する取組状況を踏まえ、総務省は、行政書士法施行規則第20条の改正の必要性について検討し、必要な措置を講ずる。	国土交通省 総務省 財務省 警察庁	-	国土交通省等は、全国の都道府県に対して、平成29年度までに対象地域や手続きを拡大するよう働きかけを行っているところ。その状況を踏まえ、総務省は行政書士法施行規則第20条の改正の必要性について検討する。
20	道路占用手続きの簡素化・統一化	国、県、市町村など道路管理者ごとに道路の占用手続きに関する様式や添付書類等がそれぞれ異なり、申請者に過度な業務負担を強いている。	国土交通省は、平成25年度中に、道路法施行規則に定める占用許可申請書の様式を同省のホームページに掲載するとともに、その旨を各道路管理者あてに周知徹底する。	国土交通省	S	道路法施行規則に定める占用許可申請書の様式を同省のホームページに掲載するとともに、その旨を各道路管理者あてに周知した(H26.3.19)。
21	航空機登録申請の添付書類を削減した上での電子化	航空機の登録申請においては、申請内容の証明となる添付書類が多様であることから、国土交通省の電子申請システムの対象手続きになっていない。	国土交通省は、書面に代わる電磁的な手段に係る課題の整理、検討結果や行政機関間における保有情報の共有の進展状況を踏まえ、航空機登録申請手続きの簡素化を引き続き検討するとともに、平成26年度中に簡素化の内容を明確にするとともにスケジュールを明示する。	国土交通省	-	航空機登録申請手続の簡素化に向け、各添付書類に係る削減の是非及び電子化の可能性などについて検討を開始。
22	旅館における宿泊者名簿の電磁的作成・保存の推進	旅館で作成する必要がある宿泊者名簿について、名簿の電子的作成・保存が認められているにもかかわらず、一部の地方自治体では対応が徹底されておらず、施設の情報化をすすめる際の阻害要因になっている。	厚生労働省は、宿泊者名簿が電磁的方法により作成・保存が可能となっていることについて、ホームページ等を活用した分かりやすい形での周知を早急に行う。	厚生労働省	S	宿泊者名簿が電磁的方法により作成・保存が可能となっていることについて、ホームページに掲載し、周知した。
23	クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し(☆)	クラウドメディアサービスにおける著作権に係る事項は、事業者が積極的にサービス展開できるように、法令上の解釈運用を明確化すべき	文化庁は、著作権の適切な保護と著作物の公正な利用の調和を図りつつ、新しい産業の創出・拡大に資する観点から、クラウドにおける私的複製を支援するサービスや、情報活用のサービス等についてサービス提供を可能とするような権利制限規定の在り方や円滑なライセンス体制の構築について文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に平成26年度なるべく早い時期に結論を得る。	文化庁	-	平成25年6月、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、クラウドサービス等著作権に基づき検討を開始し、関係団体からのヒアリングや当該ヒアリングを踏まえた法的論議の検討等を行った。また、本課題についてより専門的かつ集中的な検討を行うため、同年11月には同小委員会の下に「著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム」を設置し、検討を行った。
24	金融機関による外部委託先の監督についての明確化(☆)	金融機関によるクラウドサービスの活用が可能となるよう、クラウドサービスの実態に応じて、外部委託先の監督規制の見直しを行うべきである。	金融庁は、クラウドサービスの健全な発展を図る観点から、平成26年度から開始される財団法人金融情報システムセンターの安全対策基準の検討、改定内容を踏まえ、クラウドサービスの適切なリスク管理、監督のあり方について検討し、必要な措置を実施する。また、クラウドサービス事業者への監査方法については、上記の検討状況と合わせ、周知徹底等の必要な措置を実施する。	金融庁	-	平成26年度から開始される財団法人金融情報システムセンター(FISC)の安全対策基準の検討、改定内容について検討し、必要な措置を実施することとしている。FISCでは、安全対策基準を改定に先立ち、クラウドサービス利用について意見集約のための有識者検討会を設置した。当庁では有識者検討会の第1回会合(4月14日)に参加し、論点を整理したところ。なお、有識者検討会では、金融機関がクラウド技術の特性とリスクを正確に把握した上で、リスクを最小限に抑えつつ、クラウド技術のポテンシャルを最大限に活用していくための方策や安全対策のあり方等について検討することとしている。
25	現況地形及び施工図の3D化・配信の推進(☆)	公共工事の設計、積算、入札及び契約については2Dの設計図書を用いることが前提となっているが、土工量計算やその結果から工期算出する上でも、容易にかつ正確に算出が可能となり、見積り誤り及び工期遅れを防止することにも効果があり、情報化施工促進に大きく役立つことから3次元化を推進すべきである。	国土交通省は、公共事業の計画から調査・設計、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、3次元モデルを活用し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図るCIM(Construction Information Modeling)について、試行を行いつつ、制度設計をおこなう。平成26年度には3次元モデルを用いた数量計算手法の活用及び設計成果の納品基準の策定等について検討を行う。	国土交通省	-	平成24年度及び平成25年度の試行結果を踏まえ、3次元モデルを用いた数量算出の要領及び設計等成果の納品基準(要領)について、平成26年度中の改定に向けて検討中。
26	建築確認申請の電子化(☆)	BIMの普及活用の状況を踏まえ、確認申請の電子化を促進すべき。	国土交通省は、BIM(Building Information Modeling)やCAD等から作成された電子データを用いた建築確認申請の電子申請を行う場合の留意点について、平成25年度中に通知する。	国土交通省	A	平成26年3月31日時点では、当該通知をするための検討・検証が不足していたため、約1カ月の期間をかけて追加検討・追加検証を行う。なお、必要な検討・検証を終え、「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて(技術的助言)」(平成26年5月7日付国指第394号)を通知済み。

項目番号	項目名	制度の現状	対処方針	関係府省名	対処状況	
					記号 (※)	具体的対処状況 (H26年3月末時点)
27	公的機関からの電子的手段による通知の促進(☆)	住民税特別徴収に係る手続きは、eLTAxをベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべき。具体的には、①企業に対する給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の電子化(1企業に対して1つの電子データでの提供)、②個人への税額通知方法の統一(データを一本化し、各納税者が専用HPへアクセスすることにより参照できる仕組みの構築等)、③「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」のフォーマットの統一化を実現すべきである。	総務省は、①eLTAxにおいては、複数の市町村からある一つの企業に当該特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されているところ。eLTAxを通じ、当該特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeLTAxを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAxに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する。 ②各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータル機能と併せて検討を行う。 ③「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係るeLTAx仕様の統一的なフォーマットについては、①の改修に併せて平成27年9月を目処に対応する。	総務省	-	①平成27年9月を目処にeLTAxを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAxに対応できるよう改修を進めている。 ②IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会においてマイ・ポータル及びマイ・ガバメントのあり方を議論しているところであり、各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、マイ・ポータルの機能と併せて検討を行っている。 ③①の改修に併せて平成27年9月を目処に対応する。
28	地下街等の閉空間における電波申請書(工事設計書)の簡素化(☆)	電波中継装置の電波申請で、多数のアンテナに関する申請を同時に行う際には、1件ごとの入力ではなく、一覧表の添付(excel.csv形式など)で一括申請できるようにするなど、電波利用電子申請・届出システムの改善を図るべきである。	総務省は、企業の利便性を高める観点から、電波中継装置の一括申請等の電波利用電子申請・届出システムの機能改善について、平成27年度のシステムの機能改修までに検討をおこない、結論を得る。	総務省	-	平成27年度の機能改修にて対応予定

※対処状況：記号：3月末までにマイルストーンが設定されていた項目に記載
「S」：対処方針の内容等に応じて対応が行われ、事案そのものが既に解決したもの
「A」：対処方針のとおり検討や論点整理が行われたもの
「B」：対処方針のとおり検討や論点整理が行われていないもの(一部措置済も含む)
「C」：対処方針では事案そのものの解決が求められていたものの、解決していないもの

パーソナルデータに関する意見

平成 26 年 5 月 22 日
規 制 改 革 会 議

世界最高水準の I T 社会を実現するため、ビッグデータの利活用を積極的に進める必要がある。その際、パーソナルデータの利活用と個人情報の保護とを両立させることは当然の要請であり、パーソナルデータに関する検討会において示された現段階の案も、そうした視点を踏まえている。また、国際的なハーモナイゼーションに十分留意する方針が示されており、これらの点で、当ワーキング・グループと立場を同じくするものと理解している。

パーソナルデータの利活用については、商業的な利活用のみが強調されがちであるが、こうした利活用であっても消費者の利益につながることは多々存在する。さらに、医療を始め公共サービスへの利活用、また、新たなトレンドを発見するデータジャーナリズムなど学術的関心からなされる利活用は、直接国民全体に利益をもたらす得ることに留意すべきである。

具体的には以下の諸点を踏まえ、パーソナルデータの利活用が進む方策を検討すべきである。

- (1) 規制対象として新たなカテゴリーが追加されると、その外縁の不確かさによって、却ってグレーゾーンが拡大される懸念がある。
- (2) 現行法では規制対象となっていない「識別子」等が規制対象に含まれる理由が定かでない。
- (3) 規制対象となるパーソナルデータについては、例えば、現行法で利用目的を特定する必要がないデータについて利用目的を特定する義務を課すなど、現行法より強い規制を及ぼすべきでない。
- (4) I T 技術の急速な進歩を踏まえ、匿名化にあたっては現在の特定の技術を用いることを義務付けることは避け、法令以外の手法を活用するなど柔軟なルールとすべきである。
- (5) ビッグデータの利活用による個人へのメリットをアピールすることも極めて重要である。

以上